

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	5	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略

### 提案団体

常総市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報や福祉サービスの受給状況等の提供を受け、入居者から収入申告書や減額免除申請書の提出を省略できるように、公営住宅法の収入申告要件を緩和してもらいたい。

### 具体的な支障事例

家賃決定に際し、入居者に収入申告書の提出を求めるが、期限内に提出がないケースが多く、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、報告の請求を行ったにもかかわらず提出がない場合、近傍同種の住宅の家賃として家賃決定することになる。家賃が高額になると、支払いが滞り、債務整理の対応業務にも苦慮している。収入申告書の未提出者の中には、職を失い収入がないケースや、福祉サービスの提供を受ける状況に陥っているなど、減額免除の対象になるが、本人からの申告書が提出されていないために、近傍同種の住宅の家賃(高額な家賃)が賦課され債務不履行にいたる悪循環が生まれている。  
公営住宅の公的給付としての性質に鑑み、申告を必要としていることは承知しているが、マイナンバーの活用等により税情報の関係書類等の提出が省略可能となった現状も踏まえ、見直しの余地はあるものと考えている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申告手続のため来庁した入居者やその家族からは、毎年同じ書類を出させられるという意見や、確定申告の情報を使ってもらえばいいのに、といった意見が寄せられている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

#### (住民の利便性の向上)

収入申告書の提出が不要となるため、書類の提出や来庁の回数を削除できる。

収入申告書の提出漏れがなくなり、収入に応じた適切な家賃を支払うことが可能となる。

#### (行政の効率化)

収入申告書、減免申請書、リマインド通知、家賃未納の督促状、催告書等の通知を発送する業務を削除できる。

家賃決定や納付に関する相談数減、他部署へのデータ出力依頼等の業務を削除できる。

### 根拠法令等

公営住宅法第16条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、相模原市、福井市、美濃加茂市、島田市、半田市、稻沢市、枚方市、小野市、熊本市

○当市も、収入申告書を期限内に提出されないケースがあり、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、家賃の件についても同様の問題が起きている。その為、マイナンバーを活用することで事務の負担軽減につながるのであれば賛同したい。

○当市においても、収入申告書の提出については、多くの時間を費やしている事務の一つである。見直しを行うことで、事務軽減につながるだけではなく、入居者の負担軽減や所得応じた適正な家賃算定、さらには滞納者の減少にもつながると思われる。

○左記支障事例と同様の事務負担が生じており、提案にある住民の利便性の向上及び行政の効率化を鑑み、収入申告に関する要件緩和が必要。（公営住宅法施行規則第7条第2項に規定するマイナンバーの運用方法を拡充し、前項の規定により必須としている書面での提出要件を緩和するなどの措置が必要。）

○当市では入居世帯約300件に対して、1回目の通知で約50件程度期限までに収入申告書の提出がなく、2回目の督促で残り約40件程度提出があり、残りの約10件程度が訪問するなどで対応している現状があるため、提案市の提案に賛成する。

## 各府省からの第1次回答

公営住宅法第16条第1項において、家賃の決定を入居者からの収入申告に基づくこととしている趣旨は、低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則であるためである。

このため、入居者からの何らの申告なく低廉な家賃を設定することは困難であるが、現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であると考える。

例えば、入居者に具体的な金額の記載を求めるのではなく、「所得証明書等に記載の所得金額のとおり」や「収入なし」といった簡易な選択肢による申告を求め、申告を受理した事業主体がマイナンバー等を活用することにより家賃算定に必要な情報を取得し、家賃を決定する方法も考えられる。

なお、公営住宅法第16条第5項は家賃の減免ができる旨を規定しているのみであり、公営住宅法令上減額免除申請書の提出を求めていないため、各事業主体の裁量により申請書の提出によらない方法とすることも考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であることは承知しておりますが、具体的で示していただいたような申告書記載の簡略化はすでに行っています。

このため、府内情報の連携で取得できる入居者の情報により家賃算定が可能なものについては、収入申告書提出の省略や減額免除を行えるようにすることを改めて求めます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、行政手続きのオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるために

は給付を受けようとする者が申告することが原則である」との回答だが、申請主義の原則は入居を希望することで充足されており、家賃の決定に際して必要な情報を徴収する局面についてまで当該原則を及ぼすことは、解釈として本当に正しいのか。

低額所得者向けという公営住宅の性質上、その入居希望の意思表示には、低廉な家賃で居住する、いわゆる公的給付を受けようとする趣旨が当然に含まれていると考えるべきであり収入申告について重ねて公的給付を受けるためのものと捉える必要はないのではないか。

入居決定時に提出する収入申告書は入居を希望する際の必要資料であるとともに、当初の家賃決定の際の必要書類と整理をし、入居の希望は申請主義の原則から収入申告書の提出が必要であるが、家賃決定のための書類としてはマイナンバー連携による省略を可能にすることはできないか。

入居申込時に、「特段の反対がない限り、毎年、収入申告があったものとみなすこととする」といった包括的な同意を得ることで、以降の毎年の収入申告書の提出に代替する余地はないか。

第1次ヒアリングにて個別案件の言及があった減額免除申請書の提出について、事業主体内の情報連携により減額免除対象者と判断できた場合、職権にて認定することは可能であるか。

以上の点を踏まえて、提案実現に向けて検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

公営住宅法第16条第1項において、低廉な家賃の設置の必要性は入居者の収入によって判断されるものであるから、入居者は、自らの収入を事業主体に申告して初めて同条に基づく低廉な家賃の設置を受けることができるとされているため、申請主義の原則は家賃の決定にも及ぶものと解され、入居希望の意思表示に加えて、家賃決定の際にも入居者からの申請が必要となるのが原則であると考えている。

その上で、現行では、家賃決定に係る入居者からの申請は、書面による収入申告の方法に限定されているところ、上記の申請主義の原則が維持され、事業主体がマイナンバーの活用により所得金額など家賃決定を行うにあたって必要な情報を利用できる場合には、一定の条件の下で、入居年度の次年度以降の家賃決定について、書面による収入申告以外の方法も認められ得るものと考える。

上記を踏まえ、法令に基づく所得金額の控除や必要な家賃減免の機会が担保されていることや、入居者が事業主体のマイナンバー活用による収入把握を承知していることなど、公営住宅制度における必要な条件や運用等を関係省庁等とも協議・調整の上、マイナンバーを活用した、書面による収入申告以外の方法が可能か検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(17)】【総務省(14)】【厚生労働省(25)】【国土交通省(16)(i)】

公営住宅法(昭26法193)

公営住宅の家賃決定については、以下のとおりとする。

・入居者からの収入申告(16条1項)については、書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来の書面による申告方法に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告方法も可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・家賃の減免(16条5項)については、各事業主体の裁量において、申請書の提出によらない方法も可能であることを、上記の措置に併せて地方公共団体に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	16	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

所得税及び地方税の障害者控除認定事務において情報提供ネットワークシステムを活用可能とすること

### 提案団体

日の出町

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 10 条及び地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第7条又は第7条の 15 の7の規定における「障害者控除の対象者」について、保険者が有する介護保険情報を、既存の情報提供ネットワークシステムを通じて自治体間の情報照会及び取得が可能となるよう求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

所得税法施行令、地方税法施行令に規定される市町村長等の障害者認定に関しては、要介護認定の有無にかかわらず、精神または身体に障害のある 65 歳以上の人で、障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合など、障害者控除の対象となる人の範囲に該当する場合には、障害者控除の対象となるとされ、多くの自治体において、対象者が住民票を有する住所地の市区町村が受付から認定までの業務を行っている。

#### 【支障事例】

当町は、介護保険法第 13 条第1項第1号に規定される住所地特例が適用される介護保険施設が 12 施設あるが、そのうち当町の被保険者は1割程度であり、大半を占めている住所地特例対象者は、住民票を施設住所地(当町)に移しながら、介護保険の保険者は前住所地の自治体が担っているという状況にある。

先に述べたように、障害者控除対象者受付及び認定書発行業務は、多くの自治体で、住民票所在地の市区町村が行っている。

については、障害者控除認定業務に必要な介護認定情報を有している介護保険の保険者は前住所地自治体でありながら、当該情報に基づいて受付及び認定書を発行する業務は現住所地自治体が行うという、同一業務遂行に関わる自治体の不一致があり、現住所地自治体が前住所地自治体に申請がなされるたびに都度情報照会を行って受付と認定書発行業務を行わなければいけないという事務の煩雑さが生じている。

その結果、確定申告の受付時期には、現住所地自治体である当町に住所地特例者の当該認定申請業務が殺到する状況となり、通常業務を圧迫している。

#### 【支障の解決策】

情報提供ネットワークシステムを通じて、①要介護度、②要介護認定の有効期間、③障害高齢者自立度及び④認知症高齢者自立度に関する情報を取得可能とすることで、申請から認定書発行までの時間を大幅に短縮できる。

なお、障害者控除の具体的な認定方法は、市町村間で公平を欠くこととなるとされており(平成 14 年8月1日付け厚生労働省事務連絡)、全国的に上記情報に基づいて障害者控除の認定の適否を判断していることを補足する。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

確定申告等における障害者控除の認定申請をする場合、確定申告等を行う家族等から対象者となる被保険者の現住所地自治体に申請され、その後申請を受けた現住所地自治体から前住所地の保険者自治体に介護認定情報等の照会を行い、その後、前住所地の保険者自治体からの回答を受けた現住所地市区町村が、当該回答の認定情報等に基づいて申請者に認定書を交付している。

これらの事務手続きについては、至急で行っても14日程度の時間を要することから確定申告期間には、申請者から催促の連絡を多く寄せられており、迅速な対応が可能となる仕組みづくりが急務となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存の番号利用法第19条第7号に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会によって、保険者自治体からの情報取得がすみやかに行われることにより、申請から認定書発行までの時間が短縮され（所要時間約5分）、住民サービスの向上及び行政の効率化につながる。

## 根拠法令等

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、魚沼市

○介護保険住所地特例対象被保険者にかかる障害者認定申請の受付及び証明書発行業務を行うためには、介護認定情報を有する前住所地の自治体への照会が必要であり、発行までに非常に時間がかかる煩雑な事務となっている。また当市の住所地特例被保険者の住民登録地によって申請先の取り扱いが異なっており、住所地へ申請する場合と前住所地へ申請が必要な場合があり、住所地へ申請する場合は、住所地自治体から前住所地自治体へ照会を行い、その結果に基づいて認定書発行業務を行うため時間がかかり、申請者にとっても負担が大きい。

○情報照会及び取得が可能となることで、当該業務に係る時間短縮につながると考える。

## 各府省からの第1次回答

○所得税及び地方税上の障害者控除の一部の事務については、「老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」（平成14年8月1日付厚生労働省事務連絡）に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、知的障害者等又は身体障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けた者が対象とされている。当該認定に当たっては、医師や職員による個別の確認のほか、要介護認定に係る情報等を参考に確認する方法を示しており、これを踏まえて、各市町村において、公平性を欠かないよう適切な方法で実施されている。なお、当該事務連絡では「要介護認定」と「障害認定」は、判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難な旨もお示ししているところである。

○このような中で、当該事務において情報提供ネットワークシステムを活用するためには、全市町村においてシステム改修等が必要となり、また、システム改修に係る相応のコストも見込まれるため、障害者控除に係る事務における支障事例の件数等の状況等も考慮し、慎重に検討する必要があると考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

お示しの事務連絡によって、障害の程度や寝たきりの程度についての判断根拠が全国一律とされているわけではなく、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難な旨が示されていることは承知している。

しかしながら、障害の程度や寝たきりの程度の判断に際して、要介護認定に係る情報である「障害老人の日常生活自立度」及び「認知症老人の日常生活自立度」を参考とすることは、厚生労働省の当該事務連絡にも明記されており、所得税及び地方税上の障害者控除に係る事務において、事務情報提供ネットワークシステムによりこれらの情報の取得を可能とすることは、事務負担の軽減に大きく資すると考えている。

「慎重に検討する必要がある」との回答であるが、こうしたことを踏まえ、前向きな検討をいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

○障害者控除の認定事務にあたっては、「老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成14年8月1日付厚生労働省事務連絡)において、医師の診断や職員による調査のほか、要介護認定に係る情報等を参考に確認する方法を一例として示しており、これを踏まえて、各市町村において、公平性を欠かないよう適切な方法で実施されているところ。

○今回、提案自治体が求めている情報提供ネットワークシステムを活用した要介護認定に係る情報の連携を行うこととする場合、全自治体において、要介護認定に係る情報を連携するためのシステム改修を行う必要があるため、支障事例の件数が少なく、情報提供ネットワークシステムを活用した要介護認定に係る情報の連携を行うニーズが必ずしもない自治体も含めて、追加的な事務負担や費用負担を相当程度生じさせることとなる。

○この点、当該障害者控除に係る事務における支障事例について、複数の自治体にヒアリングを行ったところ、事例としてはごく限られた件数であることが想定されたため、相当程度の追加的な事務負担や費用負担を負つてまで、情報提供ネットワークシステムを活用した要介護認定に係る情報の連携をするためのシステム改修を希望する自治体は限定的であると考えている。そのような状況の中で、本提案の措置を実施することは難しいと考える。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	18	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し

### 提案団体

中核市市長会

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

マイナンバー情報連携の仕組みを活用し、健康保険等加入時の国民健康保険の脱退届出を不要にする。具体的には、健保組合等にて資格取得時に、加入者情報を中間サーバーに連携されたタイミングで国保に情報を自動配信し、国保は職権にて資格喪失処理を行う。

上記対応が困難な場合、脱退勧奨対象者を減らすために以下の対応を求める。

・健康保険等加入時に適用事業所において国保の脱退届出を本人に案内し、提出を促す。

・上記案内の便宜のために、マイナポータルにおけるオンライン申請ができない市町村にも可能となるよう協力を求める。

### 具体的な支障事例

健康保険等の加入資格を取得した場合、14日以内に市町村国民健康保険の脱退の届出を求め、資格喪失処理を行っているが、届出がない場合、二重加入期間が生じ、保険料過誤納や、調定が残り続けることによる収納率低下の要因にもなっている。

現在、定期的にオンライン資格確認等システムを活用した情報照会を行い、他の健康保険に加入していたことが判明した世帯のうち脱退手続きが未完了のものに対し、脱退勧奨通知を送付している。

これらの作業については相当の時間と手間を要し非効率であるため事務改善が必要である。

このような支障を改善するため、勧奨手続が不要となる措置を求めるが、当該対応が困難である場合、そもそも資格重複の状況が生じることを可能な限り防ぐことで、その後に勧奨手続の負担が減るよう、健康保険等加入時に適用事業所において国保の脱退届出を本人に案内し、提出を促す代替措置を求める。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

健康保険等の加入資格を取得した場合、年金制度と同様に、国民健康保険制度においても自動的に資格を喪失するとの誤った認識を持たれる場合があり、脱退の届出が大幅に遅れる例が多々ある。届出が遅延すると、保険料が未納の場合は督促状送付や滞納処分へと発展する場合があり、また口座振替など継続的な保険料の支払いがあれば資格喪失時に多額の還付金や還付加算金支払いの手続きが発生するなど、事務が煩雑となるだけでなく住民にとっても負担が生じる。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーの仕組みを活用して、脱退の届出が不要となれば、支障事例に記載する様々な課題が解決し、住民の利便性が向上し、行政の事務の効率化につながる。

## 根拠法令等

国民健康保険法第9条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、八潮市、佐倉市、川崎市、相模原市、亀岡市、城陽市、茨木市、羽曳野市、兵庫県、安来市、山口県、新居浜市、東温市、大野城市、大村市、鹿児島市

○ご本人の資格喪失届出の認識がなく、手続が大幅に遅れ、保険税還付の処理が発生した。また、同時に医療機関を本来資格のない保険証で受診してしまい、不当利得として請求しなければならない事例が多々発生する。加入と同時に喪失が完了することのメリットが非常に大きいと感じる。

○当市でも同様の支障事例が生じており、行政の事務の効率化及び被保険者の手続き簡素化につながることから、見直しを図っていただきたい。

○当市においても類似の事務を行っているため、効率化につながると考える。

○厚生年金に加入した際、国民年金に係る市区町村への届出は不要となっており、国民健康保険においても届出を省略する対応が可能であると考える。現在、資格重複リストを用いた職権喪失処理が可能とされているが、国保脱退の届出の勧奨事務が負担となっているほか、職権処理を行えるのは勧奨通知の1か月後であるため、スムーズな資格喪失処理の妨げとなっている。令和2年の地方からの提案への回答で「対象者が自覚すること無く、無保険状態を誘発しうることから…勧奨は必要」とされているが、職権処理をした時点で対象者に通知すれば済むことであって、職権処理を前提とし勧奨通知を不要とすることで加入者の届出に係る負担軽減にもつながるため、改善を求める。

○当市においても、現在、定期的にオンライン資格確認等システムを活用した情報照会を行い、他の健康保険に加入していたことが判明した世帯のうち脱退手続きが未完了のものに対し、脱退勧奨通知を送付している。本提案にあるとおり、脱退勧奨通知を経ることなく、職権で資格喪失処理を行うことが可能となれば、保険料の二重課税や保険給付の不正不当対応などの問題は軽減することが見込まれ、事務の効率化に寄与するため。

○当市においても同様に、毎月20人程度の勧奨事務を行っており、多大な時間と費用を要している。年金制度が喪失手続不要であることから制度を誤認し、窓口でトラブルになるケースが発生している。

○マイナンバーの仕組みを活用し脱退の届出義務を不要にすることは、住民の利便性が向上し、行政の事務の効率化に寄与すると考える。

## 各府省からの第1次回答

国民健康保険における資格喪失の届出は、対象者が自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているものであり、資格喪失の届出を不要とすることや事前の資格喪失届出の勧奨を行うことなく職権で資格喪失処理を行うことは適当でないと考えている。なお、中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能はなく、ご提案のような方法で健康保険の被保険者資格を取得した者の情報を配信し、国民健康保険の資格喪失届を不要とすることは困難。

また、健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについては、それに伴う事業主の事務負担の増加を踏まえ、慎重な検討が必要であると考えており、一方で、資格喪失手続に係るマイナポータルによるオンライン申請の導入等については、引き続き保険者に対して適切に働きかけてまいりたいと考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案に関しては、複数の自治体においても同様の支障事例があるよう、自治体側だけでなく住民側にとつても大きなメリットがあることを踏まえ、以下の点について再検討いただきたい。

資格喪失の届出の目的が、「自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているもの」ということであるが、例えば職権で喪失処理をすることを対象者に事前通知するなど、工夫をすれば無自覚で無保険状態は容易に避けられると考える。

また、「中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能はない」という説明に関しては、当方も当然承知の上で今回の提案に至っているところ、今後、機能要件の追加についても検討をお願いするもの。

「健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについて、それに伴う事業主の事務負担の増加」とあるが、具体的にどういった事務負担の増加となるのかお示しいただくとともに、

現在抱えている自治体の事務負担との比較検討をお願いしたい。二重加入といった支障事例は自治体側だけの課題ではなく、被用者保険を含め医療保険制度全体で捉えるべき課題であるとの視点に立った上で、再検討をお願いするものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【伊勢崎市】

本提案は、他の健康保険等に加入した事実をもとに国保資格を喪失させるものであり、資格喪失の届出や事前の資格喪失届出の勧奨を不要とすることにより「対象者が自覚すること無く無保険状態となる」という指摘はあたらない。

国保資格を職権喪失処理した際は対象者にその旨を必ず通知することとし、当該健康保険等の資格を喪失した場合は国保加入の届出が必要であることを併せて周知すれば、自覚することなく無保険状態となることは避けられる。健康保険等の情報を自動配信することは難しいとしても、すでに運用されている資格重複リストにより届出勧奨がなくとも職権喪失処理を行えるようにすることは可能であり、住民の利便性向上と全国市区町村国保の事務処理に係る負担・コストの軽減につながるよう改善することを強く要望する。

### 【城陽市】

資格重複リストに挙がっている時点で前提として他の健康保険に国保と重複して加入されており、対象者が無保険状態となる状況は通常考えられない。

対象者が自覚することなく無保険状態となるのは、資格重複リストに挙がっている他の健康保険を脱退し、その後、いずれの健康保険にも加入していない場合であることが想定されるが、資格の適正化のためには他の健康保険に加入された時点で一度資格を喪失させ、再度、国保加入が必要となった時点で加入手続を行うべきである。これは、対象者からすれば保険者で資格重複情報を把握しているにもかかわらず、保険料を重複して徴収している状況に見えるため、窓口等でトラブルになるケースが発生した場合に、対応に苦慮することになるのはもちろんのこと、資格喪失手続と取得手続を何ら行うことなく国民健康保険の資格が断続的に自動的に認められるのであれば、適正に手続を行う者と公平性が保てない。さらには勧奨通知の送付に係る人件費・郵送料等の経費に係る財源措置がない以上、その運用方法は各保険者に委ねられることが望ましいと考える。

### 【茨木市】

国民健康保険の社会保険取得に伴う資格喪失の届出に限っては、そもそも他の社会保険の取得確認を持って処理されるものであるため、脱退勧奨せずとも国保被保険者であった者が自覚すること無く無保険状態となるようなことにはならないと考えている。

そのため、中間サーバーの情報を活用した喪失確認処理にかかる取り扱いにおいて、最終的に職権処理を可能としていることから、勧奨通知を送付せずに職権喪失時に資格喪失した事由を含めた内容を本人に通知することとしたい。

### 【羽曳野市】

回答に記載の「国民健康保険における資格喪失の届出は、対象者が自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているものであり、資格喪失の届出を不要とすることや事前の資格喪失届出の勧奨を行うことなく職権で資格喪失処理を行うことは適当でない」について、国民年金においても、自覚することなくという視点では同様(年金未加入状態)であるが、すでに国民年金では本人の届け出無しで資格喪失を行っており、国民健康保険では職権での資格喪失処理は適当ではないという考えは整合性に欠ける。

回答に記載の「中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能がないので資格喪失届を不要とすることは困難」については、現状のシステムの機能がない事をもって困難とすべきではなく、支障事例にあるように届出が遅れた際の保険料(税)還付に係る住民の負担、不当利得の際に保険者間調整が出来ない場合の住民の負担などを検証のうえ、対応が必要であればシステム改修により対応すべきと考える。

回答に記載の「健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについては、それに伴う事業主の事務負担の増加を踏まえ、慎重な検討が必要」については、すでに国民健康保険においては、保険者が脱退勧奨を行うことによる時間と手間をかけており、この点と住民への負担(前述の保険料(税)還付手続き、保険者間調整が不可の場合の請求等)を考えると、適用事業所においても喪失届を促すことは当然にすべきと考える。

### 【大野城市】

今回求める措置は健康保険等加入時の国民健康保険の脱退届出を不要とするものであり、回答にある「対象者が自覚すること無く無保険状態となる」ことはないと想定される。

健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについては、「それに伴う事業主の事務負担の増加を踏まえ、慎重な検討が必要である」とのことであるが、適用事業所に対して過度の事務負担を求めるものではなく、例えば協会けんぽから、資格確認書等を事業所に送付する際の送付文書等に、「国保脱退の届出が必要ですので周知願います」等の文言を記載するなどの方法により、対応いただける

のではないかと考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

## 各府省からの第2次回答

中間サーバーに保険者へ情報を自動的に配信する機能を追加することは困難であるが、保険者における事務負担を軽減する観点から、現在の「資格重複状況結果一覧」を用いた被保険者資格の職権喪失事務の取り扱いについて、勧奨文書の送付等の要件について見直しを行う。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【厚生労働省】

(32) 国民健康保険法(昭33法192)

(iii) 国民健康保険の事務における他の医療保険との資格重複情報を用いた職権による被保険者資格の喪失処理については、市区町村の負担を軽減する観点から、資格喪失対象者への資格喪失届の提出を求める勧奨文書の送付要件等の見直しを行い、市区町村に令和7年度中に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	38	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナポータルを活用した電子的な交付を可能とすること

### 提案団体

大府市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

### 求める措置の具体的な内容

マイナポータル上の「わたしの情報」において、課税所得額を確認できることから、所得課税証明書については、住民からの請求に基づき、マイナポータル上で当該情報を証明書形式(PDF)に変換し、自動で電子署名が付与される機能を追加することで、PDF等による電子的な交付を可能とすること。

戸籍証明書、納税証明書についても、マイナポータル上で電子的な交付を可能とすること。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

当市では納税証明書及び所得課税証明書について、マイナポータルのぴったりサービスを利用した電子申請を受けているところだが、当該証明書の発行は法令上の規制はないものの、実質的に紙で行うものとされており、電子申請の活用が進まず、依然として窓口や郵送での請求・交付が多い現状である。

戸籍証明書についても、当該証明書の発行は法令上の規制はないものの、交付のための具体的な方法等について示されておらず、自治体において電子交付が進んでいない現状である。そのため、当市においてもマイナポータルを含め、電子申請・電子交付を行っていない。

#### 【支障事例】

当市における令和6年度の納税証明書及び所得課税証明書の発行見込件数は、約1万2千件であり、電子申請での受付は現在のところ68件となっている(令和6年10月から電子申請の受付を開始)。窓口や郵送での請求が多数を占めるが、窓口請求の場合は、1件あたりの対応時間が5~7分、郵送の場合の対応時間は1件あたり15分程度を要しており、事務負担が大きい。

#### 【支障の解決策】

マイナポータル上で戸籍証明書、納税証明書及び課税所得に関する情報を証明書(PDF形式)に変換した上で、電子的に交付することを可能とする。交付に当たっては、住民からの請求に対して自動で電子署名が付される機能を追加する方法のほか、国税の電子納税証明書で利用されているQRコードを付す方法などによって、証明書の真正性を確保することが必要。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者から「電子申請ができるることは知っているが、郵送で証明書が届くまでに時間がかかるため、わざわざ会社を休んで窓口に来た」という声がよく聞かれる。また、「PDF形式等の電子データでもらえれば、民間事業者等の窓口に行かずに行える手続も増えるはず」といった声も多い。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各種証明書の電子交付が可能となれば、電子申請や手数料の電子決済を可能とすることで、証明書の申請から受領までに要する時間が短縮され、住民の利便性が大きく向上する。  
マイナンバーカードの利用機会がより創出され、マイナンバーカードの普及につながる。  
行政手続きの電子化が進む。  
市区町村側の交付作業や発送作業を大きく減らすことができる。  
市区町村の証明書交付に関わる窓口件数が減少し、事務の効率化が図られる。

## 根拠法令等

地方税法第20条の10  
戸籍法  
戸籍法施行規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、当別町、青森市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、島田市、名古屋市、刈谷市、豊田市、城陽市、堺市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、熊本市

○申請者から「わざわざ会社を休んで窓口に来た」という声がよく聞かれる。また、電子申請や郵便申請により申請した場合、郵送代や、郵便が到着するまでの日数が必要となる。速達を希望した場合においても、取得まで通常並みの日数がかかったという声もあった。  
○当市における令和6年度の納税証明書及び所得課税証明書の発行件数は約1万5千件であり、その大半が窓口申請となっているが、対応に時間と手間がかかり事務負担も大きい。令和7年度から税務証明書に係る電子申請を開始する予定だが、証明書を発行して郵送するという事務負担が残り続けるほか、市民側も申請後に紙の証明書が届くまで時間がかかることから、現状のやり方のままでは電子申請が大きく普及するとは考えておらず、電子的なデータのやりとりのみで証明書の交付を完結させる方法を確立することが望ましいと考える。  
○当市においても郵送で証明を取得するにあたり市民から時間がかかる等の指摘をされることがある。  
○戸籍情報がマイナポータルにより電子的に交付されることにより、住民の利便性向上が図られる。  
○マイナポータル上で所得証明の発行が可能となれば、窓口応対件数が減少するため、業務負担軽減の効果はある。

## 各府省からの第1次回答

### 【デジタル庁、総務省】

地方税法第20条の10に基づく納税証明書や、地方団体が条例・規則等に基づき定める課税証明書等の電子的な交付については、提案者もご認識のとおり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項及び第16条第1項の規定に基づき、各地方団体の判断により、既に電子的な交付が可能であるところ。

なお、eLTAXを経由した納税証明書の電子的な交付については、「令和6年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」において、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現すべきとされたことから、マイナポータルの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を開始したところである。

### 【法務省】

戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第79条の5）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案における各証明書は、多岐にわたる場面で利用され、社会基盤の一端を担っている。このため、各市区町村での電子交付化への取組に濃淡があることは望ましい状況とは言えず、マイナポータルのぴったりサービスなど、統一的なプラットフォームにおいて、全国で一律に、全国民がどの市区町村に居住しても利用できるようになすべきである。納税証明書の電子的な交付について検討を開始されたとのことだが、課税証明書についても検討いただき、確実な実施と早期実現をお願いしたい。戸籍証明書の電子的な交付についても、同様に統一的

なプラットフォームにて実施できるよう再検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【青森市】

国として、関係府省の垣根を超えて、法令整備はもちろんのこと、マイナポータル上で各種証明書発行管理ができるなど、一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

### 【豊田市】

電子的な交付は制度上、許容されているということだが、その具体的な方法等については提示されていないと思われるため、各種証明書の電子的な交付を可能とするためのガイドライン等を整備頂きたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国町村会】

納税証明書等の電子的交付について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書のマイナポータルによる電子的交付について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画(R6.6)において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

納税証明書の電子的な交付について、具体的な検討を開始されたとのことだが、実現に向けて前向きに検討いただきたい。

課税証明書の電子的な交付について、納税証明書と合わせて検討する余地はないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

## 各府省からの第2次回答

### 【デジタル庁・総務省】

地方税法第20条に基づく納税証明書に加え、各地方団体が条例で定めるいわゆる所得課税証明書なども含めた、各種税証明書の電子的な交付について、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、eLTAXの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を進めている。

### 【法務省】

戸籍証明書の発行手数料は、市区町村の歳入とされており、電子交付であっても同様であることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。また、戸籍証明書のオンライン交付に関して、既に1次回答において制度上許容されている旨回答済みであるところ、オンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

## 令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(15)(i)】【総務省(10)(v)】

#### 地方税法(昭25法226)

納税証明書(20条の10)及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、地方税ポータルシステム(eLTAX)の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、電子的な交付の方策について検討し、令和8年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	50	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

政府共通決済基盤における決済一覧画面上で各手続きの名称を確認可能とする等の機能改善

### 提案団体

福島市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

政府共通決済基盤における決済一覧画面上で各手続きの名称を確認可能とすること。  
また、同画面においてフィルター機能を設けるなど、アカウント(所属)ごとの決済情報の表示を可能とすること。

### 具体的な支障事例

当市ではぴったりサービスを中心にオンライン申請及び申請時のキャッシュレス決済の導入に取り組んでおり、令和5年度実績として 124 手続きをオンライン化した。  
今後更にキャッシュレス決済の活用を進めるにあたり、以下の点が支障となっていることから改善をお願いしたい。  
政府共通決済基盤は、自治体内のすべてのアカウント(所属)の決済情報が一覧画面に表示される仕様となっている。自身の所属の決済情報を確認するとき、決済一覧画面では手続き名称が表示されないため内容の区別ができず、手続き名でフィルターもかけられないため、他所属の決済情報と混同してしまう。これにより、月ごとの収入計算の作業効率が非常に悪く、他の事務作業に費やすべき時間を圧迫している状況となっている。また、お客様からの決済取消依頼への対応が遅れる場合がある。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利便性の向上により、政府共通決済基盤を活用する自治体の増加、キャッシュレス決済を行う手続きの増加が見込める。また、職員による錯誤の減少にも期待ができる。

### 根拠法令等

—

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、福井市、稻沢市、熊本市

○現在はぴったりサービスによるオンライン申請時にキャッシュレス決済を導入している所属が一つしかないため、今のところ支障は発生していないが、令和7年度中に複数の所属でキャッシュレス決済を導入予定であり、手続別に決済情報が確認できないと各所属への決済手数料の振分けに時間がかかり業務に支障が出る可能性がある。

#### 各府省からの第1次回答

マイナポータル申請管理において、一定期間中の各種申請に係る決済金額一覧を出力できるよう機能改修を行う予定であり、これにより各決済情報の手続名称を確認すること、またアカウント(所属)ごとの決済情報を確認することが可能となる。これらの機能追加は令和7年度中の実現を現在予定している。また、令和7年4月に実施した政府共通決済基盤の機能改修により、マイナポータル申請管理で決済情報をほぼリアルタイムで取得できるようになったほか、政府共通決済基盤にて返金処理を実施し、マイナポータル申請管理へ返金ステータスが連携できるよう令和7年度中に機能改修を予定している。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該機能改修により、当市の提案は実現されるものと認識している。令和7年度中の機能改修に向けて遺漏なきよう取り組んでいただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

#### 各府省からの第2次回答

一定期間中の各種申請に係る決済金額一覧が出力可能となるよう令和7年度中にマイナポータル申請管理の機能改修に取り組んでまいりたい。

#### 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁】

###### (39)政府共通決済基盤

政府共通決済基盤を活用した手数料等の収納については、市区町村の事務負担を軽減するため、特定の期間における各種申請に係る決済情報の一覧が申請手続の所管課ごとに出力可能となるよう、令和7年度中にマイナポータル申請管理を改修する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	51	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

ぴったりサービスにおいて様式の編集権限を設定可能とすること

### 提案団体

福島市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

ぴったりサービスにおいて、アカウント(所属)ごとに様式の編集権限を設定可能とすること。

### 具体的な支障事例

当市ではぴったりサービスを中心にオンライン申請及び申請時のキャッシュレス決済の導入に取り組んでおり、令和5年度実績として124手続きをオンライン化した。今後更にぴったりサービスの活用を進めるにあたり、以下の点が支障となっていることから改善をお願いしたい。ぴったりサービスにおいて様式を作成する際、【フォーム編集画面】で初期表示される様式はログインしたアカウントではなく【手続き名称】に紐づいており、直近で他所属(他アカウント)が作成した様式が表示されることがある。そのまま当該様式を編集し上書きしてしまうと市民への公開画面にも反映されるため、手続内容と様式の不一致により市民の混乱を生じさせる恐れがある。当市では、知らないうちに他所属の様式を変更してしまっていたという事象が過去に10件ほど発生しており、当該事象が発生した場合、複数の所属で誤編集の事実を確認し修正を行わなければならず、修正が完了するまでに1日以上を要することもあった。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

使いやすさ向上に伴うぴったりサービス利用自治体の増加とオンライン手続きの拡充。

### 根拠法令等

—

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、富士市、名古屋市

## 各府省からの第1次回答

マイナポータル申請管理では、アカウントごとに特定の手続に対する編集権限の設定が可能となっており、権限が割り当てられていない手続きについては編集できないようになっている。そのため、アカウントごとに手続きの割り当てを行うことで、権限のないアカウントについては手続きの編集・更新等を行うことができなくなるため、担当者ごとにアカウントの権限設定及び担当する手続きの見直しを検討いただきたい。

なお、アカウントの分類の詳細についてはマイナポータル申請管理「操作マニュアル～共通編～」の「03\_アカウントの分類について」を、アカウントの権限設定の方法については「操作マニュアル～ユーザーアカウント管理編～」をそれぞれ参照いただきたい。また、ぴったりサービスヘルプデスクに問い合わせいただければ、マイナポータル申請管理の操作についてご案内することも可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のアカウント権限は既に設定しているが、選択した手続に紐づき、他課アカウントが作成した様式が編集管理画面上に初期表示される仕様や、他課アカウントによる編集内容が制度所管課アカウントの様式に適用される仕様については権限設定に依存していない。また、ぴったりサービスヘルプデスクに問い合わせを行ったが、当市が権限設定を誤ったわけではなく、上記が仕様であることを確認した。これらは錯誤を誘発する仕様であり、他課アカウントが作成した様式が初期表示されないような権限仕様とするなど、改めて早急な改善を要望する。

なお、当市が提案した時点において確認していた「他課アカウントにより編集された内容が本番環境ページへ（自動的に）適用される事象」は現時点では見られなくなったため、利用者に誤った情報を提示する可能性は低減したと認識している。他方、他課アカウントが作成した様式が編集管理画面上に初期表示される仕様や、他課アカウントによる編集内容が制度所管課アカウントの様式に適用される仕様が残っているため、例えば、制度所管課アカウントの様式を他課アカウントが誤って編集してしまい、その後、制度所管課が様式の更新等のタイミングで、編集内容を認識しないまま本番環境ページに公開してしまうリスクが依然として残ってしまっている。こうしたリスクを回避するためにも、他課アカウントが作成した様式が編集管理画面上に初期表示される仕様などの見直しを検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行システムで対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

## 各府省からの第2次回答

以下の操作を行った場合には、既に作成済みの手続の様式も同時に修正されますので、操作マニュアルに沿って正しく様式の登録を行ってください。

【既存の手続様式が同時に修正されてしまう操作】

既に作成済みの手続（以下、「手続①」とします）に様式が登録されている場合、手続を追加した後に「様式の編集」をクリックすると、手続①に登録されている様式が表示されます。

この状態で「帳票を新規作成」を行わず、「画像を差し替え」で様式を編集すると、手続①に登録されている様式も同時に修正されます。

※既に登録されている手続と同じ手続を「手続の追加」で作成する場合は、必ず「帳票を新規作成」を行ったうえでフォーム編集をし、様式の登録を行ってください。（詳細は「操作マニュアル～ユーザーアカウント管理編～」P154をご参照ください。）

なお、編集管理画面上に他課アカウントが作成した様式が初期表示される事象については、登録済みの手続の画像差し替えを行う貴団体の利用方法によって生じているものであり、操作マニュアルに示すとおり手続を新規に作成し「帳票を新規作成」を行った場合はご指摘の事象は発生しないため、システム改修等は予定しておりません。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁】

(33) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii) マイナポータルのサービス検索・電子申請機能については、以下のとおりとする。

・申請様式の作成については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、他の市区町村が作成した申請様式の複写を可能とすること、LGWANに接続された端末から申請様式のフローのプレビューを可能とすること及び他のアカウントで作成された申請様式の誤編集を防止することについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	59	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

全国の登記所備付地図の座標データを地図表示形式で公開すること

### 提案団体

新潟県、福島県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

### 求める措置の具体的内容

令和5年1月23日よりG空間情報センターを通じて無償で一般公開された全国の登記所備付地図の座標データを、地図表示の形式で公開するよう求める。

### 具体的な支障事例

不動産取得税の課税標準の算定に当たっては、免税点の規定により、土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、それぞれその前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得とみなすことから、隣接地の取得であるか否かを判断する上で公図による隣地関係の確認は必須業務となっているが、当該業務による事務負担は非常に大きい。(当県が令和6年度に公図を公用取得した枚数:約4,740枚)

令和5年1月23日より、全国の登記所備付地図の座標データがG空間情報センターを通じて無償で一般公開されたが、当該座標データとCAD図面又は地図情報(eMAFF農地ナビやセキュアGISデモサイト等)との重ね合わせには専門性の高い事務処理能力が求められることから、当県では当該座標データを活用することはできず、依然として公図を公用で請求せざるを得ない。それにより公図の公用請求に係る法務局の窓口負担も増加させている。

なお民間企業においては、当該データを基に地図DB化し、日本全国の公図をweb上で検索、表示できる各種サービスの提供が行われているが、有償のためコストが生じる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

登記所備付地図の座標データの提供では、一般利用者が活用する術がないため、利便性の向上は見込めず、公図を有償で請求せざるを得ない状況である。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減及び法務局の窓口負担の軽減

### 根拠法令等

不動産取得税の免税点(地方税法第73条の15の2)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、千葉県、兵庫県

○今後、地方自治体における登記情報連携を大幅に拡大する予定があり、デジタル化の推進が図られるなかで、公図請求事務が取り残されることは行政機関職員にとって真の利便性の向上に繋がらない。実務においては、法務局窓口の混雑により円滑な事務が妨げられている実態があることや、公図請求の件数に関わらず、請求書は一律に作成する必要があるなど、事務処理上の負担も大きい。

○G空間情報センターから取得できる登記所備付地図（地図に準ずる図面を含む。）のデータ（XML形式）は、一般的には地図情報（GIS）ソフトウェアにはそのまま取り込めず、専用の形式（Shape形式等）に変換する必要があり、活用が困難である。Web上の地図情報で登記所備付地図を閲覧できれば、地籍調査地区の現況把握がより円滑になるといった利点があると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

【デジタル庁、法務省】

G空間情報センターを通じて公開している登記所備付地図データを他の地図情報と重ね合わせがされた状態や画像形式のデータにして公開することについては、重ね合わせるべき地図情報の内容や公開するデータのファイル形式等に係るニーズを把握した上で、既存の類似した機能を有する民間のサービスの状況やベース・レジストリの検討状況等も考慮しながら、費用対効果を踏まえて検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

重ね合わせるべき地図情報の内容や公開するデータのファイル形式等に係るニーズについて、都道府県に文書照会するなどして早急に状況を把握し、早期の公開実現に向け検討を進めていただきたい。当県としては、地図表示形式で公開されることを要望しているが、公用請求で取得している地図、公図等の証明書に表示されているような画像形式での公開だけでも、大幅な業務改善に資すると考えている。

登記図面は、ベース・レジストリとして、国民の利便性向上や行政運営の効率化の観点から極めて有用であり、登記情報と図面が両方公開された場合の波及効果は非常に大きいものと考えている。今後、土地や法人の登記情報については、自治体がオンライン上で直接確認できるようになることから、地図、公図等の登記情報についても、自治体が無償でオンライン上で直接確認できることとするよう、検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

ベース・レジストリにおける地図等の公開については、現在、どのような内容、形式、頻度で公開すべきか、その利用ニーズを正確に把握・整理した上で、既存の取組との整合性も踏まえつつ、費用対効果を算出して検討しているところである（「公的基礎情報データベース整備改善計画」（令和7年6月13日閣議決定）第3の2(2)②ア参照）。

については、頂いた御提案もニーズの一つとして捉え、上記の検討を進めてまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(32)】【法務省(11)】

不動産登記法(平16法123)

公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)における登記所備付地図等の公開については、地方公共団体の利用ニーズを把握・整理した上で、既存の取組との整合性も踏まえつつ、費用対効果を算出した上で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	61	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止

### 提案団体

市原市、大網白里市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び更新手続のオンライン化については、令和6年管理番号 22 の対応方針で検討することとされているが、申請内容の変更届、再交付申請及び返還に係る手続も含め、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること。

身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続についても、オンライン化しつつ、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること(「療育手帳制度要綱」「療育手帳制度について」(昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)別紙)においてその旨を明確化することを含む。)。

### 具体的な支障事例

手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力しており、非効率である。

審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。

精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。現在は県が申請者に手帳を市まで取りに行くよう通知しているが、令和8年度からは県は行わないことで、市が通知を出すことになり更に事務負担が増える。

手帳申請に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。

精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

療育手帳の成人(18 歳以上)の申請においては、市で面談を実施し、県でも判定(面談)を実施しており、非効率である。

#### 【精神保健福祉手帳】

・手帳所持者(各年度3.31 現在) R1 2,080 人 ⇒ R5 2,735 人

・手帳交付状況 R1 年度 1,134 件 ⇒ R5 年度 1,531 件

・診断書返戻件数 R1 年度 31 件 ⇒ R5 年度 90 件

(令和6年度の状況)

・県への進達回数 16 回

・1回あたりの進達件数 平均 430 件

・診断書の返戻数 令和7年3月 21 日現在 195 件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

### 【身体障害者手帳】

- ・手帳所持者数 R5 8,220 人 R6 8,266 人
- ・手帳交付状況 R5 1,146 件 R6 1,059 件
- ・診断書返戻件数 R5 132 件 R6 144 件
- ・進達回数 R5 287 回 R6 269 回

### 【療育手帳】

- ・手帳所持者数 R5 2,546 人 R6 2,659 人
- ・手帳交付状況 R5 461 件 R6 558 件
- ・市での面接回数 R5 97 件 R6 92 件
- ・進達回数 R5 66 回 R6 48 回

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

直接担当している県担当部署とやり取りしたいとの訴えがある。  
申請から交付まで3か月かかることに不満の声も上がっている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。  
市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

### 根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、同法施行令第5条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第10条及び第10条の2

身体障害者福祉法施行令第4条、第8条

「療育手帳制度要綱」（「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙）第5

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、長野県、島田市、尾張旭市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、精神障害者保健福祉手帳の交付事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている）。

療育手帳の所有者数については、令和6年3月末時点で4,884名である。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付手続において、県と申請者の間に市が入ることにより、やり取りに時間を要し非効率が生じている。特に紛失などの場合、申請者の手元に手帳が早く届くことが望ましいが、市町村を経由するため時間がかかる。

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:932人→R4:1,029人→R5:1,095人

○手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力

しており、非効率である。審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があつた診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

#### 【精神保健福祉手帳】

- ・手帳所持者(各年度3.31現在) R1 587人 ⇒ R6 869人
- ・手帳交付状況 令和元年度 293件 ⇒ 令和6年度 435件  
(令和6年度の状況)
- ・県への進達回数 26回
- ・1回あたりの進達件数 平均30件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

#### 【身体障害者手帳】

- ・手帳所持者数 R5 2,902人 R6 3,077人
- ・手帳交付状況 R5 296件 R6 315件
- ・令和6年度診断書返戻件数 15件
- ・令和6年度の進達回数 51回

#### 【療育手帳】

- ・手帳所持者数 R3 998人 R6 1,050件
- ・進達回数 R6 18回

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

### 各府省からの第1次回答

精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付の申請等については、精神保健福祉法又は身体障害者福祉法において、居住地(居住地を有しないときは、その現在地)を管轄する市町村を経由して行うこととされており、精神障害者保健福祉手帳は都道府県又は指定都市(精神保健福祉センター)が、身体障害者手帳は都道府県、指定都市又は中核市が申請に基づいて審査、交付の可否及び障害等級の判定を行い、手帳の交付は申請を受理した市町村を経て申請者に対して行われていると認識している。

こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続については、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討することに際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について、引き続き検討してまいりたい。

また、療育手帳については、法令上の定めがなく、都道府県等が自治事務として要綱を定めて実施しており、交付手続きを含め、制度にはばらつきがある。そのため、現時点では国として一律にオンライン化を進められる状況にはない。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

精神障害者保健手帳及び身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付については、各手続における論点を検討していただき、申請のオンライン化の早期実現をお願いしたい。また、検討に当たっては、手帳の交付状況について、都道府県と共有する方策を検討いただきたい。

本年(2025年)までに申請手続をオンライン化する検討を進めているとのことであるが、現在、検討されているシステムの標準化に併せ、オンライン申請が実現するという認識で間違いないか。そうであれば、標準化に関して市町村にほとんど情報が共有されていない状況であることも踏まえ、今後のスケジュールをお示しいただきた

い。

診断書(申請書)の返戻については、医療機関に確認が必要となるため、早急なオンライン化は困難かと思料されるが、特別な場合を除き、診断書の不備については都道府県が直接医療機関と確認ができるよう配慮いただきたい。

療育手帳の交付については、厚生労働省による技術的助言である「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき各都道府県が実施要綱を定めていることから、当該次官通知における市町村を経由するものとするという規定については廃止し、市町村を経由しないことも認める規定等に改めていただき、都道府県に対して市町村経由事務を廃止できることについて広く周知いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

### 【全国市長会】

都道府県及び市町村職員の負担低減に繋がるのみならず、申請者への迅速な手帳交付が図られ、付随する障害福祉サービス等の早期利用開始や質的向上にも資するとの意見が寄せられている一方で、市町村経由事務を廃止した場合、補装具・日常生活用具の支給のために必要な情報を市町村にも共有するよう求める意見が寄せられており、総合的に検討されたい。

また、療育手帳については、都道府県ごとの制度のばらつきにより不都合が生じないよう、全国での統一的な制度設計・運用の検討を望む意見があり、統一化に向けた議論を進めていただきたい。

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。

手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。

療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないよう、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

## 各府省からの第2次回答

### (精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳について)

自立支援医療費の支給認定の申請、身体障害者手帳の交付の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等(※)のオンライン化に向けて、令和7年度は、調査・研究事業を行っているところ。

※ 申請者から自治体への申請に加えて、申請に対する自治体内・自治体間の事務処理、医師の診断書・意見書の電子的な提出を含む申請から支給・交付決定までの一連の手続きを指す。

調査・研究事業では、自治体における関連する業務やシステム等の実態調査、調査結果を踏まえたオンライン化の実現方式の比較検討、実現可能性を踏まえたロードマップの作成等を行うこととしており、マイナンバーを利用した情報連携により所得状況をはじめ、自動入力可能なものや添付書類の省略可能なもの等についても検討することとしている。

こうした中で、令和7年度地方分権提案のご意見を踏まえ、オンライン申請の際には申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況や精神通院医療の支給認定情報を都道府県から市町村に共有することについては、都道府県担当部局の意見も丁寧にお聞きしながら、情報の性質も踏まえつつ、検討することが必要であると考えている。

そのため、現在、いくつかの都道府県及び市町村にヒアリングをしているところであり、その結果を踏まえて、オンライン申請等の課題検討を進めてまいりたい。

(療育手帳について)

療育手帳については、法令上の定めがなく、都道府県等が自治事務として要綱を定めて実施しており、交付手続きを含め、制度にはらつきがある。そのため、現時点では国として一律にオンライン化を進められる状況はない。

療育手帳制度の運用の地域差により不都合が生じることがないよう、全国統一的な運用を目指すべきという意見があることを踏まえ、幅広く調査研究を進めている。

療育手帳制度の見直しについては、まずは判定基準の統一化について検討してまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁(11)】【厚生労働省(17)】

身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び療育手帳制度に関する事務

身体障害者手帳の交付申請(身体障害者福祉法15条1項及び身体障害者福祉法施行令4条)、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令5条)、自立支援医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条)、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	62	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続に係る市町村経由事務の廃止

### 提案団体

市原市、大網白里市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

自立支援医療費(精神通院)の支給認定に係る申請手続については、令和6年管理番号 22 の対応方針で検討することとされているが、当該手続に加え、精神通院医療に係る以下の手続等のオンライン化を可能とするとともに、各手続における市町村を経由する旨の規定を廃止し、申請者が直接都道府県へ申請等を行うこと及び都道府県から直接申請者へ受給者証を交付することを可能とする。

- ・支給認定の変更の申請
- ・申請内容の変更届出
- ・医療受給者証の再交付の申請
- ・医療受給者証の交付
- ・医療受給者証の再交付
- ・医療受給者証の返還

### 具体的な支障事例

審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。

受給者証は郵便小包で届き、県作成の名簿と受給者証を突合させた後、システムへ情報入力して交付する。現在は県から申請者に受給者証を交付するよう指示を受けており、その全てを市が郵送している。

自立支援医療受給者証に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。

県内他市からの転入であっても、診断書を取り寄せる必要がある。

自立支援医療受給者証の有効期間は1年間のため、毎年更新がある。自立支援医療受給者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

- ・精神通院受給者数(各年度3.31 現在) R1 4,059 人 ⇒ R5 4,459 人
- ・診断書返戻件数 R1 年度 31 件 ⇒ R5 年度 90 件

#### 【令和6年度の状況】

- ・県への進達回数 16 回
- ・1回あたりの進達件数 平均 430 件
- ・診断書の返戻数 令和7年3月 21 日現在 195 件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

直接担当している県担当部署とやり取りしたいとの訴えがある。  
申請から交付まで3か月かかることに不満の声も上がっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。  
市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第28条、第32条第2項及び第33条第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第3項、第42条、第45条第3項、第48条第4項及び同条第5項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、島田市、尾張旭市、亀岡市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定における事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている）。

○申請者にとって身近な市役所で手続ができるることはメリットであるが、受給者証の交付は市町村を経由することで時間がかかるため、デメリットになっており、手続のオンライン化が達成されれば、申請者はそもそも窓口に来る必要がなくなる。また、本手続に係る市町村経由事務は市町村に多大な負担を強いており、オンライン化の可否を問わず廃止されることが望ましい。

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○自立支援医療（精神通院）の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:1,755人→R4:1,832人→R5:1,893人

○審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。受給者証は郵便小包で届き、県作成の名簿と受給者証を突合させた後、システムへ情報入力して交付する。現在は県から申請者に受給者証を交付するよう指示を受けており、その全てを市が郵送している。自立支援医療受給者証に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。県内他市からの転入であっても、診断書を取り寄せる必要がある。自立支援医療受給者証の有効期間は1年間のため、毎年更新がある。自立支援医療受給者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

・精神通院受給者数（各年度3.31現在）R2 1,134人 ⇒ R6 1,198人

### 【令和6年度の状況】

・県への進達回数 26回

・1回あたりの進達件数 平均 80件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンラ

イン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

#### 各府省からの第1次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自立支援医療費(精神通院医療)については、各手続における論点を検討していただき、申請のオンライン化の早期実現をお願いしたい。また、検討に当たっては、受給者証の交付状況について、都道府県と共有する方策を検討いただきたい。

本年(2025年)までに申請手続をオンライン化する検討を進めていることであるが、現在、検討されているシステムの標準化に併せ、オンライン申請が実現するという認識で間違いないか。そうであれば、標準化に関して市町村にほとんど情報が共有されていない状況であることも踏まえ、今後のスケジュールをお示しいただきたい。

診断書(申請書)の返戻については、医療機関に確認が必要となるため、早急なオンライン化は困難かと思料されるが、特別な場合を除き、診断書の不備については都道府県が直接医療機関と確認ができるよう配慮いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。

手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。

療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないよう、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

## 各府省からの第2次回答

自立支援医療費の支給認定の申請、身体障害者手帳の交付の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等(※)のオンライン化に向けて、令和7年度は、調査・研究事業を行っているところ。

※ 申請者から自治体への申請に加えて、申請に対する自治体内・自治体間の事務処理、医師の診断書・意見書の電子的な提出を含む申請から支給・交付決定までの一連の手続きを指す。

調査・研究事業では、自治体における関連する業務やシステム等の実態調査、調査結果を踏まえたオンライン化の実現方式の比較検討、実現可能性を踏まえたロードマップの作成等を行うこととしており、マイナンバーを利用した情報連携により所得状況をはじめ、自動入力可能なものや添付書類の省略可能なもの等についても検討することとしている。

こうした中で、令和7年度地方分権提案のご意見を踏まえ、オンライン申請の際には申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況や精神通院医療の支給認定情報を都道府県から市町村に共有することについては、都道府県担当部局の意見も丁寧にお聞きしながら、情報の性質も踏まえつつ、検討することが必要であると考えている。

そのため、現在、いくつかの都道府県及び市町村にヒアリングをしているところで、その結果を踏まえて、オンライン申請等の課題検討を進めてまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(11)】【厚生労働省(17)】

身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び療育手帳制度に関する事務

身体障害者手帳の交付申請(身体障害者福祉法15条1項及び身体障害者福祉法施行令4条)、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令5条)、自立支援医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条)、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	63	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止

### 提案団体

市原市、館山市、大網白里市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条から第15条までに基づく各種請求・届出並びに同令第16条から第26条までに基づく通知書及び特別児童扶養手当受給証明書の交付について、以下の措置を求める。

住民票情報及び所得状況等をAPI連携により自動入力を可能とするぴったりサービスの標準様式をプリセットし、添付書類の提出も可能なオンライン申請システムを構築。

市町村を経由する旨の規定を廃止し、受給資格者が都道府県へ直接申請すること、及び通知書等について都道府県から申請者への直接交付とすること。

### 具体的な支障事例

#### 【支障事例】

特別児童扶養手当の認定請求書を県に提出した後、記載内容の詳しい状況についての確認が県から市にあり、市は申請者にそれを確認し、県に伝える。伝えた内容により、さらに確認を求められ、同じ流れを繰り返す。また、通知書については、県は市へ送付し、市から申請者に送付する。通知の内容について、却下の理由や、認定機関の確認などが申請者から市にあり、市は県に確認した後、申請者に連絡する。県に認定請求書を提出後、このように、やり取りに時間を要しているとともに、事務効率の悪化を招き、何より申請者にも負担を掛けている状況である。さらに所得状況届については、県は市へ、対象者分の用紙を送付するが、市は氏名や住所等、既に印字された所得状況届を用意して対象者へ送付するため、県の作業や用紙に無駄が生じている。その他、手続を通して、紙での提出書類が多い。

#### 【特別児童扶養手当の手続きに要する申請書】

- ①認定請求書(戸籍謄本、診断書、口座申出書等)(必要に応じて、別居監護申立書、生計維持申立書、遺棄調書、遺棄申立書等)
- ②変更届(氏名変更、住所変更、口座変更等)
- ③所得状況届、現況届
- ④有期更新届
- ⑤喪失届

#### 【特別児童扶養手当の受給者数】

受給者数 455 人(令和7年3月 21 日時点)

#### 【支障の解決策】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第15条、第16条、第25条に記載の「市町村長を経由」する旨の改定、現在市町村が確認している住民票情報や所得状況をAPI連携により自動入力を可能とするぴったりサービスの標準様式をプリセットし、添付書類の提出も可能なオンライン申請システムを構築することで解決可能であると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特別児童扶養手当の認定請求等の手続のため、市の窓口に足を運ぶことや郵送することについて、対象者から不便であるという意見が寄せられている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自動入力等を取り入れたオンライン手続化により、申請者の利便性向上、受付や確認にかかる時間短縮、都道府県の事務負担軽減につながる。また、市町村経由の廃止により、申請から決定までの時間の短縮、市町村の経由に伴う事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条、同法施行令第13条、同法施行規則第15条、第16条、第25条、第29条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、燕市、福井市、島田市、半田市、津島市、豊田市、尾張旭市、亀岡市、高槻市、寝屋川市、羽曳野市、西宮市、養父市、宍粟市、高松市、春日市、特別区長会

- 新規申請の却下時に申請者より理由を問われた際、実際の判定時に立ち会っておらず、府に状況を確認する。その後、受給者へ伝える作業が必要な為、時間を要する。
- 当市においても、申請者、市、県の間でのやり取りに時間を要することが多く、非効率である。オンライン化が達成された場合は、申請者の利便性向上、手続の時間短縮、県、市の事務負担の軽減につながると考えられる。
- 当県の特別児童扶養手当申請では、専用の申請書(3枚複写)を使用しており、システム出力対応ができない状況にあり、申請者の記入箇所も多く手続に時間がかかる状況である。また、市町で受付業務を行い、県の福祉相談センターを経由し、県庁で認定処理等がされるため、市に認定通知書等が届くのが3~4か月かかっている現状があり、申請者・受給者からの不満の声も上がっている。そのため、本提案は申請者の手続時の利便性向上、市町事務の効率化・軽減につながる提案である。
- 県が発行した各種通知等を市から受給者に発送しているため、市民から問い合わせがあった場合に、即答できず市民に負担を生じさせている。

## 各府省からの第1次回答

特別児童扶養手当について、市町村を経由せず直接都道府県へ申請することとなった場合、受給者が養育者である場合の養育事実の確認や児童が別居している場合の監護事実の確認、同居している扶養親族がいる場合の生計同一の確認など、届出事実の確認についてどのように対応するかといった課題やそれに伴う都道府県の事務負担の増加という課題が考えられるほか、障害福祉サービスをはじめとした各種障害福祉制度に関する申請・相談窓口が市町村に設けられている中、特別児童扶養手当のみ都道府県が申請窓口になることについて、申請者に対する支援の観点からも慎重な検討が必要であると認識している。

その上で、まずは市町村経由を廃止する場合の課題や問題の有無等について、各都道府県の見解等を確認する必要があると考えている。

また、特別児童扶養手当のオンライン化については、令和3年度に所得状況届について、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン化における事務の運用をお示ししているほか、認定請求など関連手続きについても標準様式・申請フォーム作り(プリセット)を進めていることから、これらの事務の運用についてもお示しできるよう準備を進めてまいりたい。

マイナポータルにおける住民票情報や所得状況のAPI連携による自動入力については、現状そのような機能を実装していないため、機能の実装可否や法令、制度面等の制約も含めて検討を行い、令和8年度末までに結論を得るよう進めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

届出事実の確認は、県の指摘により市を経由して行っていることから、市町村経由を廃止し、申請者と都道府県担当者が直接やりとりすることで、申請者からの回答を都道府県に報告し、その報告を基にまた県から指摘を受け申請者に確認を行うなど、申請内容の確認に係るやりとりを複数回に分けて実施する必要がなくなるため、申請者の負担軽減や、決定までの時間短縮が見込まれ、総合的に申請者及び都道府県双方に利すると考える。養育事実・監護事実・生計同一等の確認は、住民票等で確認可能な場合が多く、当市で受給者への確認が必要であった件数は申請全体の約5%に満たない。一定程度のルールの下で届出事実の認定をするため、別居監護申立書など現在市町村において求めている書類の提出を引き続き受給者に求めることや、都道府県において住基ネットワークやマイナンバー情報連携により情報を取得することで、十分対応が可能である。また、児童福祉法に基づく障害児入所給付費の申請受付や給付決定は、都道府県等(児童相談所)が行っており、資格喪失となる児童の情報は都道府県等の方が早く把握でき、返還金の発生防止にもつながる。

本提案の検討に際し、各都道府県の見解等を確認する場合は、事務の効率化と申請者負担の是正の観点から実施願いたい。また、通知等の申請者への直接交付は期間短縮の点から受給者の利益となるが、今回の回答に含まれていないため、前向きに検討の上、回答願いたい。そして、認定請求などの関連手続のオンライン化の早期実現とスケジュールを提示願いたい。

手続のオンライン化については進展に期待しており、とりわけ診断書等の電子提出が可能となるよう希望する。マイナポータルにおける住民票情報や所得状況のAPI連携による自動入力については、申請者の負担軽減と市町村経由廃止時の都道府県の負担軽減の両方の実現に向けて提案したことから、難しい場合は同様の効果が得られるシステムについて、幅広い検討を望む。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【高槻市】

特別児童扶養手当のオンライン化については、ぴったりサービスの活用等により、申請者と市町村間での申請情報のやり取りはオンライン化が進んでいるが、市町村と都道府県間でのやり取りは、従来の紙文書を利用した進達事務を行っている。

仮に市町村を経由する進達事務が継続される場合でも、申請者 ⇄ 市町村 ⇄ 都道府県間での申請情報等のやり取りが同一基盤のオンライン上で処理できる仕組みや事務の運用をお示しいただけるよう準備を進めていただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

### 【全国市長会】

都道府県へ直接、申請した場合に懸念される届出事実の確認について、全ての申請において当該事務が生じるとは考えにくく、ケースごとに都道府県から市町村に照会・確認をした場合に生じる時間は、オンライン化によって短縮されると考えられることから、提案の実現を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025) や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

現状、届出事実の確認が必要な場合、市町村は都道府県からの依頼に応じて、申請者へ電話又は郵送で確認を行っている。市町村経由を廃止し、都道府県から直接申請者へ確認する方が、確認に要する期間の短縮につながり、都道府県及び申請者双方にメリットがあるのではないか。また、都道府県から市町村へ申請に関する情報共有を行うことで、市町村は引き続き申請者に対する支援を講じることが可能ではないか。

## 各府省からの第2次回答

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条に基づく請求、届出の事実に係る確認については、都道府県の求めにより必要に応じて市町村が補足の確認を行うケースもあると認識しているが、基本的には、

市町村において請求、届出の受理と併せて事実確認も実施した上で、都道府県に進達するものである。また、特別児童扶養手当の新規認定請求に当たり、受給者が養育者であるケースや児童を別居監護しているケース等、いわゆる特殊なケース以外の通常の請求であっても、手当の受給に係る事前相談、提出書類の案内、提出された書類の補正、所得状況の確認等、一つ一つの請求で丁寧な対応が求められる。市町村の経由事務廃止に当たっては、請求手続のオンライン化が進展した場合であっても、都道府県の事務負担の増加をはじめとして、様々な課題が考えられることから慎重な検討が必要である。

その上で、まずは各都道府県等に対して調査を行い、現状や課題、経由事務廃止を実現するに当たって解決すべき事項等（オンライン化で求められること、都道府県から請求者へ直接通知を交付することの課題も含む）を把握した上で、今後の対応方針を検討することとした。

特別児童扶養手当のオンライン化については、マイナポータルのぴったりサービスにおいて、認定請求をはじめ主たる手続において標準様式のプリセットを完了しており、現在、その運用等についてお示しできるよう通知の準備を進めているところである。

マイナポータルのオンライン申請機能における住民票情報や所得状況等の API 連携による自動入力については、申請者の負担軽減や審査業務の効率化が実現されるよう機能実装を検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(24)】【厚生労働省(42)(i)】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭39法134）

特別児童扶養手当に関する認定の請求及び届出等（施行規則1条から13条。以下この事項において「届出等」という。）並びに特別児童扶養手当認定通知書等の交付（施行規則17条から26条。以下この事項において「交付」という。）に係る市区町村の事務については、以下のとおりとする。

・届出等については、特別児童扶養手当被災状況書の提出（施行規則1条6号ホ及び7号ハ）及び死亡の届出（施行規則12条）を除き、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和7年10月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）]

・マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、申請者の所得情報等を申請書に自動転記する機能を実装することについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・上記措置の状況等を踏まえ、届出等及び交付に係る市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体へ調査を実施した上で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	64	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築等の届出のオンライン化及び建築主事等の経由事務又は市町村の経由事務の廃止

### 提案団体

市原市、船橋市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築又は同条第2項に基づく除却の届出について、e-Gov等を利用したオンラインによる届出を可能とともに、建築主事等の経由又は市町村の経由に係る規定を廃止し、届出者が直接都道府県へ届け出ることを可能とする。

### 具体的な支障事例

建築工事届及び除却届については、市町村を経由することとされているが、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。  
・年間処理件数(令和5年実績、共同提案団体含む) 除却届 186 件(主提案団体)・105 件(共同提案団体)、建築工事届 959 件(主提案団体)・2,505 件(共同提案団体)  
・入力処理時間 除却届5分/件、建築工事届5分/件  
・入力項目 (着工及び工事完了の予定期日、建築主、敷地の位置、工事種別、主要用途、一の建築物ごとの内容、新築工事の場合における敷地面積、住宅部分の概要等)  
なお、当市においては、建築工事届のうち都市計画区域外のもの(19 件/959 件)について、要望があれば市が記載事項証明書を発行しているが、令和5年度の記載事項証明書発行件数は6件だった上、法改正により令和7年4月から都市計画区域外の工事届の件数は19 件より減る見込みである。その為、建築工事届に基づく記載事項証明書の発行について、現在建築主事を設置する特定行政庁で担当しているところ、仮に経由廃止によって都道府県が直接記載事項証明書の発行を担うことになったとしても、法改正による発行件数減少が見込まれるため、大きな事務負担にはならないと思われる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。  
市町村経由が廃止されれば、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

建築基準法第15条第1項及び第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、島田市、枚方市、和歌山市、久留米市、熊本市、特別区長会

○当市においても、提案団体と同様に書面提出を受けた届出のデータ入力に時間を要している（令和6年度工事届1,152件、除却届114件）。

届出者によるオンライン入力の場合、入力項目、内容は容易に正常値であるか否かを判断できるものであり、オンラインによる届出であっても、統計への影響はきわめて軽微であると思われる。

また、届出受理の証明を求められるため、必要に応じて控えに受付印を捺印しているが、システム入力完了による自動メール受信などで対応可能と思われる。

○職員不足の中、着工統計業務の負担が大きい。また、業務量に対する事務委託費用が低い。

○経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。

○提案市と同様、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

- ・令和5年処理件数 除却届41件、工事届532件
- ・令和6年度処理件数 除却届28件、工事届523件、
- ・入力処理時間 除却届約5分/件、建築工事届約5分/件

○提案団体と同様に、建築工事届及び除却届については、調査票へ入力作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。（作業時間：7.75×5日×2名=77.5時間）

そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数（令和5年実績）

除却届744件、建築工事届2,867件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○提案団体と同様に事務負担が生じているため、市町村経由が廃止されれば経由に伴う事務負担が軽減される。

○人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

## 各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要になることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建築工事届を行う建築主等の利便の確保について、提出先の差異により損なわれるとは考えにくい。むしろe-Gov等のシステムにより各届出がオンライン化されれば、建築主等にとっての利便性向上に寄与するのではないか。

事務負担については、システムの構築や集計作業を民間業者に委託すれば、国の担当職員が全て行う必要はなく、効率的に事務処理ができるのではないか。これにより全国の特定行政庁の事務負担が継続的に軽減されることが期待できる。

統計調査の情報の正確性の担保については、建築確認申請を必要としない建築物の建築工事届や、同法に規定される除却届が申請行為に伴ったものではなく、正確な整合までは国から求められていないため、提案を否定できないものであると考えられる。

Excel版の調査票を配布され、業務負担軽減に尽力いただいているのは承知しているが、提案時に記載した支障事例における処理時間はExcel版の調査票の入力に要している時間であることに御留意いただきたい。

届出義務の履行の確保は、確認申請行為に伴うことにより期待されている効果であり、建築主事等及び都道府県を経由する行為は、直接的に履行確保を事由とした行為とはなり得ないのではないか。情報の正確性や履行の確保を建築確認申請手続との連携に求めるのであれば、建築確認申請と連携していない(建築確認が不要な場合)建築工事届や除却届については正確性や履行が確保されていないこととなり、現状の基幹統計の公表内容に疑義が生じることとなる。オンラインシステム上でエラーチェックが実施可能となれば、建築主事等による届出内容の確認や修正が不要となり、建築主事等や都道府県の経由を廃止できるのではないか。

既存の方法の改善ではなく、国での一元的な管理を見据えた、抜本的な改善を実施していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

申請者の利便性が向上するほか、市町村の事務負担軽減につながるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないか。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査(速報)によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約3700件超(件数で約9%)実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出することで、情報の正確性に加え、届出義

務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいざれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excelではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラー解消作業が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (6) 建築基準法(昭25法201)

(iii) 建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出(15条1項)については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。

上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務(同条4項)の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	69	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

有害使用済機器の保管等廃棄物処理法に係る届出等のオンライン化に向けた e-Gov の整備・改修

### 提案団体

千葉県、青森県、千葉市、柏市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

### 求める措置の具体的な内容

令和6年提案管理番号 28 及び 49 を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在 e-Gov への搭載の検討を進めていることを踏まえ、有害使用済機器の保管等に係る届出等についても同様に e-Gov を活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化するまでの支障はない。

○廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出

(年間届出件数)

提案団体: 3件

共同提案団体 A: 1件

### 具体的な支障事例

#### 【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口に足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。

#### 【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

各法令の施行状況調査の集計報告作業の事務量の負担がある。

#### 【支障の解決策】

これら手続きについて、e-Gov の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、DX の推進が可能となる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一のシステムが構築されることにより、届出等様式の統一、窓口に出向く必要がなくなる、手続可能な時

間帯が拡大されるなど、届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる。  
さらに、統一化・共通化されたシステムの構築により自治体の受付業務が軽減される。

## 根拠法令等

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、豊橋市、寝屋川市、熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

「令和6年度年度産業廃棄物行政組織等調査(令和5年速報値より)」によると、「廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出」の年間届出件数は「保管の届出 61 件」、「変更の届出3件」、「廃止の届出9件」となっている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月 21 日」の「[No.1-26] 地方公共団体の行政手続オンライン化の推進」によると「「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。」とある。

また、「[No.1-65] 行政手続のデジタル完結」では、「年間件数1万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、令和5年 12 月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組み、工程表に定められたデジタル完結を実現する。」とある。

なお、オンライン化は電子メールによる対応も可能としており、「令和2年5月 15 日付新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について(通知)」、「令和5年3月 31 日付デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」にて地方自治法の規定に基づく技術的助言を通知済みである。

現時点では重点計画に歩調を合わせ年間件数1万件以上の行政手続を対象として e-Gov によるオンライン化を検討している。

システム開発、運用・保守に要する費用対効果等も鑑みて電子メールによる対応をまずはご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

紙やメールによる受付では、職員による手動での受付・分類・データ入力等を別途行なわなければならないといった事務量の負担があるほか、メールについては添付可能なデータ容量が自治体間で統一されていないこと、各種届出の添付書類は図面等を含み電子化した場合の容量が大きいことから、事業者側では提出形式の調整や再送対応が求められるなどの作業負担も懸念される。

現在 e-Gov の活用が検討されている産業廃棄物処理業に係る手続に関し、産業廃棄物処理業者と有害使用済機器保管事業者が同一である場合も考えられ、手続によって媒体(e-Gov 又は電子メール)が異なることにより、事業者に一定の不便が生じることが懸念される。統一化・共通化されたシステムが構築されることで、窓口に出向く必要がなくなるほか、手続可能な時間帯が拡大されるなど、各種届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる上、提出確認や進捗管理、データベース化等が容易となり自治体にとっても業務負担の軽減が期待される。

御指摘のとおり廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出(以下、「各種届出」)の 年間件数は多くはないが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の記載は件数が少ない手続の e-Gov によるオンライン化を妨げるものではなく、上記のとおり、事業者の利便性や自治体の事務効率化・負担軽減の観点から、実現に向けて改めて検討していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、重点政策として「e-Govの利用促進」が位置づけられており、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備することとされている。環境省としても、デジタル庁の対応に歩調を合わせており、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、共通化の重点政策になったことからe-Govによるオンライン化の検討を進めている。これらの検討結果により要件が明確化された上で、件数が少ない手続については費用対効果を検証しつつ進めてまいりたい。

なお、第1次回答のとおりオンライン化は電子メールによる対応も可能としていることから、電子メールによる対応もご検討いただきたい。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(27)】【環境省(5)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

有害使用済機器の保管等の届出(17条の2第1項)及び廃止の届出(施行令16条の4)をオンラインで提出可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)を活用する方向で検討し、令和10年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	70	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けた e-Gov の整備・改修

### 提案団体

千葉県、青森県、千葉市、柏市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省、環境省

### 求める措置の具体的な内容

令和6年提案管理番号 28 及び 49 を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在、e-Gov への搭載の検討を進めていることを踏まえ、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においても同様に e-Gov を活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

また、当該システムにオンライン決済機能(政府共通決済基盤)を搭載し、一連の手続きを e-Gov 上で完結させること。

なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。

○自動車リサイクル法における引取業者・フロン類回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出、登録証明願

○フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出

(年間登録・届出件数)

提案団体: 約 1250 件

共同提案団体 A: 61 件

### 具体的な支障事例

#### 【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口に足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請やキャッシュレス納付が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なつており、煩雑さがある。

#### 【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

#### 【支障の解決策】

これら手続きについて、e-Gov の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、キャッシュレス化、DX の推進が可能となり、e-Gov 上でのオンライン完結が実現する。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一のシステムが構築されることにより、届出等様式の統一、窓口に出向く必要がなくなる、手続可能な時間帯が拡大されるなど、届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる。  
さらに、統一化・共通化されたシステムの構築により自治体の受付業務が軽減される。

## 根拠法令等

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）  
フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、寝屋川市、熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

ご指摘の法令に係る申請・届出等については、提出書類の種類・形式等、自治体毎に対応が異なることや、既に独自の電子申請サービスを構築している自治体もあることを承知しており、申請方法を統一しオンライン化するには、まずは実態を把握した上で自治体からも意見を伺いつつ慎重に検討する必要があると考えている。また、e-Govにおいては、申請・届出内容に不備等があった場合の修正や、申請・届出情報に係る汎用的なデータでの出力等の機能改善・追加を進めているところであるが、支障事例にあるキャッシュレス納付への対応や、自治体からの要望が予想される自治体の決裁システムとの連携が未定であるなど、一連の手続をe-Gov上で完結させるにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。については、自治体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、システム所管府省とも調整の上、e-Govによる手続のオンライン化を検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご意見のとおり、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においては自治体毎に提出書類が異なっており、自治体をまたいで業を行う事業者にとって煩雑なものとなっているため、令和5年6月1日規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」において様式等の統一が求められていることを踏まえ、国が統一化の方向性を示す必要があると考えている。その上で、提案内容の早期実現に向け検討を進めていただくとともに、自治体の実態把握の方法、その時期等具体的な検討項目を示していただきたい。e-Govの機能改善・追加の方向性として、「自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出手続のe-Govへの搭載が完了次第、e-Govによる運用を先行して開始し、キャッシュレス納付や自治体の決裁システムとの連携機能は順次改修等で追加していく」方法と、「キャッシュレス納付や自治体の決裁システムとの連携への対応が完了し、e-Gov上でオンライン完結を実現してからe-Govによる運用を開始する」方法が考えられるが、国においてどのような方向性となっているかご教示いただきたい。併せて、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等のe-Govでの運用開始の目途等を示していただきたい。自治体手続に係るキャッシュレス納付についてはe-Govと政府共通決済基盤の連携を想定しているが、連携に向けた具体的な検討状況やスケジュールをご教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

令和7年度中に自治体毎における申請・届出等の手続きに関するアンケートを実施する予定であり、e-Govにおいて機能として整備すべき項目、様式の統一化、スケジュール等について、自治体のニーズを把握しながら、システム所管府省とも調整の上、検討してまいりたい。

デジタル庁において、e-Govでの地方公金の電子納付の実現に向けた検討を進めているところであり、この検討結果を踏まえてスケジュールを検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(30)】【経済産業省(8)】【環境省(9)】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)

第一種フロン類充填回収業者並びに使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録申請等に係る手続については、都道府県及び保健所を設置する市(以下この事項において「都道府県等」という。)並びに申請者の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・オンラインで登録申請等を可能とする仕組みについては、必要な機能等に関する都道府県等へのアンケート調査の結果を踏まえ、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)の活用を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・登録申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	74	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく対応の徹底

### 提案団体

大阪府

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

制度改正等に伴う基幹業務システムの改修は、これまでシステムを所有する地方公共団体が実施してきたが、システムの標準化基準に適合したシステムへの移行(以下「システム標準化」という。)に伴い、地方公共団体はシステムを所有しなくなるため、システム移行後は地方公共団体が改修対応を行う必要がないことを明確にするよう求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

システム標準化については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(以下「基本方針」という。)において、制度改正等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、迅速に改修を行えるようにすることや、ガバメントクラウドを活用することで、地方自治体が利用するアプリケーションを自ら整備・管理する負担を軽減することが目標に挙げられている。

#### 【支障事例】【制度改正の必要性】

厚生労働省から、同省が保有している生活保護業務データシステムの改修に伴い、必要なデータを取り出せるように地方公共団体の標準準拠システムを改修するよう要請があった。システム標準化を終えている地方公共団体に対しても、国において標準化基準の変更を行うことなく、地方公共団体において利用しているアプリケーションを個別に改修を行うよう求めてきている。地方公共団体が自己所有していないアプリケーション(システム)の改修(=標準準拠システムの改修)を行うことを求められており、困惑しているという実態がある。

#### 【支障の解決策】

デジタル庁から厚生労働省をはじめとする各省庁に対して基本方針の順守を指導することなどにより、今後同様の事例が発生しないようにすることができる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

厚生労働省から地方公共団体へのシステム改修要求は、基本方針に反しているのではという意見がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

基本方針に則った形で、システム標準化が行われる。

## 根拠法令等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条、地方公共団体情報システム標準化基本方針、令和6年度補正予算における、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護事務処理システム改修事業(被保護者調査の調査項目変更等及び生活扶助基準の見直し関係))の国庫補助協議について(事前連絡)(令和7年2月6日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、相模原市、三重県、滋賀県、亀岡市、和歌山県、安来市、香川県、宮崎県

○当市も標準化移行後の自治体による法改正対応等のシステム改修の必要有無について、明確でないとの認識をもっている。標準準拠システムは、ノンカスタマイズかつ SaaS 利用のため、各自治体が補助金の交付申請や、システム改修業務委託といった非効率な事務を行う必要はなく、国の標準仕様書の改定を受けて、システムベンダが改修対応を行うといった構図が、基本方針の目指すところと理解している。

## 各府省からの第1次回答

ご指摘のとおり、地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和6年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、「制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、当該法令の施行や緊急対応サービスの開始時期に間に合うよう、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、当該改修の範囲を最小限にし、かつ、迅速に改修を行えるようにする。」としています。

標準準拠システムへの移行後は、制度改正等に応じて変更された標準化基準へ適合させることとなるため、各自治体においてシステムの改修内容を定める仕様書の作成を含め調達に係る事務負担が軽減されるものと考えています。デジタル庁においては、こうした地方公共団体情報システム標準化の所期の効果が発揮できるよう、厚生労働省を含め各制度所管省庁に対して、制度改正時には適切に標準仕様書を改定すること、その際は基本方針で定めた標準仕様書の改定ルール(標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の原則1年以上前とする等)を徹底することなどの取組を進めてまいります。なお、各自治体と事業者との契約内容によっては、各自治体における改修が必要となる場合もあると考えられます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在標準化を進めている生活保護システム等の標準化システムについて、地方自治体は、国の基金による補助金を活用するため、ベンダからシステムを購入したり、独自に開発したりすることは想定できず、各地方自治体はガバメントクラウドに設置されたシステムを使用しているに過ぎない。

「各自治体と事業者との契約内容によっては、各自治体における改修が必要となる場合もある」と回答いただいているが、様々ある標準化システムの稼働後に誰がシステムの改修に対する主体であるべきかについて、地方自治体において判断することが難しいため、どのような契約内容であれば、地方自治体の責任において改修対応を必要になるのかお示しいただきたい。

また、制度改正等に応じて、標準化基準に適合させることになるとのことだが、例えば、標準仕様書に「以下の情報を集計できること。・基礎調査・個別調査(略)」などと記載されている中、個別の集計方法や集計項目の変更が必要な場合、各省庁において標準仕様書自体の変更は必要ないものの、改修が必要になるケースも想定される。

標準仕様書の記載内容に変更なくシステム改修を行う必要がある場合は、システム改修における責任分界点について、逐一、地方自治体は個別にベンダと調整を行う必要が出てくるなど、事務負担が大きいことから、今後、各省庁が行う制度変更によって影響をうけるシステムの変更等については、全て標準仕様書の変更であると整理をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

一

各府省からの第2次回答

標準準拠システムの利用にあたって、地方自治体と事業者との間でシステムの利用に係る契約や運用・保守に係る契約を締結することが考えられます。運用・保守の範囲は事業者によって異なるため一概に言うことはできませんが、国から補助金等が交付される法改正に係る機能追加等のシステム改修については、運用・保守に係る契約とは別に、当該機能を利用するに当たっての適用作業等が発生することが考えられます。

また、ご指摘のとおり、標準仕様書の機能要件において、統計調査や他システムとの連携など標準仕様書の外で、その詳細が決まっている場合があります。統計調査の内容や他システムの仕様など機能要件で引用する外部規定に変更が生じた際に、当該機能要件を満たすための前提が異なることとなるため、実質的に当該機能要件に改正が生じたものと捉えることができると考えています。標準仕様書の機能要件の記載ぶりに影響はないものの、実質的にその内容に影響を及ぼす制度改正等がある場合には、各制度所管省庁において、当該機能要件の適合基準日の見直し、当該制度改正等と標準仕様書の関係を示す通知の発出等の適切な対応がとられるよう、デジタル庁から各制度所管省庁に対して働きかけるなど必要な対応を実施します。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(34)】【総務省(37)】

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令3法40)

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書の機能要件については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、制度改正等により標準仕様書の記載に変更がない場合であっても、機能要件の前提となる各種規定に変更があり標準準拠システムの改修を要する場合には、制度所管府省庁が、機能要件への適合基準日の見直し、制度改正等と標準仕様書の関係を示す通知の発出等の必要な措置を講ずるよう、令和7年度中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	77	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

### 提案団体

松江市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。

○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。

○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

### 具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件(約 163 万円)あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は 400 万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が 100 万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。

申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。

マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。

また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

## 根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2  
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額395万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいると、差し止め等の対策ができると考える。

○当市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があつたりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかつたと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○当市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○当市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○当市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

## 各府省からの第1次回答

### 【求める措置1】

障害基礎年金の請求に関して、公的年金と児童扶養手当との併給調整が必要となる可能性があるため、請求者に対しては、市区町村役場にて手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めており、年金実施機関としても、児童扶養手当の返納が極力生じないよう取組を行っているところです。

なお、マイナンバー情報連携を用いて年金実施機関が閲覧することができる情報は、法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、その管理の適正を確保することという基本理念から、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」に必要な情報に限定されております。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条、第9条、第19条、別表)

公的年金と児童扶養手当との併給調整では、制度上、調整を行うのは、公的年金額ではなく、児童扶養手当額であるところです。(児童扶養手当法第13条の2)

したがって、年金実施機関において、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務には該当しないため、マイナンバー情報連携によって、年金実施機関が閲覧することができる利用範囲の情報には該当しないところです。

### 【求める措置2】

マイナンバー情報連携に一定期間差が生じているご指摘ですが、特に障害年金は、身体又は精神に相当程度の障害の状態にあり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合に支給される給付です。そのため、障害年金の受給権は「障害認定日」から発生することとされ、具体的には初診日から1年6月後又は1年6月以内にその症状が安定し、長期にわたってその疾病的固定性が医学的に認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った日などとされています。一般的に、障害年金請求者は障害認定日より後に年金請求を行うため、障害年金は、結果として、年金の受給権発生日である障害認定日に遡って裁定し、遡って年金を支払うこととなります。このような背景から受給権発生日から実際の年金支払い開始日との間には一定期間差が生じることとなっております。

その上で、マイナンバー情報連携において最新の情報が取得できるよう、引き続き、年金裁定後は速やかな中間サーバーへの副本登録に努めてまいります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 【求める措置1】

制度上、併給調整を行うのは公的年金額ではなく児童扶養手当額であるというならば、円滑・確実に調整が行えるような仕組みが構築されるべきである。

現行法上、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務に該当しないことは承知しているが、追加共同提案団体の支障事例にもあるように、児童扶養手当の返還が発生することによる年金請求者の経済的・心理的負担と自治体職員の事務負担は大きく、その軽減を図る観点から、児童扶養手当受給者情報を年金実施機関がマイナンバー情報連携により閲覧できるようにするなど、法令の改正を含め、制度見直しの検討を引き続きお願いしたい。

また、年金関係機関において年金請求者に対し市町村役場での手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めているという取組に関しては、「説明されていない」「説明されたかもしれないがよく分からない」という声が多数ある。チラシ等を配布するだけでなく、分かりやすい説明が徹底されるよう、改めて通知発出等による周知をお願いしたい。

### 【求める措置2】

年金関係機関において、年金の振込が行われるより前に副本登録を行う取扱いとする検討いただきたい。また、第1次回答では障害年金にのみ言及されているが、遺族年金や老齢年金等の年金についても副本登録のタイミングを早める仕組みを構築していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、情報漏洩のリスクに十分配慮しつつ、本提案の実現に

向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

### 【求める措置1】

マイナンバー情報連携により年金実施機関が児童扶養手当受給資格情報を取得できるようにすることについては、厚生年金等と児童扶養手当の併給調整に関する整理上、一次回答でお答えしたとおり現行の法規定では困難であると考えている。法的措置を直ちに行なうことは想定していないが、併給調整の周知については引き続き適切な方法を関係省庁間で検討してまいりたい。

### 【求める措置2】

年金支給情報の副本登録には入力・確認処理、更新処理等一定の事務処理期間が必要となる。

年金の振込と副本登録については連動しているものではなく、当該事務処理期間との兼ね合いで、副本登録のタイミングが結果的に年金の振込より後になっている。

障害年金に係る一次回答と同様、遺族年金及び老齢年金についても引き続き速やかに登録してまいりたい。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(15)(iii)】【総務省(19)】【財務省(5)】【文部科学省(16)】【厚生労働省(36)】

児童扶養手当法(昭36法238)

児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整(13条の2)を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手續がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和7年度以降に順次年金実施機関で周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	78	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、マイナンバー情報連携を可能にすること

### 提案団体

松江市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付の受給資格情報について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。  
また、訓練延長給付等制度において、高等職業訓練促進給付金等の趣旨を同じくする給付金との併給を禁止する取扱いを明示するとともに、所管する職業安定所においても、当該給付の審査手続時において情報連携により類似給付金等の受給情報を取得できることとする。

### 具体的な支障事例

高等職業訓練促進給付金等は、ひとり親が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度であり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知(平成 26 年9月 30 日付雇児福発 0930 第8号)「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」により、市が実施している事業である。

高等職業訓練促進給付金等の支給については、上記通知の「第2高等職業訓練促進給付金等事業の実施について」において、趣旨を同じくする以下の3つの給付を受けている場合は対象となることとされている。

①職業訓練受講給付金(求職者支援制度)

②訓練延長給付(雇用保険法第 24 条)

③教育訓練支援給付金(雇用保険法附則第 11 条の 2)

①～③のうち①と③の受給資格情報についてはマイナンバーによる情報連携が可能となっている一方、②については情報連携の対象となっていないため、申請者に上記給付金の受給状況を確認して併給することができないよう対応しているが、申請者が自らの給付状況を正しく把握していないこともあり、正確な受給状況の把握が難しい。また、職業安定所によると、上記①～③に掲げた職業訓練受講給付金等には、取扱要領等に類似給付金との併給禁止や併給調整に関する記載は無いため、高等職業訓練促進給付金等と併給をしてはならないという運用が徹底されていないほか、職業安定所においても給付金の受給確認については、高等職業訓練促進給付金等とのマイナンバー情報連携がなされておらず、定期的な面談時等において本人からの聞き取り等により確認しており、高等職業訓練促進交付金等の受給状況を正確に把握することが困難となっている。

実際に、当市では、高等職業訓練促進給付金受給者において訓練延長給付との併給が発覚し、12 カ月分の高等職業訓練促進給付金を返還請求する事例が発生した。

返還額は 100 万円以上と高額であり、返還の見通しは立っていないため、本給付金の財源である「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」(補助率 3/4)の対象外となり、返還されない額の 3/4 は市が肩代わりすることとなる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

類似した名称や趣旨の給付金制度が多くあり、申請者に尋ねても、どこから何の給付を受けているか理解できていない方がおられる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

訓練延長給付についても情報連携による照会を可能とすることにより、併給による返還金発生リスクを減らすとともに、申請者の負担と自治体の事務手間を省くことができる。

また、職業安定所側でも同様に情報照会できるよう双方が確認する環境を整えることにより、迅速かつ正確で公平な給付事務を行うことができる。

## 根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表の65
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第36条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の90、第92条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、奈良県、佐賀県、熊本市、延岡市

○申請者が自らの給付状況を正しく把握していないこともあり、正確な受給状況の把握が難しく、高等職業訓練促進給付金と訓練延長給付との併給が生じる可能性もあり得る。訓練延長給付について、情報連携による照会を可能とすることにより、併給による返還金発生リスクを減らし、返還にかかる申請者の負担と自治体の業務の効率化を図ることができると考える。

○訓練延長給付については、申請者の申し出が全てとなり、併給による返還発生リスクが存在している。このリスクを減らし、迅速かつ正確で公平な給付事務を行うため。

○支給事務をより適正に実施するために、訓練延長給付の受給資格情報の情報連携を可能にすることについて賛同する。

## 各府省からの第1次回答

支障事例の解消については、まずは各自治体において併給禁止の取扱いの周知を徹底していただくことが重要であると考える。なお、高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査に関する事務については、御指摘のとおり、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び下位法令の規定によって番号利用事務とされており、法令上、マイナンバーを活用した情報連携は可能である。その上で、情報連携において訓練延長給付の受給状況を確認できるようにすることについては、その趣旨を「ハローワークが支給している訓練延長給付の受給状況を、データ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」と捉えた上で、まずはその実現が実施機関においてシステム面、費用面等の観点から可能であるかについて、関係機関と検討を行ってまいりたい。

職業訓練受講給付金、訓練延長給付又は教育訓練支援給付金(以下「職業訓練受講給付金等」という。)の支給においては、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金(以下「高等職業訓練促進給付金等」という。)と併給禁止・併給調整する仕組みとはなっていない。このため、職業訓練受講給付金等の申請に係る事実の審査過程において、高等職業訓練促進給付金等の受給情報を情報連携により取得することは認められないものと考えている。

なお、公共職業安定所において高等職業訓練促進給付金等が職業訓練受講給付金等と併給禁止とされていることの注意喚起を行うことは重要であり、職業訓練受講給付金等のうち職業訓練受講給付金については、既に「求職者支援制度・訓練受講のしおり」にて他の給付金における併給禁止・併給調整について留意するよう促す文言を記載しており、引き続き周知に努めていく。訓練延長給付、教育訓練支援給付金についても、今後リーフレット等の改訂を行うタイミングで、他の給付金における併給禁止・併給調整について留意するよう促す文言を

盛り込み、その取扱いが現場で徹底されるよう促すことを検討したい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

窓口において併給禁止の取扱いの周知・説明を徹底しているが、類似した名称や趣旨の給付金制度が多くあり申請者自身も理解していない場合が多いため正確な受給状況の把握が難しく、併給確認のために職業安定所に照会を行う必要があるのが実情である。現行でも職業訓練受講給付金及び教育訓練支援給付金の受給状況については、マイナンバー情報連携による情報取得が可能であるが、訓練延長給付については、マイナンバー情報連携がなされていないため、結果としてハローワークへの問合せが必要になり、マイナンバー情報連携による事務効率化の効果が減殺されている。

「ハローワークが支給している訓練延長給付の受給状況をデータ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」ことが実現されることにより、高等職業訓練給付金の支給申請にかかる事実の審査を迅速かつ正確に行うことができる、訓練延長給付との併給による返還金の発生を防ぐことができることから、早期の実現を望む。

そもそも、高等職業訓練促進給付金等の給付については職業訓練受講給付金等と併給禁止となっているにも関わらず、職業訓練受講給付金等の支給については高等職業訓練促進給付金等と併給禁止になっていないというのは、制度設計として問題があるのではないか。その上で、職業訓練受講給付金等と高等職業訓練促進給付金等との併給がなされた場合には市町村が高等職業訓練促進給付金の返還を強いられることから、ハローワークにおける確認不足によって市町村が一方的に不利益を被ることを防ぐために、ハローワークにおいてマイナンバー情報連携による高等職業訓練促進給付金等の受給状況の確認を可能とし、申請者の高等職業訓練促進給付金受給状況を正確に確認していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第2次回答

高等職業訓練促進給付金等の制度趣旨に照らして、職業訓練受講給付金等と高等職業訓練促進給付金等を併給することを制限する必要がある一方で、雇用保険の給付は被保険者の保険料拠出に基づくものであり権利性が強いことから、高等職業訓練促進給付金等を受給していることをもって雇用保険料を財源に含む職業訓練受講給付金等の受給を制限することは適当でないと考えている。

その上で、1次回答に記載のとおり、リーフレット等において、他の給付金における併給禁止・併給調整について留意するよう促す文言を盛り込んだところであり、公共職業安定所において取扱いの周知を図ってまいりたい。また、情報連携により訓練延長給付の受給状況に関する情報を把握可能にすることについては、検討の過程において多くの懸念点があることが確認されたことから、これら懸念点を踏まえてもなお、情報連携することで事務効率化に繋がるかについて提案団体及び共同提案団体に対し調査を実施するとともに、その実現可能性についてシステム面、費用面等の観点から引き続き関係機関と検討を行ってまいりたい。

なお、情報連携することとなった場合、法令改正やシステム改修等を要することから、実装するまでの間の併給禁止の取扱いに係る上記以外の周知については、関係機関とも連携しながら検討を行ってまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(16)(i)】【デジタル庁(23)(i)】【厚生労働省(41)(i)】

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)、雇用保険法(昭49法116)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平23法47)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

母子家庭高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法31条2号)及び父子家庭高等職業訓練促進給付金(同法31条の10)(以下「高等職業訓練促進給付金」という。)並びに母子家庭高等職業訓練修了支援給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令29条)及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(同令31条の10)(以下「高等職業訓練修了支援給付金」という。)の支給申請に係る審査については、地方公共団体への実態調査を踏まえつつ、訓練延長給付(雇用保険法24条)の支給に関する情報についてマイナンバ

一制度における情報連携を活用した確認を可能とすることについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【こども家庭庁(16)(ii)】【デジタル庁(23)(ii)】【厚生労働省(41)(ii)】

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)、雇用保険法(昭49法116)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平23法47)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の受給者は訓練延長給付(雇用保険法24条)、教育訓練支援給付金(同法附則11条の2)及び職業訓練受講給付金(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律7条)を併給することが禁止されていることを踏まえ、雇用保険制度の給付等と併給することができない給付金が存在することについて雇用保険の受給者等に対して十分な情報提供を行う観点から、令和7年度中に、雇用保険の受給者向けのリーフレット等を活用し、併給調整の制度の周知を図る。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	80	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	10_運輸・交通

### 提案事項(事項名)

自動車臨時運行許可申請についてオンライン完結を可能とすること

### 提案団体

宮崎市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示については電磁的記録による方法を可能にすること。

臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与について郵送も可能であることを明確化すること。

臨時運行許可申請手続について、ぴったりサービスにおいて標準様式をプリセットすることや自動車 OSS の活用を念頭に、電子決済も含めたオンライン完結を可能とすること。

### 具体的な支障事例

#### 【背景】

自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示については、自動車損害賠償保障法上、電磁的記録による方法は不可であり、原本の提示が求められているため、申請者は必ず窓口において原本を提示する必要があり、申請手続をオンライン完結することができない。

また、臨時運行許可のオンライン申請のサービスを実施している自治体もあるが、申請者名や車両の情報だけを入力させる団体や車検証のデータをアップロードまでさせる団体などサービスにはばらつきがある(当市はオンライン申請のサービスは始めていない)。

#### 【支障事例】

自動車臨時運行許可申請の受付は全国の自治体で行われ、申請内容や手数料徴収のタイミングに差はないところ、電子申請での受付を開始するためには、各自治体がそれぞれ独自に申請フォームを作成するという事務負担がある。また、この事務は、市町村だけでなく運輸局も実施しているもので、運輸局や自治体ごとにオンラインシステムを作るのは、トータルコストの最小化にはつながらない。

なお、当市において令和5年度には、4,437 件の申請があった。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体によりサービスにはばらつきがあることにより、特に区域をまたがって事業を展開する代理人(ディーラー、メーカー)、購入者(法人)の場合は、それぞれの自治体が提供する申請方法に対応しなければならない状況となっている。

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 自治体が臨時運行許可申請を電子申請で受け付けるために独自にオンライン申請のシステムを構築する必要や1から申請フォームを作成する必要がなくなる。
2. 申請方法や申請フォームが全国で統一されて、申請者にとって分かりやすく使いやすくなる。

3. 自動車損害賠償責任保険証の原本提示が不要となることで、市民にとっては原本を窓口に持参する負担がなくなるとともに、地方自治体にとっても窓口での原本確認が不要となり、窓口対応業務の負担も軽減されるとともに、申請手続をオンライン完結させることが可能となる。

#### 根拠法令等

道路運送車両法第34条、自動車損害賠償保障法第9条第1項

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、相模原市、名古屋市、豊田市、安来市

○自動車損害賠償責任保険証の電磁的記録による提出が不可となっていることは、自動車臨時運行許可申請のオンライン申請の支障となっているため、電磁的記録による提示を可能とすることは必須と考える。また国土交通省で同申請の電子決済を含めたオンラインシステムの構築が図られ、市町村でも利用可となれば、市町村の負担軽減とシステムの共通化による利用者の利便性向上が図られる。

○自賠責保険証の電子交付も開始されている中、いつまでも原本提示は運用上無理がある。許可基準を全国で統一するよう指導を受けるが、オンライン申請フォームは各自で作る、細かな判断は自治体判断に委ねるといった回答により、自治体ごとのバラつきが生じる。

#### 各府省からの第1次回答

自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示（自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」）第9条第1項）については、強制保険の実効性を担保するため、道路運送車両法による各処分申請の際に、書面による自動車損害賠償責任保険証（自動車損害賠償責任共済証明を含む。以下同じ。）の提示を義務付けております。

現在、保険会社等による、PDF形式の自動車損害賠償責任保険証（以下、「PDF自賠証」）の交付が可能となっておりますが、自動車臨時運行許可申請におけるPDF自賠証の提示を可能とするにあたっては、強制保険の実効性を担保するため、その提示を受ける各行政庁に対し、PDF自賠証に記載のQRコードを読み取る等により、その真正性を確認する措置を求める必要があると考えております。

上記PDF自賠証の真正性を確認する措置については、自治体によっては対応が困難な場合や、かえって自治体職員の業務負担になる場合があるものと想料し、現時点においては、自賠法第9条第1項に基づく自賠証の提示を書面による方法に限定しているところです。

上記より、自動車臨時運行許可申請におけるPDF自賠証の提示については、各自治体における対応の可否について調査を行い、その結果を踏まえ措置の可否を検討してまいります。

臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与を郵送で行うことについては、現状においても各自治体の判断において実施いただくことが可能です。この点、各地方運輸局において自治体職員が参考としていただけるよう臨時運行許可手続きについてのQ&A等を作成しているところ、これらの資料に郵送による貸与等が可能である旨を追記することで明確化を図ります。

なお、郵送による貸与等により番号標等が盗難・紛失し悪用されるリスクもありますので、貸与事務の状況及び実態を踏まえ慎重にご判断いただきたく存じます。

許可申請の電子化については、申請を電子化することにより、かえって自治体職員の業務負担が増すケースや電子と紙の申請が併存し事務処理に混乱が生じるケースが想定されます。このため、電子化をするか否かについては各自治体において業務の実施体制等を勘案しご判断いただくべきものであり、国において統一的なシステムを導入し電子化を推進すべきものではないと考えます。

愛媛県松山市や、福島県福島市がぴったりサービスを利用した電子申請受付の仕組みを構築しているため、まずは貴自治体においてもマイナポータルでのぴったりサービスを既存の申請フォーマットを流用する仕組みを構築し電子申請できる体制を整備することが最適と考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御指摘の「電子と紙の申請が併存し事務処理に混乱が生じるケースが想定」については、行政側の目線であり国民の目線に立っていない。令和7年6月13日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」第1-2(1)⑥に、「利用者視点の行政サービスづくりを徹底し、デジタルを活用して様々な課題を具体的に解決

し、…(省略)…デジタル化について卓越した利便性を実感できる分野を着実に増やしていくことが必要である。」と明記されており、行政機関はこの計画に則り、積極的にデジタル化を推進すべきである。

松山市の「ぴったりサービス」における電子申請では、自動車検査証と自動車損害賠償責任保険証明書の写しのアップロードが求められる一方で、福島市の電子申請ではこれらを必要としない。また、入力項目も異なっており、自治体によって手続が異なる現状がある。国が「ぴったりサービス」に標準様式をプリセットすることで、申請方法や申請フォームが全国的に統一され、申請者にとってより分かりやすく、使いやすくなる。

自動車臨時運行許可申請において、PDF 形式の自動車損害賠償責任保険証明書に記載された QR コードの読み取りによる真正性確認措置を進めることに加えて、電子決済も含め申請手続を完全にオンラインで完結させるため、自動車 OSS(ワンストップサービス)の活用も検討するよう求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【豊田市】

回答において、「自治体によっては対応が困難」「かえって業務負担になる場合がある」というのは、どのような観点からの判断であるか。

自賠責の対応にしても、許可申請の電子化にしても、まずは各自治体に意向を確認し、必要に応じて国でツールを用意すべきではないか。実際に現場にて対応しているのは自治体職員であり、ニーズを把握していただきたい。

国で電子申請等の利便性向上のためのツールを用意し、活用するかどうかは自治体判断というのがあるべき姿のように思う。ツールの作成から自治体任せでは全国で統一性がなくなり、同じ手続のはずなのに利用者側にとって不便である。実際本市でも今年度に入ってから、他市との手続の違い(他市ではもっとルールが緩い等)についてクレームをいただいた。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

## 各府省からの第2次回答

今回のご提案を通じて、臨時運行許可申請の標準様式を「ぴったりサービス」にプリセットすることを求める自治体の声が多くあることを認識しましたので、令和7年度中にプリセットの実現に向けて必要な手続きを進めて参ります。

また、自動車臨時運行許可申請における PDF 自賠証の提示については、各自治体における対応の可否等を踏まえ、引き続き検討して参ります。

なお、自動車 OSS(ワンストップサービス)は検査・登録を受けた自動車に係る情報の記録・管理等のためのシステムです。このため、検査・登録を受ける以前の自動車についての制度である臨時運行許可申請の電子化のために自動車 OSS を活用することは困難です。

## 令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(16)】【国土交通省(15)】

道路運送車両法(昭26法185)及び自動車損害賠償保障法(昭30法97)

臨時運行の許可(道路運送車両法34条)の申請に係る手続については、以下のとおりとする。

・市区町村及び申請者の事務負担を軽減するため、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を市区町村に通知した。

[措置済み(令和7年12月18日付け国土交通省物流・自動車局自動車情報課、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当事務連絡)]

・自動車損害賠償責任保険証明書のオンラインによる提出を可能とすることについて、市区町村の意見を踏まえて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	81	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

婚姻届等のオンライン化

### 提案団体

宮崎市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

### 求める措置の具体的な内容

- ・「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」をマイナポータルから受付可能とし、標準様式をプリセットすること。
- ・受け付けた届出データを基幹(戸籍情報)システムに連携させ、手打ち入力を不要とすること。
- ・新本籍地を置く街区番号や地番の確認にアドレス・ベース・レジストリ等を活用し、事務負担を軽減すること。
- ・各届出の受理証明書をオンラインで交付可能とすること。

### 具体的な支障事例

令和6年1月1日(元日)は、一粒万倍日、天赦日と重なったことから非常に多くの婚姻届が出された。市区町村職員は年始から対応に追われ、窓口はかなり混雑した。

婚姻届は、七夕やクリスマス等のイベント、物日に加え吉日との組み合わせにより届出数が大きく増減することから、住所異動の繁忙期のような期間を指定して窓口体制を増強する等の取組みが難しい。

戸籍届は法務省の法定受託事務(戸籍事務取扱準則制定基準第24条)により、24時間365日の届出を受付する必要があり、市区町村の受付体制に人件費や委託費等が発生し続けている。

マイナポータルで受け付けた届出データを基幹システム(戸籍情報システム)に連携することが可能となれば、職員による届出内容の手打ち入力が不要となり、作業効率の向上が期待できるが、システム標準化の対応もある中、各市区町村が独自で連携機能の実装を検討することは困難であり、国がイニシアチブを取る必要がある。また、「婚姻届」をマイナポータルで受け付けることが可能となった場合は、証人を要する他の届出(「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」)についても横展開可能と考えられるため、併せてプリセットすることを求める。なお、戸籍の振り仮名記載対応では、マイナポータルを活用する予定となっており、戸籍に関する届出をマイナポータルで出せる環境が既に全国一律で整備されることになっている。

届出先の市区町村では、届出に記載された街区番号や地番が現存しているかを当該市区町村に電話で確認しているが、折り返しの電話がすぐに返ってこないことも多く、時間を要している。また、土日など、新本籍地の市区町村が電話対応時間外である場合、確認に数日を要する。

各種届出に係る受理証明書を用いて保険証や資格証等の変更手続を速やかに行いたい場合、市民は来庁するか郵送による交付を待つしかなく、一定の負担を強いることとなっている。

【婚姻届数】令和7年元日 16件、令和6年元日 57件、令和5年元日 17件

【受理証明書発行件数】令和7年1月 55件、令和6年1月 50件、令和5年1月 62件

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からの声として、

- ・せっかく良い日を選んで、婚姻届を提出したが、窓口での長時間(2~3時間)の待ち時間により良い記念日と

なるところに水を差された。

- ・戸籍受付は年中無休となっているので、人件費削減の観点から真っ先にオンライン化すべき手続きではないのか。
- ・婚姻届を、〇月△日□時△分△秒まで指定して受付してもらいたい。
- ・婚姻は事件本人の合意に基づいて成立するところ、18歳以上は誰でもなれる(血縁関係もないような)証人に「意思確認」をさせる意味が分からぬ。
- といった声があげられている。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村窓口の平準化・混雑緩和が図られる。

住民が紙書類を持って窓口に来庁する必要がなくなり、婚姻届を出した記念日をより有意義に過ごすことができる。

市区町村は戸籍届受付のために、平日時間外、土日・祝日の窓口体制を構築している。届出がオンライン化されることで、事務負担や人件費を軽減することができる。

オンラインでの手続きで、記載漏れや西暦・和暦等の表記ゆれ、住所の地番などにシステム審査を入れることで市区町村職員の審査(補記事項)の事務負担が大きく軽減する。

新本籍地の確認に要する時間が大幅に短縮でき、業務効率の向上に寄与する。

市民が速やかに各種受理証明書を取得でき、市民サービス向上に寄与する。

#### 根拠法令等

民法第739条

戸籍法第74条

戸籍法施行規則第79条の2の4、第79条の3

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、名古屋市、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○受理証明書のオンライン交付については、受理地でしか発行できず、広域交付の対象ともなっていないため、遠方からの申請も想定され、これが実現すれば利便性が高まる。

#### 各府省からの第1次回答

御要望があつた届出についてはいずれも制度上オンラインで行うことが許容されている(戸籍法施行規則第79条の2の4)。

マイナポータルから戸籍情報システムへのデータ連携については、御要望の趣旨は理解できるものの、地方公共団体情報システムの標準化が進められている現状下では、全市区町村において戸籍情報システムを改修する必要があると見込まれることから、費用対効果等の観点から慎重な検討を要する。

また、受理証明書のオンライン交付は既に制度上許容されている(戸籍法施行規則第79条の5)ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

以下の理由により、婚姻届等のオンライン化を推進することについて、改めて検討を求める。

①本提案は本年6月13日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に資するものであり、戸籍への振り仮名記載にかかるオンライン届出(マイナポータルからの届出)のレガシー(手打ち入力を不要とするためのデータ連携)を振り仮名以外の戸籍届出へ横展開せらるものである。

②「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」をオンラインで行うことが可能となっていることは承知しているが、本提案の趣旨は、各届出をマイナポータルから受付可能とし、標準様式をプリセットするところにある。既に振り仮名の届出をマイナポータルで出せる環境が全国一律で整備されており、早期に実現可能と考えられる。

③新本籍地を置く街区番号や地番の確認にアドレス・ベース・レジストリ等を活用し、事務負担を軽減することに

について、新本籍地をアドレス・ベース・レジストリでの確認とすることを可とする見解を法務省が示せば、市区町村の電話照会・応答業務が大幅に省力化されること。

④振り仮名の届出においてマイナポータルと戸籍情報連携システム、戸籍情報システムの連携機能は既に実装されているところ、婚姻届等に含まれる情報を連携させるための機能改修については、既存の連携機能を活用することにより改修費用を削減できる可能性があること。また、対象者が限定されている（振り仮名確認通知に誤りがある者のみ）振り仮名の届出と比較し、婚姻届等の手続は全ての国民が対象になり得るため、有意義な費用対効果が見込まれること。

⑤オンライン届出の実施時期について国が策定・公表している「国民向け行政サービスロードマップ」等の計画に出生届・死亡届以外の戸籍届出の開始予定時期がプロットされていないところ、オンライン化推進の観点から、戸籍に関する届出を積極的にマイナポータルへ搭載することが重要であると考えられること。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【熊本市】

戸籍法施行規則により、婚姻届や離婚届などのオンライン化が制度上許容されていることは十分に理解している。しかし、国民の利便性を高めるためには、全国一律で、関連する行政手続きを一貫して行える「ワンストップ化」が不可欠である。

今後の制度設計や運用設計においては、国民の利便性向上と自治体業務の効率化の両立を図るとともに、他省庁が所管する事務との連携も考慮し、より利便性の高い仕組みの構築を強く求める。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第2次回答

繰り返しになるが、マイナポータルから戸籍情報システムへのデータ連携については、全市区町村において戸籍情報システムを改修する必要があると見込まれるところ、振り仮名と婚姻届では、処理する情報が全く異なることから、改修費用の削減効果は限定的と見込まれることも踏まえ、費用対効果等の観点から慎重な検討をする。

なお、新本籍地をアドレス・ベース・レジストリで確認することについては、市区町村においてアドレス・ベース・レジストリが実在性を担保できると判断したのであれば、市区町村の判断で導入して差し支えないものと考える。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁（2）】【法務省（3）】

###### 戸籍法（昭22法224）

養子縁組の届出（66条）、養子離縁の届出（70条）、婚姻の届出（74条）及び離婚の届出（76条）を受理した市区町村が新本籍を確認する方法については、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（令和7年6月13日閣議決定）に基づく公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備に関する検討状況を踏まえつつ、当該データベースが活用可能である旨を周知することについて検討し、令和12年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	95	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

住民票の写し等の交付のオンライン化を可能とすること

### 提案団体

八戸市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

### 求める措置の具体的な内容

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、税証明書など、市町村における主要証明書について、ブロックチェーンを活用した電子証明書としてオンラインで交付できる制度とすること。  
また、これらが証明書として社会全体で機能するよう、周知、普及啓発を全国的に実施すること。

### 具体的な支障事例

当市では、スマート窓口の導入をはじめとする行政のデジタル化を推進しており、市民サービスの向上と業務効率化に一定の成果を上げている。中でも、マイナンバーカード認証を活用したオンライン完結型の申請については、市民の利便性向上と職員の事務負荷軽減の双方に大きな効果が期待されるものとして導入を図ったところである。

しかしながら、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、税証明書など、主要な証明書発行業務において、法令上の規制やオンライン交付の仕組みが構築されておらず、依然として対面申請・紙交付が主流である。住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針により、「令和7年中に結論を得る」とされたところだが、公共サービスメッシュ構想に基づく行政サービスの再設計等、地方自治体がその恩恵を最大限に享受しうる環境が整いつつあることを踏まえ、各種証明書のオンライン交付について、早急な措置を講じていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

#### ○マイナンバーカードの利用率向上

現状、交付率は80%を超えているが、実際の利用率はまだ低いと考えられる。医療保険証や運転免許証との連携が進む中で、各種証明書のオンライン交付が普及すれば、本格的にマイナンバーカードが個人におけるデジタル完結の基盤となるものと考えられる。

#### ○自治体職員の人員削減・業務効率化

当市における主要証明書の発行業務は、件数ベースで市民課・税担当課業務の約50%を占めており、サービスセンター等出先機関では80%以上となっている。また、1件あたりの作業時間は7分59秒(※)であるが、仮にオンライン申請に移行した場合は0秒となる。

そこで、仮に主要証明書発行業務が全て完全オンライン申請またはコンビニ交付(キオスク端末による交付)に移行すれば、窓口対応など手続きに係る職員は不要となることから、相応分の人員費を削減することが可能と

なる。人口減少に伴う労働力不足が逼迫する中、全国展開すれば行財政改革へのインパクトは相当大きいものと考えられる。

(※1件あたり作業時間は、待ち時間・移動時間・後処理時間を除く)

○ペーパーレス化による社会的コストの削減

電子証明書化によって紙代・印刷代をはじめ、利用者が役所に来るための交通費や時間的コストなど、社会的コストの削減効果も大きいものと考えられる。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第12条、第12条の2、第15条の4、第20条、第21条の3

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項、第48条第1項及び第2項、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項

地方税法第20条の10

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森市、花巻市、宮城県、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、佐久市、名古屋市、豊田市、安来市、広島市、松山市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○オンライン化と併せ、マイナポータル上で証明書発行管理されることが望ましい。むしろ、マイナポータルにおける個人情報は常に最新化されているのであれば、自治体に証明を求めず、マイナポータルの情報を他の手続き等で活用できるようにすることで、コストもかからないのではないかと考える。

○オンライン申請の利活用を積極的に推進するとともに、現在はパスポート申請など一部の行政手続での利用に限られている「戸籍電子証明書提供用識別符号」を、他の行政手続においても活用できるよう積極的に推進することで、申請人の負担軽減も図ることができると思われる。

○各種証明書のオンライン交付の普及が進めば、住民の利便性向上と自治体の業務負担の軽減が図られる。

○手続きのオンライン化が進む中、各種証明書のオンライン交付が可能となれば、今までオンライン化を躊躇していたものもオンライン化でき、市民サービスの向上につながる。

○当市では、税証明窓口の膨大な負担の削減を継続的な目標としているため、本提案を推奨する。

## 各府省からの第1次回答

戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第79条の5）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍証明書のオンライン交付が現行制度で実施可能であることは承知した。申請者の利便向上や行政の負担軽減の観点からは当該制度の一層の活用が進むことが望ましいと考えられるため、その旨を十分に周知することを求める。

また、住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、住民票の写し等は交付件数が多く、官民の様々な手続で利用されていることから、オンライン交付が可能となることで利用者の利便性向上が図られるとともに、郵送費・役所への移動を含む社会的コスト、市町村職員の事務コストの大幅な削減につながることを踏まえ、前向きな検討を要望する。

なお、印鑑登録証明書及び税証明を電子証明書としてオンライン交付すること並びに各証明書のオンライン交付へのブロックチェーン活用につき、第1次回答では言及がなかったため、これらの点についても検討・回答をお願いする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【青森市】

国として、関係府省の垣根を超えて、法令整備はもちろんのこと、オンライン交付の具体的な運用提示など、一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

### 【豊田市】

電子的な交付は制度上、許容されているということだが、その具体的な方法等については提示されていないと思われるため、各種証明書の電子的な交付を可能とするためのガイドライン等を整備頂きたい。

### 【熊本市】

行政証明のオンライン交付推進にあたっても、法制度や所管省庁の違いが存在することは理解している。今後の制度設計においては、関係省庁の連携を図りながら、国民の利便性向上と行政運営の効率化を両立させる取組の推進を強く要望する。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国町村会】

住民票の写しや納税証明書の電子的交付については、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書等のマイナポータルによる電子的交付について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画(R6.6)において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

印鑑登録証明書及び税証明を電子証明書としてオンライン交付すること並びに各証明書のオンライン交付への

ブロックチェーン活用につき、第1次回答では言及がなかったため、これらの点についても検討いただきたい。

住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されることだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」やワクチン接種証明書で使われたVC(Verifiable Credential)等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行なうべきである。」と結論を得たところ。

また、印鑑登録証明書については、各市町村において条例で規定して運用する事務であることを踏まえ、慎重に検討する必要がある。

各種税証明書の電子的な交付については、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、その改ざん防止措置等の手法も含め検討を進めている。

戸籍証明書のオンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

ブロックチェーン技術については、「電子署名とハッシュポインタを使用し改竄検出が容易なデータ構造を持ち、且つ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術」と定義されているものと承知しているところ、電子署名に代わって同技術を活用すべきとの御提案の趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えは困難である。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(15)(i)】【総務省(10)(v)】

地方税法(昭25法226)

納税証明書(20条の10)及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、地方税ポータルシステム(eLTAX)の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、電子的な交付の方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 4【デジタル庁(25)(i)】【総務省(24)(vi)】

住民基本台帳法(昭42法81)

住民票の写し等の交付(12条から12条の4)のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	98	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤の文書等署名用職責証明書の発行

### 提案団体

愛媛県、広島県、香川県、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、砥部町、内子町、高知県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的な内容

【リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤(以下「LGPKI」という。)の文書等署名用職責証明書の発行】

- ・リモート署名に対応した LGPKI の文書等署名用職責証明書(GPKI 相互認証可)を発行して頂きたい。具体的には、LGPKI の文書等署名用職責証明書及び署名鍵をサーバーで保管し、地方公共団体がリモート署名するときにサーバー上で電子署名が行えるような仕組みを構築していただきたい。
- ・文書等署名用職責証明書について、現在は、知事のみとなっているが、知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるようにして頂きたい。
- ・電子署名や送信を行う仕組みについては民間事業者が提供するシステムの利用を想定。

### 具体的な支障事例

#### 【背景】

申請に基づく処分通知等については、「〇〇県知事」、「〇〇部長」等の公印を押印しているが、行政手続きのオンライン完結を実現するため、公印に代えて LGPKI の文書等署名用職責証明書の利用を検討している。しかしながら、現状では下記の支障があり、当県で実現には至っていない。

#### 【支障事例】

文書等署名用職責証明書格納媒体は USB トークンであってローカル署名を対象としており、リモート署名には対応しておらず、当県組織全体で職責証明書の利用を想定したときに利便性(複数課での利用やテレワーク等)の観点で支障となる。

文書等署名用職責証明書の発行は、現時点、発行名義は知事のみで知事以外に部長名義等複数名義の発行はできない。当県も含め地方公共団体が申請に基づく処分通知等のオンライン化に係るシステム整備を進めるに当たって、支障となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

#### 【県】

事務処理件数:年間 12,000 件程度(公印の押印が必要な通知)

※令和5年度実績

<費用削減効果>

送料削減効果: 1,680,000 円 (140 円 × 12,000 件)

＜事務処理時間の削減＞

実作用時間削減

120 分/件 ⇒ 30 分 (70% 削減程度)

18,000 時間削減 ((120 分 - 30 分) × 12,000 件)

【県民及び事業者】

送料削減効果: 1,680,000 円 (140 円 × 12,000 件)

上記に加え、行政サービス提供時間の短縮等の効果がある。

## 根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、東京都、川崎市、名古屋市

○現在、LGPKI の職責証明書を利用しているが、署名を行うためには当該作業を行う職員のパソコンにカードリーダーの接続やソフトウェアのインストール等の環境整備が必要であり、煩雑な作業となっている。更に、IC カードを署名の都度当該職員へ貸し出す必要があるため、紛失の危険もある。また、オンライン申請を導入しているが、現在は証明書等の発行については郵送で対応している。利便性の向上と事務の省力化の観点から電子署名による証明書のオンライン発行についても検討しているが、職責証明書の利用が増えることから本件は大きな障壁となるため、ぜひ構築をお願いしたい。

○現在、電子署名の付与にあたっては、LGPKI の職責証明書を利用している。しかし、職責証明書は IC カード等の物理的な媒体に格納する場合にのみ発行可能であるため、利用促進に支障をきたしている。具体的には、テレワーク等による遠隔地からの署名が行えないことが挙げられる。加えて、府内の文書管理システムと連携させ、施行文書に電子署名を付与できる仕組みを検討する場合、職責証明書をサーバで保管できないと実現方式に制約が生じ利便性が損なわれる恐れがある。

○リモートで業務を行う際に、文書等署名用職責証明が利用できるようになれば、業務の効率化が期待できると考える。

## 各府省からの第1次回答

ご提案の「リモート署名」の仕組みを必ずしも理解しているわけではありませんが、ご趣旨としては、IC カードや USB トークンを利用せずに署名鍵をリモートからでもアクセス可能なインターネット上のサーバーに置くことで、府舎外においても電子署名を利用できるようにされたいということではないかと拝察いたします。セキュリティ面から IC カード等の鍵格納媒体の利用については、現時点においては必要であると考えます。

他方で、LGPKI の IC カード等の鍵格納媒体を府舎外に持ち出して電子署名に利用することについては、J-LISにおいて何らかの規律を定めているものではなく、各地方公共団体で定める公印管理規程等に則った対応がなされているものと承知しており、各地方公共団体、各職員において鍵格納媒体を適切に管理するという前提のもと、適切にご判断されるべきものと考えます。

また、LGPKIにおいてどうしても IC カード等を利用せずに電子署名を行いたいということであれば、システム改修が発生し、運用に係る費用もかかり増しになると予想され、LGWAN や LGPKI の費用を負担している全団体で、その費用負担について合意形成が必要となることにご留意ください。

ご指摘の「知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるよう」については、今年度のできるだけ早い時期に対応することが可能となる見込みです。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず「セキュリティ面から IC カード等の鍵格納媒体の利用については、現時点においては必要」とのご記載について、リモート署名のセキュリティ面については「リモート署名ガイドライン」(日本トラストテクノロジー協議会 (JT2A) 2020 年 4 月 30 日)において整理されており、これらを参考としてローカル署名と同等のセキュリティが担保可能と考えています。また、本件対象のローカル署名は IC カード等(物)と暗証番号・PIN(知識)で認証していますが、リモート署名においても多要素認証等で同等のセキュリティを担保することは可能であると考えてい

ます。

また、「LGPKI の IC カード等の鍵格納媒体を庁舎外に持ち出して電子署名に利用することについては、J-LISにおいて何らかの規律を定めているものではなく」とのご記載について、公印管理規程等に則って考えると、リモートワークするために鍵格納媒体を庁舎外に持ち出すことは、紛失や盗難のリスクが伴うため、特別な場合を除き適切ではないと考えられることから、実質的に庁舎外への持ち出しができないと判断する団体が多いと考えます。

「システム改修が発生し、運用に係る費用もかかり増しになると予想」とのご記載について、本県においては、知事や保健所長等の各職責に基づいて多くの処分通知等(当県において公印を押印した処分通知等を行った件数は令和6年度実績で約 29,000 件)が行われており、基礎自治体ではより多くの処分通知等が行われていると認識しています。

このことから、処分通知等の公印の押印に代えて職責証明書に基づくリモート署名を行うことで、地方公共団体では職員の業務効率化やペーパーレス化につながり、処分通知等の受け手(住民や企業等)においても通知の保管や受取等の負担軽減効果があるため、需要や費用対効果はあると考えています。

「その費用負担について合意形成が必要」とのご指摘については、費用対効果をもとに様々な実施方法を比較検討の上、各地方公共団体に理解いただけるよう丁寧な合意形成を図っていただき、具体的に検討を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【東京都】

#### (セキュリティの確保について)

署名鍵をサーバー上に格納し、電子署名を付与する仕組みは、電子契約等の分野において民間サービスで広く実現されており、技術的にも確立された方式であると認識しています。こうした事例を踏まえ、署名付与の際にアクセスを庁内ネットワークに限定するなど運用面を工夫することにより、セキュリティ面のリスクを低減しながら、同様の仕組みを導入することは十分に可能であると考えます。一方、IC カード等の物理媒体を庁舎外に持ち出す場合、規程等に則り適切に管理したとしても、紛失等のリスクをゼロにすることは困難であると考えます。(費用負担の対価として得られるメリットについて)

当団体では、約 600 部署に職責証明書を格納した IC カードを配備しており、PIN コードの亡失や証明書の有効期限到来による再発行など、媒体の管理に手間がかかるのですが、サーバー上に署名鍵を格納する方法に変更することにより、こうした負担から解放されます。また、当団体では場所にとらわれない柔軟な働き方としてテレワークの浸透を図っておりますが、リモート署名の導入により、職員が庁舎に出勤することなく電子署名の利用が可能となります。加えて、リモート署名の導入により処分通知のデジタル化が進むことで、申請者の利便性向上や職員の事務処理時間削減等、大きなメリットが得られることが期待されます。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

リモート署名については、電子署名法に基づく認定基準に関する国の検討では、中長期的な事項として、「拙速な議論とならないよう留意しつつ、適切な時機にその要否も含めて検討することが考えられる」とされている。LGPKI における導入についても、こうした国の検討の動向を踏まえてから検討すべきものと考えている。

また、仮に導入を検討する場合、システムの改修や検証、セキュリティレベルを確保するための方策に係る諸費用が都道府県負担金等に影響を与える可能性があるため、費用対効果等を整理し、連絡調整会議等において LGWAN 利用団体間で合意形成をとっていただく必要がある。

なお、リモート署名の導入に係る費用対効果を整理する際には、上記に加え、以下のようなことを検討する必要がある。

①ご指摘いただいた「職員の業務効率化やペーパーレス化」の効果については、既に令和 7 年 6 月 20 日(金)より文書等署名用職責証明書の発行枚数上限等が撤廃されており、ローカル署名によって上記「制度改正の効果」の大半は達成可能であるように見受けられること

②リモート署名を導入しても、PINコードの管理や証明書の有効期限到来による再発行に伴う事務は発生すると見込まれること。また、職責証明書(役職)と利用者(個人)を紐づけるための管理が地方公共団体側に発生するとともに、本人認証をマイナンバーカード等で行う場合は、これに係るICカード読取装置やドライバの管理等に係るコストが発生すること

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(38)】【総務省(52)】

#### 地方公共団体組織認証基盤

地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する文書等署名用職責証明書（以下この事項において「職責証明書」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・職責証明書の発行名義を首長以外に拡大するとともに、同一名義の職責証明書を複数枚発行することを可能とした。

[措置済み(令和7年6月20日付けLGWAN便り)]

・リモート署名方式を導入することの必要性について、地方公共団体情報システム機構に情報提供し、同機構において検討することを確認した。

[措置済み(令和7年8月19日リモート署名に関する意見交換)]

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	112	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

### 提案事項(事項名)

国家資格「計量士」の登録の都道府県経由の廃止等

### 提案団体

福井県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省

### 求める措置の具体的な内容

国家資格「計量士」の登録について、

- (1) 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。
- (2) 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。

### 具体的な支障事例

国家資格等については、令和6年8月6日より運用が開始された国家資格等情報連携・活用システムを用いることで、オンラインでの資格登録や「デジタル資格者証」による資格所持状況の確認が可能になる予定であり、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)」では建築基準適合判定資格者等の国家資格について、国家資格等情報連携活用システムを用いたオンラインによる登録申請を可能とするとともに、都道府県経由の廃止が謳われている。

#### (1)について

計量士についても、計量法施行令第32条で登録申請時の都道府県経由が規定されているところ、建築基準適合判定資格者と同様に国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンライン申請を可能とした上で、紙媒体及びオンライン申請双方の都道府県経由事務を廃止することで、登録申請者から直接国へ申請が行われ、来庁負担や添付書類の事前準備が不要になる。

また、登録申請者にとってのメリットだけでなく、都道府県での事務処理の負担軽減にもつながる。

#### (2)について

さらに、「デジタル資格者証」を計量士登録証の原本とすることで、登録証の交付についても、都道府県経由を不要とし、申請者への交付の迅速化や都道府県事務の負担軽減が期待される。

これらのことから、計量士の登録申請については「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、他の国家資格の登録申請と同様に国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンラインによる登録申請を可能とし、「デジタル資格者証」を登録証の原本とするとともに、紙媒体及びオンラインによる申請のどちらの場合であっても都道府県の経由を要しないこととすることを提案する。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により申請者の負担軽減及び行政のデジタル化・効率化につながる。

## 根拠法令等

計量法第122条、計量法施行令第32条、第36条、第37条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、滋賀県、和歌山県、宮崎県

○当県における計量士登録の令和6年度実績は3件となっている。計量士の登録申請及び登録証交付手続は都道府県経由で行われており、手続に時間を要している。これらの手続についてデジタル化し、都道府県経由を廃止することにより、申請者及び都道府県事務の負担軽減が図られる。

○業務の効率化に資するDXを活用した取組で、申請者の利益となるほか、類似の国家資格に関する先行事例もあるため有用と認められる。

## 各府省からの第1次回答

政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要があり(計量法第122条)、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第54条に基づき、「法第122条第2項第1号の条件に適合していることを証明している(いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」)。

現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。(登録申請における個別の事業所での業務(申請は全ての都道府県から出される)について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。)

また、計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととすることは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。

適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国家資格等情報連携・活用システムの利用に伴い、オンラインでの申請が可能な環境が整えば、必ずしも都道府県において申請窓口を設ける必要がなくなるほか、デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、紙の免許証の交付に係る事務が不要となり、資格付与までの期間短縮といった利便性の向上が期待される。「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「地方創生2.0基本構想」など、政府方針として都道府県経由事務の廃止について明示されていることから、積極的に御検討いただきたい。

都道府県知事の実務経験証明が経由事務の廃止においてネックとなっていることであるが、都道府県の実務経験証明を残さざるを得ないのであれば、例えば国家資格等情報連携・活用システムを用いたオンライン申請を国へ直接行うこととした上で、申請情報を都道府県もシステム上で閲覧可能な環境を整え、実務経験証明を都道府県から国へ提出する運用も考えられるのではないか。また、都道府県も資格登録に一定関与すべきであることについて、申請情報・登録情報をシステム上で都道府県に共有することで、引き続き都道府県は適切に計量行政を遂行することが可能になると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

計量士資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格

等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行について特に積極的な検討を求める。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。

国へのオンライン申請を可能とし、申請内容等の確認に係る都道府県経由事務を廃止した上で、国への申請情報が同時に都道府県に共有される仕組みとすることで、国からの実務経験証明の照会を要さず、都道府県自ら実務経験証明を国に提出する運用が可能になるのではないか。これにより、国・地方全体での事務の効率化・合理化が図られるのではないか。

計量士の登録情報等をシステム上で都道府県に共有することで、都道府県における適切な計量行政の遂行に支障は発生しないのではないか。

### 各府省からの第2次回答

計量法における法執行業務は、国、都道府県、特定市が、それぞれの役割を担っており、都道府県は、計量行政の実施主体として、多くの自治事務を担っている。

計量士登録申請において、都道府県は申請者における実務経験の条件（「計量に関する実務に一年以上従事」等）に適合することを証する書面（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）を、自治事務で得られる情報や知見等も踏まえ、必要に応じ、実際に従事している事業所を訪問するなどして作成しており、単なる都道府県への情報共有を目的とした経由事務ではない。

具体的には、実務経験の期間としてカウントできる事業所については、計量法上の各種手続き（登録、指定、届出受理等）上、都道府県が最も情報を有し、密接に関係している事業所（計量証明に係る事業所、適正計量管理事業所等）であり、都道府県が実務経験の証明を実施するのが最適。

本件については、今後も引き続き、都道府県が対応することが地域の適正な計量の実施の確保に資するものと考えるが、経由事務廃止の是非について、提案自治体以外の都道府県の計量行政機関がどのような考え方であるか確認する。

他方で、申請者の利便性向上や行政事務の効率化に資するべく、国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」）の活用等については、システムの利用が可能か否か関係省庁等と検討を深めたい。

### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

#### 4【デジタル庁(28)】【経済産業省(5)(ii)】

##### 計量法(平4法 51)

計量士の登録申請（施行令32条1項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化の可否を検討するとともに、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、当該登録に必要となる申請者の実務経験の証明について計量行政に関する自治事務（検定（16条1項2号イ）、定期検査（19条1項）、立入検査（148条1項）等）で得られる知見を都道府県が有していることを考慮しつつ、都道府県の意見を踏まえ、都道府県経由事務の廃止の是非について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、デジタル化された計量士登録証（施行令34条1項）を、その原本とすることについては、国家資格等情報連携・活用システムの仕様等を踏まえつつ、検討する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	117	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

建築基準法第15条第1項に基づく届出のオンライン化及び建築主事の経由事務の廃止

### 提案団体

山形市、船橋市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

建築基準法第15条第1項及び同条第2項の届出について、オンラインによる届出可能とともに、建築主事経由事務の廃止を求める。

### 具体的な支障事例

建築基準法第15条第1項の規定により、建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却しようとする場合、建築主事(当市)を経由して、県知事に届け出なければならないことになっている。  
届出は書類で提出され、受付後は届出のあった工事届又は除却届を、国指定の様式に1件1件入力し、決裁後に県知事へ送付している。これらの届出は、事前に審査をする項目がない事務的なものである。なお、件数や入力項目も多いため、入力等の作業に毎月5日程度相当の日数がかかっており、事務の負担が生じている。  
【令和5年度 工事届】(共同提案団体を含む)  
届出:1,043 件(主提案団体)  
2,505 件(共同提案団体)  
【R5年度 除却届】(共同提案団体を含む)  
届出:159 件(主提案団体)  
105 件(共同提案団体)

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国土交通省において検討されている建築確認の電子申請受付システムや、デジタル庁において運用がなされている e-Gov 等を通じてオンラインで届出が可能になることにより、来庁が不要になることに伴う届出者の負担軽減及び職員の作業時間削減による建築行政の効率化に伴う市民サービスの向上が期待される。

### 根拠法令等

建築基準法第15条第1項及び第2項、建築基準法施行規則第8条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、枚方市、和歌山市、熊本市、特別区長会

○当市においても、提案団体と同様に書面提出を受けた届出のデータ入力に時間を要している（令和6年度工事届1,152件、除却届114件）。届出者によるオンライン入力の場合、入力項目、内容は容易に正常値であるか否かを判断できるものであり、オンラインによる届出であっても、統計への影響はきわめて軽微であると思われる。また、届出受理の証明を求められるため、必要に応じて控えに受付印を捺印しているが、システム入力完了による自動メール受信などで対応可能と思われる。

○経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。

○提案市と同様、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

・令和5年処理件数 除却届41件、工事届532件

・令和6年度処理件数 除却届28件、工事届523件、

・入力処理時間 除却届約5分/件、建築工事届約5分/件

○提案団体と同様に、建築工事届及び除却届については、調査票へ入力作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。（作業時間：7.75×5日×2名=77.5時間）そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数（令和5年実績）

除却届744件、建築工事届2,867件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

## 各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。

本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建築工事届をオンライン化した上で建築主事の経由を廃止すれば、建築主等の利便性が損なわれることはなく、ペーパーレスを推進できる。

建築主等がエラーチェック機能を搭載したExcel版の建築工事届を活用すれば正確性についても担保できるため、まずは建築主等へ当該建築工事届の利用促進をより一層図っていただきたい。

届出義務の履行については、建築確認申請時に建築工事届の提出状況について確認できる項目等があれば確保できると考えている。基幹統計である統計調査の品質確保についても、オンラインシステムによりエラーチェック等を実施し、国が一元的に集中処理する方が効果的であると考える。

Excel版の調査票を配布され、業務負担軽減に尽力いただいているのは承知しているが、提案時に記載した支障事例における処理時間はExcel版の調査票の入力に要している時間であることにご留意いただきたい。

以上のことから、既存の方法の改善だけではなく、建築主等が直接建築工事届等を国に提出できるオンラインシステムの構築を含めた抜本的な改善について早急に実施していただきたい。また、特定行政庁等への実態調査の実施スケジュールをご教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

申請者の利便性が向上するほか、市町村の事務負担軽減につながるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

#### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないか。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないか。

### 各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査（速報）によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約3700件超（件数で約9%）実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出することで、情報の正確性に加え、届出義務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいざれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excelではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。

なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラー解消作業が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (6)建築基準法(昭25法201)

(iii)建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出(15条1項)については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。

上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務(同条4項)の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	118	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止

### 提案団体

山形市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

特別児童扶養手当支給事務に係る申請手続きについて、マイナンバーを活用したオンライン申請システムの構築により、現行の市町村窓口による受付から、申請者が都道府県へ直接申請する手法を可能とすること。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

特別児童扶養手当支給事務に係る手続きについては、法定受託事務であり、法令により詳細に定められているところである。特別児童扶養手当等の支給に関する規則第15条において「市町村を経由して申請すること」となっており、市町村は申請を受け、内容の確認やシステムへの入力、県への進達を行っているほか、県からの結果を受けてシステムへの入力、発送作業を行っている。

また、申請は現状紙で受け付けており、申請のオンライン化については「特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる設置請求書等の事務手続きについて」(令和5年7月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)が発出されているところであるが、現状はシステム構築がなされていない。

#### 【支障事例】

申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となる他、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要している(当市では3か月程度)。

また、行政においては、市町村と都道府県でそれぞれ内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。

#### 【支障の解決策】

市町村経由事務の廃止のために、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則などの市町村を経由する旨の規定の廃止を求める。

なお、市町村で所得状況等の確認を行っているが、API連携により所得情報等(市町村において確認している項目)を自動入力可能・添付資料を提出可能としたぴったりサービスの標準様式をプリセットすることで、都道府県における申請システム構築にかかる負担軽減及び市町村経由事務の廃止が行えると考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者より手当の支給や受給証明書の交付等の手続に要する期間の短縮を求める声がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーを活用したオンライン申請システムの構築により、申請者の手続の負担軽減を図るとともに申請か

ら認定等に要する期間を短縮することができる。行政においては、市町村及び都道府県の重複した事務の削減が期待される。

## 根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条、同法施行令第13条、同法施行規則第15条、第16条、第29条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、上尾市、柏市、流山市、燕市、福井市、長野県、豊田市、亀岡市、高槻市、寝屋川市、羽曳野市、西宮市、養父市、宍粟市、高松市、春日市、特別区長会

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

## 各府省からの第1次回答

特別児童扶養手当について、市町村を経由せず直接都道府県へ申請することとなった場合、受給者が養育者である場合の養育事実の確認や児童が別居している場合の監護事実の確認、同居している扶養親族がいる場合の生計同一の確認など、届出事実の確認についてどのように対応するかといった課題やそれに伴う都道府県の事務負担の増加という課題が考えられるほか、障害福祉サービスをはじめとした各種障害福祉制度に関する申請・相談窓口が市町村に設けられている中、特別児童扶養手当のみ都道府県が申請窓口になることについて、申請者に対する支援の観点からも慎重な検討が必要であると認識している。

その上で、まずは市町村経由を廃止する場合の課題や問題の有無等について、各都道府県の見解等を確認する必要があると考えている。

また、特別児童扶養手当のオンライン化については、令和3年度に所得状況届について、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン化における事務の運用をお示ししているほか、認定請求など関連手続きについても標準様式・申請フォーム作り(プリセット)を進めていることから、これらの事務の運用についてもお示しできるよう準備を進めてまいりたい。

マイナポータルにおける住民票情報や所得状況のAPI連携による自動入力については、現状そのような機能を実装していないため、機能の実装可否や法令、制度面等の制約も含めて検討を行い、令和8年度末までに結論を得るよう進めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村を経由せず直接都道府県へ申請することとなった場合においても、養育事実、監護事実及び生計同一の確認並びに申請に係る相談など、申請の準備段階に係る対応については、申請者の利便性を鑑み、これまでどおり身近な窓口である市町村等で対応可能と考えている。

本提案については、申請手続のオンライン化や申請情報のシステム処理等の実現により、これまで市町村が担っていた進達事務を廃止し、かつ、エラーチェック機能やAPIによる自動入力により、市町村経由と同等以上の精度のオンライン申請が早期に都道府県へ提出されることを目的としており、各都道府県に対する課題や問題点の調査にあたっては、例えばオンラインによる申請内容の精度向上に必要な機能など、実現に向けた調査を行うことや、申請手続きをオンライン化することにより、手当額改定通知等の電子化など都道府県にとってもメリットがあることを踏まえた調査をしていただきたい。

また、標準様式・申請フォーム作りにあたっては、申請者にとってわかりやすいユーザーインターフェースの構築、都道府県の事務負担の軽減につながるエラーチェック機能(日付の不整合、必要書類の添付漏れなど)の充実等も踏まえ検討を進められた。

API連携による自動入力機能については、申請者の大幅な負担軽減及び入力ミスの防止につながり、審査事務においては、各種証明関係書類と申請書の照合作業が不要となるなど、オンライン化に必須の機能であるため、実装に向けての検討を前向きに進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【高槻市】

特別児童扶養手当のオンライン化については、ぴったりサービスの活用等により、申請者と市町村間での申請情報のやり取りはオンライン化が進んでいるが、市町村と都道府県間でのやり取りは、従来の紙文書を利用した進達事務を行っている。

仮に市町村を経由する進達事務が継続される場合でも、申請者 ⇄ 市町村 ⇄ 都道府県間での申請情報等のやり取りが同一基盤のオンライン上で処理できる仕組みや事務の運用をお示しいただけるよう準備を進めていただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

### 【全国市長会】

都道府県へ直接、申請した場合に懸念される届出事実の確認について、全ての申請において当該事務が生じるとは考えにくく、ケースごとに都道府県から市町村に照会・確認をした場合に生じる時間は、オンライン化によって短縮されると考えられることから、提案の実現を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

現状、届出事実の確認が必要な場合、市町村は都道府県からの依頼に応じて、申請者へ電話又は郵送で確認を行っている。市町村経由を廃止し、都道府県から直接申請者へ確認する方が、確認に要する期間の短縮につながり、都道府県及び申請者双方にメリットがあるのではないか。また、都道府県から市町村へ申請に関する情報共有を行うことで、市町村は引き続き申請者に対する支援を講じることが可能ではないか。

## 各府省からの第2次回答

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条に基づく請求、届出の事実に係る確認については、都道府県の求めにより必要に応じて市町村が補足の確認を行うケースもあると認識しているが、基本的には、市町村において請求、届出の受理と併せて事実確認も実施した上で、都道府県に進達するものである。

また、特別児童扶養手当の新規認定請求に当たり、受給者が養育者であるケースや児童を別居監護しているケース等、いわゆる特殊なケース以外の通常の請求であっても、手当の受給に係る事前相談、提出書類の案内、提出された書類の補正、所得状況の確認等、一つ一つの請求で丁寧な対応が求められる。市町村の経由事務廃止に当たっては、請求手続のオンライン化が進展した場合であっても、都道府県の事務負担の増加をはじめとして、様々な課題が考えられることから慎重な検討が必要である。

その上で、まずは各都道府県等に対して調査を行い、現状や課題、経由事務廃止を実現するに当たって解決すべき事項等（オンライン化で求められること、都道府県から請求者へ直接通知を交付することの課題も含む）を把握した上で、今後の対応方針を検討することとした。

特別児童扶養手当のオンライン化については、マイナポータルのぴったりサービスにおいて、認定請求をはじめ主たる手続において標準様式のプリセットを完了しており、現在、その運用等についてお示しできるよう通知の準備を進めているところである。

マイナポータルのオンライン申請機能における住民票情報や所得状況等のAPI連携による自動入力については、申請者の負担軽減や審査業務の効率化が実現されるよう機能実装を検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(24)】【厚生労働省(42)(i)】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭39法134）

特別児童扶養手当に関する認定の請求及び届出等（施行規則1条から13条。以下この事項において「届出等」）

という。)並びに特別児童扶養手当認定通知書等の交付(施行規則 17 条から 26 条。以下この事項において「交付」という。)に係る市区町村の事務については、以下のとおりとする。

・届出等については、特別児童扶養手当被災状況書の提出(施行規則1条6号ホ及び7号ハ)及び死亡の届出(施行規則 12 条)を除き、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和7年 10 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)]

・マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、申請者の所得情報等を申請書に自動転記する機能を実装することについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・上記措置の状況等を踏まえ、届出等及び交付に係る市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体へ調査を実施した上で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	119	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止

### 提案団体

山形市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

精神障害者保健福祉手帳の交付手続について、マイナポータルの活用により直接都道府県に申請することを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている判定結果の送付及び手帳の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。

### 具体的な支障事例

精神障害者保健福祉手帳の申請は、申請者の居住地を管轄する市町村を経由して行うこととされている。市町村は申請を受け、内容の確認や障がい福祉システムへの入力、県への進達を行い、また、県からの結果を受けて手帳の内容確認、システムへの入力、発送作業を行っている。申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要し(当市では1か月半から2か月程度)、その間手帳を用いたサービス等が利用できない。また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。申請のオンライン化については、令和6年管理番号 22 により提案されているところであるが、申請者から直接都道府県に電子申請することを可能とし、これにより市町村経由事務を廃止することを求める。判定結果の送付及び手帳の交付についても、県から送付を受けたものを市町村が窓口交付又は郵送しており、市町村経由することで交付までに時間を要しているため、交付手続についても市町村経由事務を廃止することを求める。当市における申請受理件数と、これに伴う手続に係る時間の概算は以下のとおりである。年間申請件数(変更申請等含む)約 1,400 件、進達までに要する時間1件当たり約5分、県からの結果を受け交付・発送までに要する時間1件あたり約5分。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者からオンラインでの申請を求める声や申請から交付までに要する期間の短縮を求める声がある。申請後、交付までに各種交通機関の割引等が受けられないことがあり、社会参加に支障をきたす事例がある。

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーを活用したオンライン申請を可能とすることで、申請書類の記載や書面での添付書類の準備等の申請者の負担が軽減する。また、市町村経由を廃止することで、申請から交付までの期間が短縮するとともに、手帳を利用した各種サービ

ス等が迅速に受けられる。

## 根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、同法施行令第5条、第6条の2、第7条、同法施行規則第23条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力しており、非効率である。審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合させた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。現在は県が申請者に手帳を市まで取りに行くよう通知しているが、令和8年度からは県は行わないとのことで、市が通知を出すことになり更に事務負担が増える。手帳申請に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。療育手帳の成人(18歳以上)の申請においては、市で面談を実施し、県でも判定(面談)を実施しており、非効率である。

### 【精神保健福祉手帳】

- ・手帳所持者(各年度3.31現在) R1 2,080人 ⇒ R5 2,735人
- ・手帳交付状況 R1年度 1,134件 ⇒ R5年度 1,531件
- ・診断書返戻件数 R1年度 31件 ⇒ R5年度 90件

### (令和6年度の状況)

- ・県への進達回数 16回
- ・1回あたりの進達件数 平均 430件
- ・診断書の返戻数 令和7年3月21日現在 195件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、精神障害者保健福祉手帳の交付事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい(当市の自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている。)。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付手続において、県と申請者の間に市が入ることにより、やり取りに時間を要し非効率が生じている。特に紛失などの場合、申請者の手元に手帳が早く届くことが望ましいが、市町村を経由するため時間がかかる。

○市を経由する手続のため、申請から手帳交付まで2か月程度かかり、その期間、申請者は各種サービスの提供を受けることができない。また、申請者数は年々増加しており、申請書類の整理、システム入力、通知発送等に係る事務負担は増大しているため、オンライン化及び市町村経由事務の廃止により、事務負担軽減だけでなく、申請者負担の軽減、手続完了までの日数短縮を図ることができると考える。年間申請件数(変更申請等含む):約1,900件、申請受付～申請書類の整理・システム入力・進達までに要する時間:約5分／1件、手帳の受取～システム入力・通知発送までに要する時間:約5分／1件

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手續が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:932人→R4:1,029人→R5:1,095人

- 精神障害者保健福祉手帳に関する申請は、3,129件／年（令和6年度実績）あり、事務処理に多くの時間を要している。申請から交付までに2か月半から3か月程度と、長い期間を要している。
- 市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

#### 各府省からの第1次回答

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請等については、精神保健福祉法において、居住地（居住地を有しないときは、その現在地）を管轄する市町村を経由して行うこととされており、都道府県又は指定都市（精神保健福祉センター）が申請に基づいて審査、手帳の可否及び障害等級の判定を行い、申請を受理した市町村を経て申請者に対して手帳の交付が行われていると認識している。

こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続については、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討するに際しては、その結果を踏まえ、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

衛生行政報告例によれば、精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数は年々増加しており、市町村の事務手続は増大している。また、交付等の申請手続に時間を要する現在の状況は、申請者が手帳に基づき利用可能な様々なサービスを受けることができるまでに時間を要することになる。可能な限り早期実現となるよう積極的にご検討いただくとともに、今後の検討の見通しや時期についてお示しいただきたい。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、市町村において障がい福祉サービス等の決定の際に根拠として確認するものであるため、市町村経由事務の廃止の検討に際しては、都道府県で決定される交付状況等は従前どおり市町村にも情報共有いただけるようご検討いただきたい。また、その共有方法は、自治体システムの標準化に伴い、データで共有できるものであると、更なる効率化が図られるものと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

##### 【全国市長会】

都道府県及び市町村職員の負担低減に繋がるのみならず、申請者への迅速な手帳交付が図られ、付随する障害福祉サービス等の早期利用開始や質的向上にも資するとの意見が寄せられている一方で、市町村経由事務を廃止した場合、補装具・日常生活用具の支給のために必要な情報を市町村にも共有するよう求める意見が寄せられており、総合的に検討されたい。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極

的に検討していただきたい。

申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。

手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。

療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないよう、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

## 各府省からの第2次回答

自立支援医療費の支給認定の申請、身体障害者手帳の交付の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等(※)のオンライン化に向けて、令和7年度は、調査・研究事業を行っているところ。

※ 申請者から自治体への申請に加えて、申請に対する自治体内・自治体間の事務処理、医師の診断書・意見書の電子的な提出を含む申請から支給・交付決定までの一連の手続きを指す。

調査・研究事業では、自治体における関連する業務やシステム等の実態調査、調査結果を踏まえたオンライン化の実現方式の比較検討、実現可能性を踏まえたロードマップの作成等を行うこととしており、マイナンバーを利用した情報連携により所得状況をはじめ、自動入力可能なものや添付書類の省略可能なもの等についても検討することとしている。

こうした中で、令和7年度地方分権提案のご意見を踏まえ、オンライン申請の際には申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況や精神通院医療の支給認定情報を都道府県から市町村に共有することについては、都道府県担当部局の意見も丁寧にお聞きしながら、情報の性質も踏まえつつ、検討することが必要であると考えている。

そのため、現在、いくつかの都道府県及び市町村にヒアリングをしているところであり、その結果を踏まえて、オンライン申請等の課題検討を進めてまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(11)】【厚生労働省(17)】

身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び療育手帳制度に関する事務

身体障害者手帳の交付申請(身体障害者福祉法15条1項及び身体障害者福祉法施行令4条)、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令5条)、自立支援医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条)、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	120	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院医療)支給認定手続における市町村経由事務の廃止

### 提案団体

山形市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請手続について、マイナポータルの活用により直接都道府県に申請を行うことを可能とともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている医療受給者証の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。

### 具体的な支障事例

自立支援医療費(精神通院医療)の申請は、申請者の居住地を管轄する市町村を経由して行うこととされている。当市では月に約 500 件の申請を受け、内容の確認や障がい福祉システムへの入力、県への進達を行い、また、県からの結果を受けて受給者証の内容確認、システムへの入力、発送作業を行っている。申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要し(当市では1か月半から2か月程度)、医療機関によっては交付までは自己負担額が軽減されないこともある。また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。これまで、所得区分判定における市民税額の確認を市が行っているが、マイナポータルを通じて申請者が税情報を取り得し、申請内容に反映させたうえで申請することで、所得区分判定事務が省略され、市町村での確認も不要となるため、当該経由事務の廃止が可能であると考える。そのため、申請のオンライン化は令和6年管理番号 22 により提案されているところであるが、申請に際して所得区分判定に必要な税情報が自動入力されるような仕様を求める。さらに、医療受給者証の交付についても、県から送付を受けたものを市町村が郵送しており、市町村経由することで交付までに時間を要しているため、交付手続についても市町村経由事務を廃止することを求める。当市における申請受理件数と、これに伴う手続に係る時間の概算は以下のとおりである。年間申請件数(変更申請等含む)約 5,500 件、進達までに要する時間1件当たり約 10 分、県からの結果を受け発送までに要する時間1件当たり約 10 分。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者から書類記載や添付書類の準備が負担であるためオンラインでの申請を求める声がある。また、医療機関によっては交付までは自己負担額が軽減されないことがあることから、申請者の経済的な負担が生じたり、医療機関での払い戻し手続ができずに都道府県へ払い戻し手続を行うことが必要となる場合もあり、申請者から申請から交付までの期間短縮を求める声がある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーを活用したオンライン申請を可能とすることで、申請書類の記載や書面での添付書類の準備等の申請者の負担が軽減する。また、市町村経由を廃止することで、申請から交付までの期間が短縮するとともに、迅速な医療機関等での自己負担軽減につながる。さらに、マイナポータルによる申請時にAPI連携することにより、所得区分判定に必要な税情報を申請内容に反映させることができれば、所得区分判定事務が省略され、さらなる事務負担軽減や決定期間の短縮につながるものと考える。

## 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項、同法施行令第28条、第30条、同法施行規則第35条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、柏市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、亀岡市、寝屋川市、交野市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、7,000件の申請があり、県と申請書確認、システム入力等の事務が重複している。また、市町村を通して、受給者証を交付することは、タイムロスがある。紙面ではなく、マイナポータル等を利用して申請することで、市町村・県の入力作業がなくなり、所得区分の判定もアプリ内で可能となる。

○当市においても、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定における事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい(当市の自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている。)。

○申請者にとって身近な市役所で手続ができるることはメリットであるが、受給者証の交付は市町村を経由することで時間がかかるため、デメリットになっており、手続のオンライン化が達成されれば、申請者はそもそも窓口に来る必要がなくなる。また、本手続に係る市町村経由事務は市町村に多大な負担を強いており、オンライン化の可否を問わず廃止されることが望ましい。

○市を経由する手続のため、申請から受給者証交付まで2か月程度かかり、申請者からの問い合わせ件数増の要因となっており、また、医療機関によっては、証交付まで自己負担額が軽減されないことがあり、市民サービスの低下になりかねない。申請件数は年々増加しており、申請書類の整理、システム入力、通知発送等に係る事務負担は増大しているため、オンライン化及び市町村経由事務の廃止により、事務負担軽減だけでなく、申請者負担の軽減、手続完了までの日数短縮を図ることができるを考える。年間申請件数(変更申請等含む):約7,200人、申請受付～申請書類の整理・システム入力・進達までに要する時間:約10分／1件、受給者証の受取～システム入力・通知発送までに要する時間:約10分／1件

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○自立支援医療(精神通院)の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:1,755人→R4:1,832人→R5:1,893人

○自立支援医療費(精神通院医療)に関する申請は、10,968件／年(令和6年度実績)あり、事務処理に多くの時間を要している。申請から交付までに2か月半から3か月程度と、長い期間を要している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

## 各府省からの第1次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3

年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

福祉行政報告例によれば、自立支援医療(精神通院医療)の受給者数は年々増加しており、市町村の事務手続は増大している。また、決定までに時間を要する現在の状況は、申請者が医療費の自己負担の軽減を受けるまでに時間を要することになる。可能な限り早期実現となるよう積極的にご検討いただくとともに、今後の検討の見通しや時期についてお示しいただきたい。

なお、自立支援医療(精神通院医療)の受給状況は、市町村において障がい福祉サービス等の決定の際に根拠として確認するものであるため、市町村経由事務の廃止の検討に際しては、都道府県における決定状況等は従前どおり市町村にも情報共有いただけるようご検討いただきたい。また、その共有方法は、自治体システムの標準化に伴い、データで共有できるものであると、更なる効率化が図られるものと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

市だけでなく県も含め、多くの追加共同提案団体が本提案に賛同していることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

申請手続等のオンライン化及び市町村経由事務の廃止に当たっての懸念点やそれを解消するための方向性について、診断書のオンライン提出や手帳、受給者証とマイナンバーカードとの一体化など各種論点の検討状況も含め、具体的に示していただきたい。

手帳や受給者証の交付状況などの情報は、市町村が住民からの福祉に関する相談業務を行う上で必要な情報であることから、都道府県と市町村で共有できるように検討いただきたい。

療育手帳に関して、各都道府県は「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知)に基づき実施要綱を定めて運用しているところ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳と同様に、全国的に統一して実施されるべき性格の事務であり、そのような観点から、制度のばらつきが生じないよう、当該次官通知の市町村を経由するという規定を廃止するなど、国としてできることを可及的速やかに行っていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

自立支援医療費の支給認定の申請、身体障害者手帳の交付の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等(※)のオンライン化に向けて、令和7年度は、調査・研究事業を行っているところ。

※ 申請者から自治体への申請に加えて、申請に対する自治体内・自治体間の事務処理、医師の診断書・意見書の電子的な提出を含む申請から支給・交付決定までの一連の手続きを指す。

調査・研究事業では、自治体における関連する業務やシステム等の実態調査、調査結果を踏まえたオンライン

化の実現方式の比較検討、実現可能性を踏まえたロードマップの作成等を行うこととしており、マイナンバーを利用した情報連携により所得状況をはじめ、自動入力可能なものや添付書類の省略可能なもの等についても検討することとしている。

こうした中で、令和7年度地方分権提案のご意見を踏まえ、オンライン申請の際には申請先を都道府県とすること、手帳の交付状況や精神通院医療の支給認定情報を都道府県から市町村に共有することについては、都道府県担当部局の意見も丁寧にお聞きしながら、情報の性質も踏まえつつ、検討することが必要であると考えている。

そのため、現在、いくつかの都道府県及び市町村にヒアリングをしているところであり、その結果を踏まえて、オンライン申請等の課題検討を進めてまいりたい。

#### 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁(11)】【厚生労働省(17)】

身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び療育手帳制度に関する事務

身体障害者手帳の交付申請(身体障害者福祉法15条1項及び身体障害者福祉法施行令4条)、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令5条)、自立支援医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条)、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	125	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

ぴったりサービスの入力フォームにおける機能拡充

### 提案団体

栃木県、群馬県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

ぴったりサービスの入力フォームにおいて、以下の機能を地方自治体の選択により導入可能とすること  
①ソフトウェアキーボードについて、項目に適したキーボードを設定できるようにするとともに、これに即した入力であることが表示されるようにする  
②マイナンバーカード裏面に記載のマイナンバーをスマートフォンのカメラで読み取り、入力フォームに反映する

### 具体的な支障事例

当県では、特定医療費(指定難病)医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請について、ぴったりサービスを活用した電子申請(書かない窓口含む)を令和7年度から順次導入しようとしているところである。現在入力フォームを作成しているところであるが、その中で、以下の支障があることが判明した。  
①「郵便番号」「電話番号」「メールアドレス」「個人番号」等、入力文字が英数等に限定される項目について、通常の日本語入力用ソフトウェアキーボードが表示され全角文字や平仮名等も入力できてしまい、「次へ進む」を押下した段階で初めて入力エラーとなる。  
→英数字の入力を求める項目においては英数字入力用キーボードを表示させるなど、自治体において各項目の入力内容に適したソフトウェアキーボードを表示設定できるようにすべき。  
②特定医療費(指定難病)医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請においては、申請者が属する世帯全体の所得や申請者が属する健康保険の被保険者の範囲を確認する必要がある。  
当県においては、電子申請の導入と同時に、これらの情報をマイナ情報連携により取得することとしており、申請者が電子申請画面にて世帯員のマイナンバーを手入力することになるが、英数字入力用キーボードが表示されない中、12桁の数字を手入力することになり、入力ミスの増加、誤った情報照会を実施するリスクが増加する。  
→マイナンバーカード裏面に記載のマイナンバーをスマートフォンのカメラで読み取り、入力フォームに反映する機能(OCR)を導入すべき。  
(補足的な支障事例、想定される効果)  
・近隣県における令和6年度の対象件数は、新規申請が約2,500件、更新申請が約15,300件である。  
・提案内容は、ぴったりサービス利用者に対する入力誤りの防止や利便性の向上が期待できる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年度以降に導入するものであるので現時点では住民等からの意見はないが、書かない窓口の受付を担う健康福祉センター・保健所職員に検討用の入力フォームを示したところ、左記2点は書かない窓口用の13インチタブレットでも入力上のストレスになり、まして申請者が自宅でスマホにより入力する場合は、多大なストレスがかかるのみならず、マイナンバー等の入力誤りが増加するだろうとの意見が多かった。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者にとっては、適切なキーボードが表示されることにより入力ミスが防がれ、入力時のストレスが削減される。このことは、電子申請の利用増加につながる。

行政にとっては、申請者からの問合せの減少、入力ミスの内容確認の減少につながるとともに、電子申請の利用増加（＝紙申請の減少）により申請内容のシステム手入力が削減される（別途電子申請データの業務システムへの自動登録を導入予定のため）。

## 根拠法令等

ぴったりサービスの仕様及び標準様式の各項目

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、花巻市、川崎市、富士市、亀岡市、宮崎県

一

## 各府省からの第1次回答

令和8年度にぴったりサービスの後継サービスとなる次期オンライン申請サービスのリリースを予定しており、次期オンライン申請サービスにおいて利用者体験の向上を目指す中で自治体が選択した電話番号やメールアドレス等の入力項目の種類に応じて利用者側で最適なソフトウェアキーボードが表示されるような改善を検討してまいりたい。

また、世帯員のマイナンバーの入力誤りを防止する方法については、利用者体験や申請者本人以外の情報を取得することによる制度面の調整など、様々な観点で検討していく必要があると認識しており、利用者の意見も聞きながら、OCRによる入力方法が最適かどうかも含めて検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

次期オンライン申請サービスにおいて、利用者にとって最適なソフトウェアキーボードが表示されるような改善を検討することとあわせ、次の点に配慮して仕様設計していただきたい。

○これまでぴったりサービスを活用して電子申請可能であった手続が次期オンライン申請サービスで利用できなくなるような事態を生じさせないこと。

○住民に対し、新たなUI/UXに再順応する負担を生じさせないこと。

○自治体に対し、ぴったりサービスにおいて作成した申請様式の再作成、既にぴったりサービスと連携している自治体業務システムの改修や運用方法の再構築等の負担を生じさせないこと。

また、マイナンバーは12桁と長いため、患者や家族等が入力する際にストレスがかかるとともに、入力ミスの発生も懸念されることから、関係制度との調整も積極的に図りつつ、入力負担の軽減と誤入力の防止を図るための最適な仕組みを早期に実現していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

次期オンライン申請サービスにおいて、利用者にとって最適なソフトウェアキーボードが表示されるよう改善を進めたい。世帯員のマイナンバーの誤入力防止につながる仕様についても実現方法を検討してまいりたい。

次期オンライン申請サービスでは、現行のマイナポータル申請管理から申請データを受け取ることが可能であり、自治体業務システムの改修や運用方法の再構築は不要となる予定である。加えて、現在ぴったりサービスにて公開されている手続は独自様式も含めた全ての手続を順次次期オンライン申請サービスに移行するなど、自治体側の影響が最小限となる方式を検討している。移行に際しての自治体での作業については、別途事務連絡等で通知する予定である。

また、新たなUIについては、既存のマイナポータルをベースにし、より直感的な操作を可能とするなど、住民側に負担を生じさせないことに留意しつつ改善を進めてまいりたい。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁】

(33) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii) マイナポータルのサービス検索・電子申請機能については、以下のとおりとする。

・電子申請に係る機能については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、入力項目に適したソフトウェアキーボードを表示すること、申請者の入力内容に応じて添付書類の要否を切り替えること及び個人番号の誤入力を防止する方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	149	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

「書かないワンストップ窓口の標準化」に向けた住民記録システム標準仕様書の修正

### 提案団体

豊田市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的な内容

標準準拠住民記録システム(以下「住記システム」)に関して、次のとおり、住民記録システム標準仕様書を修正することを求める。

- ① 住民異動届の作成機能を実装必須機能として追加
- ② ①のデータを基にした異動入力画面への反映機能を実装必須機能として追加
- ③ ワンストップ窓口のための各種申請書作成用データ(①データ)の排出機能を標準オプション機能から実装必須機能に修正

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

令和3年に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、当市では市民部所管システム(住民記録システム等)の標準準拠システムへの変更を進めている。当市ではこれまで基幹システムを自府開発し、スマート窓口システムも導入し、独自にRPAを用いてデータ連携しているが、標準化による基幹パッケージの変更により、これまでのようなデータ連携への移行が不可能となってしまうため、従前と異なる運用方法で対応せざるを得ない状況。また、住民記録システム標準仕様書には、スマート窓口化(書かない窓口化)に関する記載としての各種申請書の作成機能に関する言及がないため、各市区町村がスマート窓口化を図る際には住記システムとは別にスマート窓口システムを導入しなければならない状況。

#### 【支障事例、制度改正の必要性】

書かない窓口のために住記システムとは別にスマート窓口システムを導入する場合、データレイアウトの違い等によりインターフェースの構築ができず、スマート窓口システムにより作成された申請データを用いて住記システムの更新ができない場合がある。これにより、スマート窓口システムで申請情報(申請書)を作成し、申請書を基に住民記録システムを更新する二重作業が発生するという支障がある。また、各市区町村が書かない窓口を図る際には住記システムとは別にスマート窓口システムを導入しなければならず、新たな費用負担が必要となる。さらに、住民記録システム標準仕様書では、「個人や世帯を検索、選択後、該当者のデータをCSV形式で出力する機能」は標準オプション機能として記載されており、システムを提供するベンダーによって対応が異なる状況である。各市区町村からの個別のカスタマイズについてもベンダーや開発規模の大小によって対応が分かれ、個別契約により追加機能を実装できない場合もある。とりわけ上記「個人や世帯を検索、選択後、該当者のデータをCSV形式で出力する機能」については開発規模が大きいことから、当市においては個別のカスタマイズを断念した経緯がある。

支障がある状態の事務運用(住民異動)は、以下のとおり。

- ①スマート窓口システムでの受付
- ②受付内容を基に申請書を作成(手作業)
- ③申請書を基に住記システムを更新(手作業)

### 【支障の解決策】

二重の更新作業による事務負担を解消するため、住記システム内に申請書作成機能を付加することで、一度のデータ入力で申請書の作成及び住記システムの更新が可能となる。具体的には、住民記録システム標準仕様書に各種申請書の作成機能に関する記載を実装必須機能として追加することにより、全国的な対応が可能となり、支障の解決に寄与するものと考えられる。

また、現状標準オプション機能となっている「個人や世帯を検索、選択後、該当者のデータを CSV 形式で出力する機能」を実装必須機能化することによって、全国の市区町村でデータの二次利用(庁内他部局で使用する各種申請書への使用)が可能となり、住民サービスの向上を図ることができる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住記システム内に各種申請書を作成する機能を付加した場合、以下のような事務運用が想定される。

- ①住民によるタブレット入力及び聞き取りにより、住記システム内で申請データの作成
- ②作成した申請データを帳票として出力、住民による確認及び申請
- ③作成した申請データを利用して住記システムの更新

上記のうち、②及び③は同一の事務として一度の作業で完結するため、各市区町村の住民異動に関する事務の工数低減に繋がり、事務効率化に寄与するものと考えられる。

また、スマート窓口化(書かない窓口化)に際して別でスマート窓口システムを導入する必要がなくなり、各市区町村のコスト低減に寄与するものと考えられる。

加えて、標準準拠住民記録システムから申請情報のデータ排出が可能となることにより、二次利用(庁内他部局で使用する各種申請書への使用)が可能となることで全国の市区町村のワンストップ窓口化の加速に寄与するものと考えられる。

＜参考：提案実現による作業時間削減効果(豊田市でのスマート窓口 RPA 導入効果から試算)＞

入力等内部処理に要する時間▲1分10秒／件 × 年間40,631件=▲約790時間

### 根拠法令等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条第1項

住民記録システム標準仕様書

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、佐世保市、阿蘇市

○引越しワンストップの導入により異動届はデータ化されているので、カスタマイズせずとも外部システム(申請管理システムや書かない窓口システム)と連携できるようにすべきである。

○当市でもシステム標準化仕様に申請書の作成用データの出力機能が実装必須となっていないため、個別システムの導入が必要となり、かつ、住民記録データとの連携が図られないことにより支障が生じることが懸念されるため、同機能の標準化対応は必須と考える。

○当市でも書かない窓口は導入済みであり、この提案が通ると当市においてもメリットを享受できる。

### 各府省からの第1次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会(仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」)において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダーの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。

なお、機能追加及び実装必須機能化については、現に標準準拠システムへ移行中のシステムや既に標準準拠システムへ移行済のシステムも存在するところ、それらシステムを活用して各種窓口事務を引き続き行う必要が

あること、住民記録システムのみならず、他の窓口対応を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることを踏まえれば、ランニングコストへの影響も含め、ご提案の措置を行った場合の影響度合いについて、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住民記録システム標準仕様書(第6.0版)」において、「本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合や新たな技術が開発される等デジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。」と記載がある(21頁)。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日閣議決定)」においても、重点政策として「総合的なフロントヤード改革の促進」や「窓口DXの推進」が掲げられ「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革の取組の横展開を図り、住民の利便性向上とデータ連携の強化等によるバックヤードも含めた業務効率化を進める。」とされている。

このことから「書かないワンストップ窓口」は全国自治体に横展開が図られ、拡大していくものであることから、これに対応する機能については実装必須機能として追加すべきと考える。

仮に「書かないワンストップ窓口」が、自治体の行う独自施策だとしても、「地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和6年12月24日閣議決定)」において、以下のとおりとされていることから、少なくとも標準オプション機能に位置付けるべきである。

- ① パラメータ変更により実現可能であるものは、標準機能又は標準オプション機能として位置付ける。
- ② 国の調査又は自治体からの提案により、独自施策をパターン化した結果、標準的な機能として実現可能なものの(費用対効果が極めて小さいものを除く。)は、標準オプション機能として位置付ける。

慎重な検討が必要ではあることは理解するものの、市民サービスを大きく左右する要素であることから、積極的検討と措置実現を要望する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第2次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。書かないワンストップ窓口をはじめとする自治体フロントヤード改革により、住民の利便性向上とバックヤードも含めた業務効率化を進めているところですが、その機能を標準仕様として盛り込むことについては、既に導入している自治体やこれから導入する自治体においても導入方法は様々考えられること、住民記録システムのみならず、他の窓口対応を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることから、自治体のニーズや開発ベンダのリソース等も踏まえつつ、将来的に慎重な検討を行うことが必要と考えます。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)記載内容

##### 4【デジタル庁(25)(ii)】【総務省(24)(vii)】

##### 住民基本台帳法(昭42法81)

住民記録システムに記録されている住民データをCSV形式で出力する機能及び住民異動届に記載のデータを住民記録システムに取り込む機能を当該システムの標準仕様書において実装必須機能と位置付けることについては、地方公共団体の意向や標準準拠システムを提供する事業者のリソース、地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	167	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

国庫金振込通知書のオンライン化

### 提案団体

高松市、福島県、江南市、丸亀市、三豊市、多度津町、沖縄県、香川県後期高齢者医療広域連合

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、財務省

### 求める措置の具体的な内容

支出官事務規程第37条に定める、国庫金振込通知書のはがき送付について見直しを行い、デジタル技術を活用した、下記【1】または【2】等の送付方法への変更を求める。

【1】電子メール(会計管理者部門の代表メール宛)による通知

【2】調査・照会(一斉調査)システムを利用して各会計担当宛の通知

### 具体的な支障事例

当市では、国からの補助金などを受け入れる際に、収納金の内容(科目、所属)を確定させて、入金日当日までに、市の収納金システムへの消込作業を行う必要があるが、国から届く「国庫金振込通知書」が、入金日の数日後に郵送で届いている状況である。

そのため、消込事務においては、国庫金振込通知書の記載内容を利用できず、指定金融機関から受け取る入金内容の通知(国庫金の振込元の県名又は省庁名と金額のみ記載)をもとに行っているが、通知書に記載のある「支払事由」が不明のため、消込作業に係る業務負担が大きく、非効率な作業が発生している。

様々なデジタル化が進んでいる中で、「国庫金振込通知書」についてもデジタル技術を活用した送付方法にした方が迅速に情報を受け取れ、全国の各自治体でも有効活用できる。

#### 【消込作業に係る具体的な業務負担と非効率な作業】

国庫振込通知書が入金時点で未着のため同通知書に記載されている「支払事由」が不明であることから、事前に各課から出納室へ提出されている国庫支出金の消込用帳票(予算科目及び入金予定額等の収納情報)の金額が実際の収納金額に満たない場合、以下のような作業が生じる。

①まず、県会計課に当該不合致額の国庫支出金がどの省庁のものかと支払事由を聞き取る。支払事由から該当課が推定できる場合はその課に問い合わせて確認する。ここで県から聞き取りする支払事由は、市が申請の際に使用する名称(当市の事業名)と異なることが多いので該当課の特定は難しいことが多い。

②①で該当の消込帳票を作成すべき課が特定できなかった場合、府内用オンライン掲示板等によって全課に対して、「不合致額及び入金の省庁名と聞き取りした支払事由」を発出し、心当たりのある課はどの課のどの予算科目であるかの情報を早急に(入金の翌日10時までに)出納室へ連絡し、消込用帳票を作成して出納室に提出するよう伝える。これを受けて該当課が消込用帳票を作成して出納室に持参して(出先の部署の場合は出納室が代理で帳票作成)、やっと消込作業ができる。

③万が一②の期限までに当該不合致額の原因となる国庫支出金が特定できなかった場合(特定に時間がかかりどの課からも申出がなかった場合)は、一旦歳計外現金として消込を行い、その後、消し込むべき予算科目が判明した時に振替処理により、正式な科目として執行している。

以上③の段階までいくことは年に数回であるが、①及び②の過程は、特に国庫支出金の集中する3月から5月にかけては頻繁に生じている。

国庫金振込通知がオンライン化され、入金日までに通知があれば、①の県への照会の手間は不要になり、出納

室は通知をもとに、時間の余裕をもって入金日前に確認作業を行うことができ、③の歳計外に一旦入金して振替するといった手間が削減できる。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年1月に実施した独立行政法人情報処理推進機構(IPA)、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)による、企業間取引のデジタル化状況に関する調査結果 47、48 ページに、国庫金振込通知の記載内容の利用状況について、利用していない割合が 67.5% であり、通知の記載内容を消込事務に利用しない理由について2番目に多い理由として、「国庫金振込通知が郵送される時期が入金タイミングよりも遅いため」となっており、書面通知の利用実績は低く、企業にとっても使い勝手の悪い制度になっており、デジタル技術活用した通知に見直すことが望まれる。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

デジタル技術を活用した通知を行うことで、情報提供が迅速化され、入金の消込作業の業務負担が大幅に改善されるとともに、国におけるペーパーレス、経費(郵送料)の節約につながる。

#### 根拠法令等

支出官事務規程第 37 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、ひたちなか市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、小牧市、熊本市

○当市においても、入金日から通知がくるまで該当課が判明できないことがあり、速やかな収入処理を妨げている。デジタル技術を活用した通知にすることで、スムーズな収入事務を行うことが出来ると考える。  
○県を通じて、多くの国庫補助金が入金されるが、担当課が事前に該当の納付書を会計課へ提出していない場合、担当課を特定するため、県に入金の件名を確認することが月に数回以上ある。国庫金振込通知書が電子化され、振込日当日の午前中までに通知される運用になると、県へ件名を確認する手間を省くことができる。  
○当県でも、年度末から年度始めは振込件数が多く発生する中、入金時点で国庫金振込通知書が未着であるため、収入金の特定に時間を要し、指定金融機関の営業時間内に処理できないことがある。また、期限までに収入金を特定できなかった場合には、当県でも一旦歳計外現金として消込処理を行い、その後、振替処理を行っており、提案団体同様にデジタル技術を活用した通知により、入金日前の情報提供を希望する。  
○同様に「国庫金振込通知書」が入金日の数日後に届いているため、各担当課からの納付書持込みにより収入の処理を行っている。

#### 各府省からの第1次回答

国庫金振込通知書については、振込の対象となる全ての債権者に対して送付する通知であり、対官公庁のみならず全国の一般債権者に対する影響・課題等の整理も必要である。

御意見を踏まえ、今後、円滑な会計事務の実現に向けて提案内容に係る課題整理や実現方策について、検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案については、地方公共団体宛と一般債権者である私人宛を比較した場合、以下のような事情があることから、まず地方公共団体への国庫金振込通知書についてご対応いただくことが重要かつ容易であると考える。

(1)国庫金収納件数が少ない私人と異なり、地方公共団体は、年間を通じてほぼ毎日、国庫金振込通知を受け取る機会があること。

(2)地方公共団体と国との間に「一斉調査システム」が構築されており、郵便によらずとも、通知できる手段が確立されていること。

また、この提案が実現することにより、国からの情報提供が迅速化され、自治体の入金の消込作業の業務負担が大幅に改善され、ペーパーレスにもつながることから、引き続き、検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

#### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

御意見を踏まえ、今後、円滑な会計事務の実現に向けて提案内容に係る課題整理や実現方策について、検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

#### 4【デジタル庁(1)】【財務省(1)(ii)】

##### 会計法(昭22法35)

国庫金振込通知(支出官事務規程(昭22大蔵省令94)37条2項)については、国庫金の受取人である地方公共団体の円滑な会計事務に資するよう、オンラインによる通知を可能とすることについて、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	169	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化

### 提案団体

小千谷市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

特定疾病療養受療証を利用している被保険者が保険を異動する場合において、現行制度上、被保険者が再度医療機関を受診し、医師の意見書を取得した上で再度認定をうけるために申請が必要となっているところ。マイナンバーカードの情報連携等を活用し、異動時に医師の意見書の再取得を不要とするよう手続きの簡素化を求める。

### 具体的な支障事例

社会保険から国民健康保険に切り替わる際に被保険者自身が特定疾病療養受療証について失念する等の理由により、3回も来庁する結果となり利用者に不親切であり、非効率なシステムとなっているところ。

#### 具体例

1.(来庁1回目) A は会社を退職し、社会保険喪失証を持参し、国民健康保険加入手続のために来庁  
社保喪失票には「社保の特定疾病」情報がなく、当市側には A の療養情報は手元にないため、特に何も言及なし。

2.A が病院で保険変更を伝えたところ、「国保の特定疾病療養受療証」が必要と言われる。

3.(来庁2回目) A は来庁し、「国保の特定疾病療養受療証」の申請書を提出

そこで、A は当市から「国保の特定疾病療養受療証の申請のため、再度病院へ行き、医師の意見書取得が必要」と伝えられる。

4.A は再度病院へ来院し、医師の意見書を取得

5.(来庁3回目) A は来庁した上で「国保の特定疾病療養受療証」の手続きを行った。

上記のように住民サービスにおいて非効率であり、住民に負担を強いる制度となっている。

マイナンバーカードの活用等情報連携の強化により、以下のとおり制度改正を求める。

・特定疾病療養受領証の情報を自治体が把握することができること。

・被保険者の負担軽減のために医師の意見書の再提出を求めないこと。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年4月3日に国民健康保険の特定疾病手続のため、市役所と病院を2往復した住民から事務改善の要望があった。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・住民サービスの大幅な向上
- ・自治体事務の効率化・簡素化

## 根拠法令等

健康保険法施行規則第99条、国民健康保険法施行規則第27条の13、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、北上市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、新居浜市、大野城市、大村市、熊本市

○特定疾病の対象者かどうかをマイナンバー情報連携で確認できることで申請の負担軽減につながると考える。

○情報連携を活用し事務処理ができるのであれば、全国の統一基準として改正されることを望む。

## 各府省からの第1次回答

特定疾病療養の認定については、国民健康保険法施行規則第27条の13第1項及び第2項に基づき、市町村に申請書を提出することとし、その申請書には医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類（以下「添付書類」という。）を添付することとされている。

添付書類については、保険者が特定疾病療養の認定を行う際に、申請者が当該疾病にかかっていることを確認するために求めるものであり、保険者において添付書類の確認は必須であって、情報連携により他保険者が認定した事実に基づいて認定するような取扱いとすることは困難と考える。

なお、添付書類については、保険者が、申請者が疾病にかかっている事実を確認することができるのであれば、保険者を異動する都度新たに取得する必要はないものと考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行規定で添付書類が必要とされていることは承知しているが、「国民の利便性の向上」や行政のデジタル化を推進する国の方針にも鑑み、技術的に実現可能な情報連携を「困難」の一言で退けることは、時代に逆行するものであるため、極めて遺憾。改めて制度改善の検討を求める。

「他保険者の認定事実のみでの認定は困難」について、当市の提案は、当該認定の根拠となる「医師の意見書等」の情報を保険者間で引き継ぐ仕組みの構築を求めるもの。新保険者が意見書等情報を情報連携により直接確認することができるならば、現行規定で必要とされている添付書類の省略が可能となり、「国民の利便性向上」や行政のデジタル化の推進が図られる。

また、「添付書類は新たに取得不要」について、被保険者が自ら旧保険者から書類の写しを取り寄せ、新保険者に提出するということであれば、被保険者の手間と負担が依然として残るため、特に疾病を抱えている方にとって、この負担は看過できないものであることを十分にご理解いただきたい。

以上より、住民負担の軽減という観点を重視していただくとともに、マイナンバー制度等を活用した保険者間で特定疾病認定に係る意見書等の情報を引き継ぐ仕組みを構築することにより、添付書類としての医師の意見書等の省略が可能となるよう早急な制度改正に向けて真摯に検討すべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【伊勢崎市】

マイナポータルの「健康医療」の情報として、傷病名を表示する実証実験が行われている。これが本格実施となり、保険者がマイナポータルの画面により疾病にかかっている事実を確認することができれば、添付書類不要で特定疾病療養の認定を行うことが可能である。

なお、特定疾病療養受療証は対象となる疾病が限定されているため、医師の診断及びオンライン資格確認による所得区分の確認により、受療証を提示することなく自己負担限度額までの支払いとすることを可能とし、そもそも保険者の認定事務自体を不要とするよう制度を改めることができないか。

### 【半田市】

保険者ごとの確認が必要なため添付書類は必要であるが、保険者の異動ごとに添付書類の取得は必要でないとは、具体的にどのような場合かお示しいただきたい。確認と添付が必要ということになると、保険者間での口頭確認では足りず、本人又は前保険者から写しの提供を求める事になるのか。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

9月の第2次ヒアリングまでに、現状を把握した上で

- ・問題解決のための具体的な施策
- ・今後の具体的な施策実現に向けたスケジュール

を示していただきたい。

単一の医療保険者では、時間の経過による再度の病状確認をすることなく長期的に認められる特定疾病療養の認定が、保険資格の切替により再度医師の意見書の提出を必要としていることは非効率に住民に負担を強いるものであり、情報連携により前の医療保険者の認定を引き継ぐなど手続を簡素化する必要があるのではないか。

医療機関や薬局では、マイナ保険証の利用において、オンライン資格確認での情報連携により、既に特定疾病療養受療証に関する情報の閲覧が可能となっている。

将来的に、マイナンバーカードを活用した「市区町村においてオンライン資格確認等システムによる確認を可能とする」(令和6年地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定))また、「診断書等の電子的な提出」(デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日閣議決定))など、様々な医療DX施策が検討されている中で、より一層の住民負担の軽減という観点から、添付書類を省略した特定疾病療養の認定事務の簡素化が可能となるよう検討いただきたい。

仮に添付書類の提出が必要だとしても、住民負担となっている医師の意見書の提出を不要とし、医師の診断書等に基づき認定されている書類(例えば身体障害者手帳や先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証など)が添付書類として認められることを明示する等、市町村における特定疾病療養の認定事務の実情を把握した上で、保険者判断の基準となるような添付書類の具体化について検討を進めていただきたい。

## 各府省からの第2次回答

保険者において添付書類の確認は必要と考えておりますが、被保険者の負担軽減のため、医師の診断書等により認定を受けている他制度の書類を用いて国民健康保険においても認定を行うことの可否について、令和8年度中を目途に検討し、どのような書類を認定に用いることができるか併せて整理を行いお示ししたいと考えております。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(20)】【厚生労働省(32)(iv)】

国民健康保険法(昭33法192)

特定疾病認定申請に係る添付書類(施行規則27条の13第2項)については、被保険者の負担を軽減するため、医師等の意見書に代えて医師の診断書等により認定を受けている他制度の書類等を用いて国民健康保険に係る特定疾病認定申請を行うことも可能であることを明確化し、令和8年度中に地方公共団体に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	172	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

薬剤師及び管理栄養士資格の申請にかかる審査等の都道府県経由事務の廃止等

### 提案団体

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

- (1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。
- (2) 国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

### 具体的な支障事例

厚生労働大臣所管の薬剤師及び管理栄養士資格について、令和7年度以降に、マイナポータルを経由する国家資格等情報連携・活用システムが構築され「国家資格登録手続き等のオンライン化」とともに「国家資格等の情報の提示・認証等のデジタル化」が図られる予定である。

デジタル・ガバメント実行計画で、このシステム構築は、申請者の対面や郵送での手続の負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するため、届出時の添付書類を省略し、また当該資格の所持をマイナンバーカードの電子証明書で提示できるようにするものとされている。

当該システムは薬剤師、管理栄養士等の厚生労働大臣免許で導入が進められており、免許証等の申請・交付に当たって保健所等への来所や紙書類の提出が不要となる。

しかし、システムが構築されても、紙による申請や都道府県を経由した免許証の交付といった手続きが残ると、引き続き、保健所等は申請者に開庁時間に合わせ受け取りに来るよう通知することとなり、オンライン化しても来庁する負担が軽減されない。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなる。また、そもそもデジタル資格者証(スマートフォンで資格所持を提示できる機能)が整備されることから、これを原本とすれば、紙の免許証を保持・提示する必要はなく利便性が向上する。

国家資格登録手続き等の事務の流れは、デジタル・ガバメント実行計画の取組方針の趣旨を踏まえ、申請・審査・交付の一連の処理を都道府県(保健所)を経由することなく、国が一元的に実施すべきである。また、紙の免許でなく電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすることを提案する。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、申請者及び行政の負担軽減につながる。

## 根拠法令等

### ・薬剤師

薬剤師法第7条2項、薬剤師法施行令第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項、第9条第5項、第10条第2項、

### ・管理栄養士

栄養士法第4条第4項、栄養士法施行規則第1条第2項、同第3項、第3条第4項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第6項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、茨城県、川崎市、燕市、長野県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県

—

## 各府省からの第1次回答

### ＜薬剤師＞

(1)薬剤師の免許交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することを検討する。

(2)薬剤師に係るデジタル資格者証の取扱い等については、今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。

### ＜管理栄養士＞

(1)管理栄養士の免許交付事務については、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することについて対応を検討してまいりたい。

(2)国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能が設けられている。デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1)「国が申請者に免許証を直送することを検討する」との回答であるが、国家資格等情報連携・活用システムが構築された後も、都道府県を経由した免許証交付手続が残る場合、引き続き、保健所等は申請者に開庁時間に合わせて受け取りに来るよう通知する必要が生じ、申請者も来庁を余儀なくされる。そもそもこのシステム構築は、デジタル・ガバメント実行計画で、申請者の対面や郵送での手続きの負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するためのものとされており、だからこそ、オンライン申請時には国が申請者から郵送費を徴収し免許証を直送することを提案しているのである。

本提案の趣旨が、申請者ひいては国民の負担を軽減するものであることを踏まえた上で、「検討」に留めず、具体的な実現に向けた対応を求める。

(2)デジタル・ガバメント実行計画では、資格所持者がマイナンバーカードの電子証明書を活用して資格を証明・提示できる仕組みを整備するとしている。紙の免許証を原本とすることは行政機関における交付負担が残るだけでなく、申請者に保管の負担や紛失等のリスクが生じる。さらに、薬剤師や管理栄養士免許の真正性確認は行政機関だけでなく、医療機関や薬局、福祉施設など民間機関でも必要である。デジタル資格者証を免許証の原本とすることにより、資格確認の効率化と信頼性向上が可能となる。

デジタル資格者証を免許証の原本とすることは、その仕組みの整備を含め大きな課題であると思料するが、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会で決定された共通化推進方針において、デジタル資格者証の免許証等の原本化について言及されている。国家資格等情報連携・活用システムを活用いただき、電子証明書を免許証原本とすることが早期に実現されることを強く求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、都道府県経由事務の廃止に伴い、国が申請者に紙の免許証を直送する事務を原則不要にできるのではないか。申請から交付までの期間短縮が可能となり、住民サービスの向上につながると考えられるため、積極的に検討していただきたい。

デジタル資格者証の原本化について、関係団体との協議を含め、検討状況やそのスケジュールについてお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

### 【薬剤師】

(1) 薬剤師の免許交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の場合には都道府県の経由事務を要しないこととし、オンライン申請者の薬剤師免許証については、国が申請者に免許証を直送することを検討してまいりたい。

(2) 薬剤師免許の申請手続は国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請を令和8年度以降に開始予定としており、デジタル資格者証を用いた免許証の原本化については、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、今後対応を検討してまいりたい。

### 【管理栄養士】

(1) 管理栄養士の免許交付事務については、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することについて対応を検討してまいりたい。

(2) 管理栄養士については、まずは、令和8年度以降の国家資格等情報連携・活用システムの利用開始に向けた必要な整備を行っているところであり、デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(4)】【厚生労働省(11)】

栄養士法（昭22法245）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び薬剤師法（昭35法146）

免許証（栄養士法4条4項及び薬剤師法7条2項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2）の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	175	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

### 提案事項(事項名)

奨学給付金制度申請手続のオンライン化

### 提案団体

山口県、福島県、神奈川県、九州地方知事会、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省

### 求める措置の具体的な内容

高校生等奨学給付金申請について、高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien を改修するなど、国において、オンライン申請可能なシステムを整備すること。

### 具体的な支障事例

奨学給付金申請手続については生徒の保護者による紙申請となっており、学校に来校して提出する必要がある。また、添付書類として住民税課税証明書等の提出が必要となっているところ。当県では、国公立校のみで毎年約 2,400 件申請があり、各学校における受付、県庁への書類進達、書類不備者への対応に関する事務負担が発生している。

なお、高等学校等就学支援金については、国が「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」を整備しており、令和5年度からオンライン申請が可能となっているため、高校生への2つの支援に関して申請方法が異なる非効率的な運用となっており、生徒の保護者の負担となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

例年、同時期に申請のある就学支援金は電子申請が可能だが、奨学給付金も同様に電子申請できないのかという意見が寄せられた。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンラインで申請が完結することで、申請者が各学校へ来校する必要が無くなる。また、閉庁日等での申請が可能となり、利便性が向上する。

各学校における書類送付や書類不備対応に関する事務負担が軽減される。

### 根拠法令等

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、大阪府、奈良県、福岡県、沖縄県

○申請が保護者・生徒にとって負担がない方法とし、県や学校現場に新たな事務負担が生じない方法としていただきたい。

○当県私立学校においても、提案団体同様の支障事例あり。当県においても奨学給付金の申請件数は少なくなく、申請者の負担軽減、県及び学校の事務の簡便化・事務の効率化のための改善は必要と解される。

○令和7年2月の三党合意では、令和8年度からの高校生等奨学給付金の拡充が示されており、申請件数が現行制度の1.6万件(私立高校分)から大幅に増加することが見込まれる。現在の紙申請では、書類管理やデータ入力等の事務が膨大になり、また、都道府県が申請システムを構築し、申請事務を行うことは費用及び事務負担が非常に大きい。については、全国一律の事務処理がなされていることも踏まえ、国においてオンライン申請システムを整備することを強く要望する。

## 各府省からの第1次回答

高校生等奨学給付金においては、予算事業かつ都道府県事業であり、在学する生徒の保護者等が居住する都道府県から支援を行う在住地主義を取り入れていることに対し、高等学校等就学支援金は法定受託事務で都道府県が事務を実施し、生徒が通う学校の所在する都道府県が支援を行う在校地主義を取り入れている。高等学校等就学支援金制度において、e-Shienを国が整備した状況と異なるため、高校生等奨学給付金において、国がシステムを整備することの妥当性等を含めた、申請手続きのシステム化における課題を整理し、検討をする必要がある。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

高校生等奨学給付金は、低所得世帯支援の方針に基づき国主導で制度化されたものであり、国がその目的達成のため、給付金の財源を確保し、全国一律の基準で実施している。また、制度の内容は国の補助要綱により厳格に定められており、都道府県には実施方法や支給要件等について独自の裁量はほとんど認められておらず、また、制度の趣旨からして、自治体間で対応に差が生じることは制度の根幹を損なうこととなり、結果として都道府県には「事業を実施しない」という選択肢は実質的に存在しない状況にある。

このように、形式上は都道府県事業であっても、実質的には、全国一律で実施する教育に係る低所得者対策であることから、制度実施に係る事務費等も国が責任をもって負担すべきものとして、全国知事会等も通じて要望しているところであり、事務実施に係るシステムの整備についても、事務費と同様、都道府県に負担を課すことなく、国が中心となってシステム整備を行うことが妥当と考えられる。

制度の運用については、全国ほぼ一律で実施される、世帯収入要件の確認や支給状況の管理など相当な労力を必要とする事務作業が必要なうえ、申請者の在住地主義に基づく制度であるため、在学地(学校)や都道府県間、また所得課税情報を保有する市町村との厳格な情報連携が必要である。

また、就学支援金制度では国が整備した「e-Shienシステム」を通じた申請が進められているが、これを利用した申請者の中には、「e-Shienで申請したため、奨学給付金の申請も完了している」と誤認する事例も見られ、デジタル申請と紙申請の併存によって混乱を招いている。こうした状況を踏まえると、都道府県ごとにシステムを個別に整備することは非効率であるばかりか、地域間で運用に差が生じるおそれもあり、コスト面からも国による統一的なシステム整備が強く求められる。

令和7年度は、専攻科における所得制限が緩和されたことなどを背景に申請件数が増加しており、今後も制度の拡充等によって事務量が増大することが見込まれる中、現行体制では対応が困難となるおそれがある。このため、制度運用の効率化を図る観点からも、国によるシステム整備は不可欠である。

加えて、この取組は自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの推進にも資するものであり、他の制度への波及的効果も期待される。結果として、各自治体の行財政改革や教育現場の働き方改革の実現にもつながるものと考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【埼玉県】

システム化について、ぜひ前向きに御検討いただきたい。

システム化を検討するにあたって、各都道府県によって事業内容に多少の違いも考えられるため、あらかじめ聞き取りを行うなど実情を踏まえ、システムを開発していただきたい。

また、システム化の可否及び稼働までのスケジュールを令和7年度末までに示していただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

高校生等奨学給付金における申請手続きのシステム化については、第1次回答に加え、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における共通化の取り組みや、全国知事会等からの全国共通のプラットフォーム構築の要望があつたことを踏まえ、いわゆる高校無償化に関する議論の進捗等も踏まえつつ、デジタル庁とも連携し、検討を行う必要があると考えている。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(35)】【文部科学省(28)(ii)】

高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)

高校生等奨学給付金の申請手続については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、申請者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の事務の実態把握を行った上で、オンライン申請を可能とすることについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	178	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

ぴったりサービスにおけるサービス・制度追加等の機能拡充

### 提案団体

射水市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁

### 求める措置の具体的な内容

マイナポータル(ぴったりサービス)において次の機能の実装を求める。

- ①自治体において「サービス・制度」を追加できる機能
- ②手続き登録時における【掲載内容】の複写機能
- ③【申請者情報入力】の項目を編集・削除可能とする機能
- ④様式登録画面においてフロー設定(画面遷移)をプレビューする機能
- ⑤住民による様式への記入内容によって書類添付の要否を分ける機能
- ⑥「申請者情報入力」で設定したメールアドレスに決済依頼を通知する機能

また、マイナポータル(ぴったりサービス)への改善要望を書き込めるフォームとそれに対する回答を閲覧できるサイトを構築していただきたい。

### 具体的な支障事例

- ①自治体において「サービス・制度」を追加できる機能

オンライン申請について、手続きごとに申請システムが異なると利用者にとって不便であるため、マイナポータル(ぴったりサービス)で統一したいと考えている。しかし、手続き登録時における「サービス・制度」の選択肢が固定されており、自治体が自由に追加できないため、選択肢に該当しない手続きについては独自のオンライン申請システムで運用せざるを得ない状況である。

- ②手続き登録時における【掲載内容】の複写機能

他の自治体で既に申請様式を作成している手続きや類似の手続きを追加する場合、複写機能がないため、【掲載内容】を一から入力する必要があり、作業効率の低下が生じている。

- ③【申請者情報入力】の項目を編集・削除可能とする機能

【申請者情報入力】については、申請内容の趣旨に関係のない質問項目が存在している場合があり(「消防計画作成(変更)届出」における申請者の「性別」や「生年月日」など)、当該質問項目の編集・削除ができないため、申請者による記入の手間を発生させている。

- ④様式登録画面においてフロー設定(画面遷移)をプレビューする機能

様式のフロー設定(画面遷移)を確認する際は、テスト様式を登録し、インターネット端末からテストサイトにアクセスする必要があるが、本登録様式とは別にテスト様式を登録する手間や、テスト様式がテストサイトに反映されるまでのタイムラグにより、作業の非効率化が生じている。自治体によってはインターネット接続系パソコンが部署ごとに1台ずつしか配備されていない場合もあり、都度その場所へ移動したり、他職員の使用状況を考慮したりする必要がある。

- ⑤住民による様式への記入内容によって書類添付の要否を分ける機能

フロー機能により、設問の回答内容に従って追加の設問を表示することが可能であるが、回答内容によって添

付書類の要否を分ける機能がない。一様に任意添付としてしまうと、書類を添付しなければならない申請者が添付を漏らしてしまう場合がある。マイナポータルにマイナンバーカードでログインした上で申請されたものであれば、差し戻しにより、再度添付資料を添えて申請してもらえば良いが、非ログイン利用者による申請の場合は差し戻し機能が無いため、一から申請内容を入力し、添付資料を添えて再申請する必要があり、利用者にとっても利便性が悪い。手続を書類添付の有無で2種類に分ける方法も考えられるが、利用者が混乱する可能性がある。

#### ⑥「申請者情報入力」で設定したメールアドレスに決済依頼を通知する機能

申請者によっては「申請者情報入力」で設定したメールアドレス宛に申請に関するあらゆる通知が届くと誤認している場合がある。当該申請者がマイページ利用開始時において受信拒否してしまっている場合は通知が届かないため、自治体側が決済依頼等を通知しても申請者が気づかず、問い合わせを受けることがあり、都度対応しなければならないことが負担となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請処理状況を更新し決済依頼を行っても、利用者側で設定をしていないため進捗の問合せがあった。また、申請者情報入力で入力したメールアドレス宛にダウンロード通知が届くので、当該メールアドレスに届くと勘違いしていた利用者もいた。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナポータル（ぴったりサービス）の機能拡充により自治体側、利用者側双方にとっての利便性、利用率向上が見込める。

### 根拠法令等

—

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、金沢市、福井市、富士市、名古屋市、亀岡市、城陽市、佐世保市、熊本市

#### ○①自治体において「サービス・制度」を追加できる機能

ぴったりサービスを利用しようと思っても該当するサービス・制度がないとその時点で断念してしまう可能性がある。職員の心理的負担を軽減するため、自治体においてサービス・制度を追加できるようにしてほしい。

#### ②手続登録時における【掲載内容】の複写機能

他の電子申請サービスでは、他の自治体の類似の申請をサンプルとして利用できる機能がある。ぴったりサービスでも同様の機能があれば、利用促進につながると考えられる。

#### ④様式登録画面においてフロー設定（画面遷移）をプレビューする機能

LGWANで様式を作成した後、申請画面をインターネット上のテストサイトで確認し、修正点があれば再度LGWANで操作するのは非常に非効率である。LGWANで申請画面を確認できるよう改善を要望する。

#### ⑤住民による様式への記入内容によって書類添付の要否を分ける機能

回答内容によって添付書類の要/不要が異なる場合があるが、現状は一律にしか添付書類が必須か設定できないため、添付書類が必要な利用者が添付していないと申請できてしまい、再申請等の手間が発生する。

○ぴったりサービスの申請項目について、データ排出によるRPA等を活用したシステム入力を実施したいことから、CSV形式等でのデータ排出の機能を追加してほしい。

○オンライン申請時とマイナポータル登録時で各自別のメールアドレスを設定でき、受付完了や受理等の通知が別々の宛先に送付されるため、利用者が戸惑うことがある。このため、通知先の統一化が必要。

### 各府省からの第1次回答

①サービス・制度を任意に登録できることにより、全国統一的に手続との紐づけが行えなくなる恐れがあるため、現状は自治体が自由に追加できない仕様としている。サービス・制度の追加について、制度所管省庁と協議の上で隨時追加を検討するほか、自治体が汎用的に利用できる項目の追加についても検討していきたい。

②類似の手続を追加する場合について、参照元の手続の掲載内容をCSV出力することで、項目ごとにコピー

することが現状の機能においても可能なため、「操作マニュアル～サービス登録編～」の「03\_手続を登録、編集する」を参照いただき、適宜ご対応いただきたい。

③マイナポータルは個人からのオンライン申請を受け付けることを前提としており、申請した対象者を把握するため、申請者情報を共通的な項目として設定していることから、変更・削除ができない仕様としている。なお、消防手続については、主に事業者が申請主体となり、令和6年度末でマイナポータルでの申請受け付けを停止していることから、今後は事業者が申請主体となる e-Gov 等の電子申請サービスの活用をご検討いただきたい。

④ぴったりサービスは、個人情報を取り扱う関係上、手続を管理するシステム(LGWAN)と住民側の画面を管理するシステム(インターネット)を分けており、様式のフロー設定を行ったあと住民が利用する画面を確認するには、実際に住民が利用するインターネット環境で確認いただくこととしている。

⑤システムの仕様上、添付情報の必須・任意については手続情報により管理しているものであり、様式のフロー設定で設定しているものではないため、添付書類の要否を様式の設定で分けることができない。機能改修については費用対効果も鑑みて実施困難と認識しており、手続詳細情報で添付書類の要否について詳しくご案内していただくなど、自治体の運用でのご対応をお願いしたい。

⑥令和8年度にリリースを予定しているぴったりサービスの後継サービスである次期オンライン申請サービスでは、通知先となるメールアドレスをマイナポータルに登録したメールアドレスに統一することを検討しており、申請者が手続を行う中で、マイナポータルに登録しているメールアドレスを変更できるようにする予定。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①については、自治体がぴったりサービスの活用を推進できるよう、自治体が追加を要望する「サービス・制度」について随時調査をしていただきたい。

②類似の手続の追加については、同一自治体内での手続の複写ではなく、他の自治体で作成済みの手続を複写し、テンプレートとしてサンプル活用(横展開)することで、作業効率の向上及び利用促進を図ることを目的とするものである。他自治体における手続の複写機能の搭載が困難な場合は、設定の公開機能を設け、手続作成した自治体の意思により設定内容の公開・非公開を選択できるような機能を設けるなど、流用しやすい環境とすることが望ましい。

④について、住民が利用する画面を実際に確認したいのではなく、設定したフローや画面遷移を簡易的にプレビュー可能とすることを求める趣旨である。テスト環境への手続登録の手間、インターネット接続系端末の使用状況に配慮しなければならない状況が発生しているため、積極的に簡易プレビュー機能の搭載をご検討いただきたい。

⑤について、詳細な案内を行っても必要書類の添付漏れは発生しており、機能面での改善を必要としている状況である。費用対効果を鑑みてぴったりサービスの改修は実施困難とのことだが、令和8年度にリリースを予定している次期サービスにおいては、フローに基づく添付書類の要否設定機能を搭載いただくよう積極的にご検討いただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

### 各府省からの第2次回答

①自治体を対象とした調査を令和8年度以降に実施し、要望の多い「サービス・制度」は制度所管省庁と協議の上追加を検討することとしたい。

②類似の手続を追加する場合の複写機能やテンプレート機能の提供については、システムへの大規模の改修が必要となる。

④住民側の画面はインターネット向けシステムで提供しており、ご提案のプレビュー機能を実現するためには、LGWAN 向けシステムで別途画面設定の確認を可能とするための改修が必要となる。

⑤添付情報の必須・任意については手続情報において管理しており、画面の入力内容に応じて添付要否を切り替えることは現行サービスの仕組み上困難である。これらの機能の実装については、システム間連携や費用対効果、改修スケジュールを鑑みながら検討する必要があるため、次期オンライン申請サービスで実現することも含め、令和8年度までに結論を得るよう検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁】

(33)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii)マイナポータルのサービス検索・電子申請機能については、以下のとおりとする。

・申請様式の作成については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、他の市区町村が作成した申請様式の複写を可能とすること、LGWANに接続された端末から申請様式のフローのプレビューを可能とすること及び他のアカウントで作成された申請様式の誤編集を防止することについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・電子申請に係る機能については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、入力項目に適したソフトウェアキーを表示すること、申請者の入力内容に応じて添付書類の要否を切り替えること及び個人番号の誤入力を防止する方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・電子申請可能な手続を掲載する「サービス・制度」については、申請者及び地方公共団体の利便性向上に資するよう、「サービス・制度」に追加を希望する項目について地方公共団体へ調査を行った上で制度所管府省庁と検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・地方公共団体から申請者へ通知する決済依頼等の電子メールの宛先については、申請者及び地方公共団体の利便性向上に資するよう、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、マイナポータルに登録された宛先に統一することについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	179	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	08_消防・防災・安全

### 提案事項(事項名)

罹災証明書のオンライン申請におけるマイナポータルの機能改善

### 提案団体

射水市

### 制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

#### (1)家屋の所在の特定について

①マイナポータルの罹災証明の申請入力時において、罹災家屋の所在を入力する際に、文字で所在を入力できるだけでなく、地図上で場所を特定すると所在地が入力できるようにする。

②添付された写真の位置データから罹災家屋の場所が特定できるようにする。

①②それぞれ地図上で特定された場所が申請データ(申請書や写真)と共に出力できるようにする。

#### (2)写真の添付及び記載漏れ確認について

罹災証明の申請入力時において、家屋の全景写真や被災箇所写真等を添付する画面をそれぞれ設けて、各画面で写真の添付が無い場合や、記載事項に漏れがある場合、警告が出るようにする。

※現地調査の場合など、必ずしも写真の添付が必要ないケースもあるため、あくまで警告画面までとし、添付を必須としない。

### 具体的な支障事例

当市の場合、住居表示の実施により、所在地番の把握が困難な場合があることや長屋建ての住宅密集地域があることから、申請書中の所在の記載が漏れている場合や誤っている場合、罹災家屋の所在地を特定することが困難になるため、電話で所在を聞き取りしなければならなくなり、事務的な負担となった。

また、必要な写真が添付されていなかったり被災箇所が不明なため、電話で全景写真の提出や被災写真の再提出を依頼することとなり、非常に煩雑で事務的な負担となった。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

マイナポータルの利用者から直接意見・要望は受けていないが、地図上で所在地が入力できたり、添付写真から特定できると、申請作業の負担軽減になると考える。また、自己判定方式の場合に家の全景写真が必要であることを知らない人が多いため、入力画面でそれぞれ必要な写真の添付を求めるものとなつていれば、写真の不足を防ぐことができる。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

罹災証明交付のための必要事項が漏れなく入力されることや必要な写真等が不足なく添付されることで、罹災証明書の発行事務手続をスムーズに進めることができるために、被災者支援を迅速に進めることができる。

## 根拠法令等

災害対策基本法第90条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、相模原市、名古屋市、豊中市、今治市

○当市では、大規模災害時はシステムを利用して罹災証明書の申請受付・発行を行うこととしている。現在、当市ではマイナポータルからの申請に対応していないが、申請対象の建物の位置を地図上で入力できれば、申請に係る負担軽減に繋がるほか、市側での確認の負担も軽減されると考える。また、申請情報に位置情報が含まれることにより、より正確に申請対象を把握することが可能となる。

○当市においては、令和5年度からマイナポータル罹災証明書のオンライン申請が可能となつたが、現時点で申請件数は0件であり、支障事例はなかつた。ただし、大規模災害が発生した場合、県内、県外からマイナポータルによる申請件数の増加が予想されるため、現地調査の効率化を図る面からも住家被害認定に活用する写真を申請者が撮影し、添付できるようにマイナポータルの機能改善をすることは必要である。

## 各府省からの第1次回答

ご指摘を踏まえ、費用対効果を考えた上で、被災市町村の事務負担の軽減につながるようなマイナポータルの機能改善や活用方法の工夫などについて、令和7年度中を目途に、内閣府とデジタル庁で検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害はいつ起きるか分からぬため、被災市町村の事務負担軽減のみならず、被災者支援のためにも、一日でも早く機能改善等が実現されるよう積極的にご検討いただきたい。また、機能改善や活用方法の工夫について具体的な検討内容をお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

速やかに機能改善等ができるよう、以下のとおり内閣府とデジタル庁で引き続きR7年度中を目途に検討する。  
(1)家屋の所在地特定について、御提案いただいた内容は、マイナポータルの申請機能は汎用的な個人向けの行政手続サービスであるというシステム上の前提を踏まえると、罹災証明書発行申請の入力時にのみ利用する機能の搭載は困難である。

一方、「所在地が特定できない」という支障事例は、対象の住家をマークした地図の画像(スクリーンショットなど)を添付するための欄を設ける等により、解消できるものと考えられるため、マイナポータル申請画面の標準フォーマットの見直しによる機能改善を検討する。

(2)記載・添付を必須とまではせずに、記載・添付漏れに関する警告表示だけ行うという御提案についても、マイナポータルの申請機能は汎用的な個人向けの行政手続サービスであるというシステム上の前提を踏まえると、罹災証明書発行申請の入力時にのみ利用する機能の搭載は困難である。

一方、現行の申請画面の写真添付箇所にあるデフォルト文言について、自己判定方式の場合は写真の添付が必須であることをより分かりやすく表示する他、全景・被災箇所それぞれ別に写真添付欄を設けること等により、必要な写真の添付漏れを防ぐことができると考えられるため、マイナポータル申請画面の標準フォーマットの見

直しによる機能改善を検討する。

なお、マイナポータル申請画面は、市町村向けマイナポータル申請管理操作マニュアルに基づいて、各市町村においても自由に変更等ができる、それぞれの目的等に応じ活用・設定方法を工夫いただくことが可能である。迅速な対応という点でも、マイナポータル改修ではなく、国と市町村それぞれにおいて上述の対応を行うことが最適と考えている。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【内閣府(1)】【デジタル庁(21)】

災害対策基本法（昭36法223）

マイナポータルを活用した罹災証明書の申請（90条の2第1項）については、以下のとおりとする。

・市区町村の負担軽減及び処理の迅速化のため、被災家屋の所在地を示した地図画像の添付欄を設けること、自己判定方式において被災家屋の全景写真等の添付が必須であることを分かりやすく表示すること等、マイナポータルにおける申請画面の標準フォーマットの見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	183	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供

### 提案団体

春日市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的内容

国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築又は「自治体テレワーク試行事業」の本格実施を通じて、テレワークを安定的に実施できる環境の整備を求める。

### 具体的な支障事例

当市では地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が「自治体テレワーク試行事業」において提供している「自治体テレワークシステム」を利用して、職員全体の約5%がテレワークを実施している。テレワークは、災害や感染症の拡大に伴う登庁不可時の業務継続及び職員の働き方改革の推進に寄与するものであることから、当市では今後も利用の継続を希望しているが、本事業はあくまで「試行」事業であるため、事業が終了すると当市ではテレワークの実施が困難となる。

自治体のテレワーク導入に当たっては、総務省において特別交付税措置やテレワーク利用の事例集の公開などの取組がなされているが、こうした取組があっても当市では予算や人的リソースの不足により、独自にテレワークシステムを構築することが困難である。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・災害や感染症の拡大に伴う登庁不可時の業務継続
- ・職員の働き方改革の推進
- ・自治体独自にテレワークシステムを構築する場合にかかる事務負担の軽減
- ・自治体が個別にテレワーク環境を整備する場合に比べ、国・地方を通じたトータルコストを最小化

### 根拠法令等

—

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟市、豊橋市、安来市

○当市では、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が提供している「自治体テレワークシステム」によりテレワークを実施している。しかしJ-LISの本事業はあくまで「試行」事業であり、当市は独自のテレワーク環境の整備を行っていないため、事業が終了した場合にテレワークの実施が困難となる。自治体のテレワーク導入に当たって、総務省より特別交付税措置やテレワーク利用の事例集の公開などの取組がなされているが、こうした取組があっても当市では予算や人的リソースの不足により、独自にテレワークシステムを構築することは困難である。

## 各府省からの第1次回答

### 【デジタル庁】

デジタル庁としては、システムの構築に当たって協力が求められているものと考えておりますが、そもそも総務省においてご提案のシステムの構築は難しいと判断していることから、当庁からの回答は差し控えます。

### 【総務省】

総務省としては、自治体のテレワークの導入促進の取組として、導入経費については特別交付税措置を講じてきている一方、運用経費は原則として特段の措置は講じていない。こうした中、ご提案にある「国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築」を求めることは、自治体の情報システムの運用経費は各自治体が負担することが基本とされている中、実質的にテレワークの運用経費の恒常的な国負担を求めていることに等しいことから、ご提案のシステムを構築することは困難と考える。

また、「自治体テレワーク試行事業」は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が実施している取組であり、当省は当該取組に関する権限を有していないことから、当該事業の本格実施はJ-LISに対して提案すべき内容であると考える。

総務省としては、引き続き、自治体におけるテレワーク導入・活用に関する課題を把握しつつ、事例集の紹介や特別交付税措置などの各種支援を通じて、自治体のテレワークの推進に取り組んでまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体の情報システムの運用経費は各自治体が負担することが基本とされているため、実質的な運用経費を国が負担することに対する費用負担の原則が提案実現に対する阻害要因になっているものと理解する。

提案の自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供に関しては、以下の点から例外的なものとして整理いただきたい。

①国が強力に推進するべき施策に対しては例外的な取扱いを行った例があること(VRSや行政手続のオンライン化に係るぴったりサービスの提供)。

②テレワークは、災害や感染症発生時における行政機能維持のための有効な手段である。災害時等の緊急事態において、行政機能の維持に差が発生することは避けなければならない。このため、全国一律でテレワークを利用できるシステムを国の責任において構築することは、費用負担の原則の例外として許容されるものと思料する。

③テレワークは、災害時における他団体からの応援の受援に当たって拡張性を持っている。例えば、被災団体の内部事務(給与計算業務、り災証明書発行や見舞金給付などの被災者支援業務等)を行うための応援職員が現地に赴くことなく応援対応が可能となる。これを全国で素早く実施するためには、標準化されたテレワークシステムが構築されている必要がある。

また、自治体テレワーク試行事業の本格実施はJ-LISに対して提案すべき内容である旨の見解であるが、J-LISは地方公共団体情報システム機構法第1条により国及び地方公共団体が共同して運営する組織として規定されている。さらに同法第8条に規定する代表者会議の委員として総務大臣又はその指名する職員が規定されている。J-LISの事業に対して総務省が何ら権限を有していないとする見解には疑義がある。

以上のことから、自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供に関して、前向きに検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【豊橋市】

自治体が今後も安心してテレワークを実施できるよう、現行の「自治体テレワーク試行事業」を提供する地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に所管省庁から事業の継続を強く働きかけていただきたい。

それが困難であるならば、既に支援措置を講じていただいているが、自治体が個々にテレワークシステムを開

発・導入するよりも、国において J-LIS が提供しているような共通システムを開発し、それを自治体が利用する方が自治体の負担(経費、調整、運用等)が軽減されると考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

提案団体からの見解②及び③について、ご見解のとおりテレワークは災害や感染症発生時に行政機能を維持するための有効な手段となり得るものであるが、地方公務員行政を所管する立場からは、主な目的として、ワークライフバランスの向上、柔軟・多様な働き方、時間の有効活用など、自治体職員一人一人のライフステージに合った働き方を実現できる有力な手段の一つとして導入、実施について積極的な取組を要請しているものである。

提案団体からの見解①について、例として挙げられているワクチン接種記録システム(VRS)は、当時、国民の生命の安全の確保や社会経済活動の維持のため、喫緊の課題であった新型コロナウイルス感染症に対応するために、個人の接種状況を記録することで円滑なワクチン接種を可能とするものであったこと、また、マイナポータルぴったりサービスは、マイナンバーカード等を活用し、行政手続のオンライン化など、デジタル技術の活用による住民サービスの向上を図ることを目的としているものであることから、いずれも例外的に国が一括で費用負担しているものと承知しており、自治体職員がテレワークを安定的に実施できる環境の整備を目的とする本提案と費用負担のあり方について同様にみなすことは適当ではないものと考える。

なお、追加共同提案団体からの見解について、J-LISに対する「自治体テレワーク試行事業」の本格実施の提案は、地方公共団体システム機構法第1条より、国及び自治体が共同して運営する組織であること、同法第8条に規定する代表者会議の委員として、都道府県知事、市長、町村長も規定されていること、さらに、同法第33条において、J-LISの運営に要する費用は自治体が負担していることからも、自治体側からJ-LISに対して提案をすべきものと考えているが、自治体側から地方分権改革に関する提案募集において当該事業の本格実施を求める提案が提出されたことや、総務省が実施した「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」(令和6年10月1日現在)において、テレワーク導入にあたりコスト面の課題を当該事業を利用して解決した旨の回答があったこと等については、J-LISに情報提供したい。

## 令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【総務省】

#### (42) 地方公共団体におけるテレワークの推進に関する事務

地方公共団体におけるテレワークの推進については、地方公共団体情報システム機構が実施する「自治体テレワーク試行事業」の本格運用の検討に資するよう、令和6年の「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」の結果を地方公共団体情報システム機構に情報提供した。

[措置済み(令和7年10月3日自治体テレワーク試行事業に関する意見交換)]

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	187	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

建築基準法第 15 条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止

### 提案団体

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、愛知県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

建築基準法第 15 条に定める工事届・除却届について、建築主(申請者)が自分で ID を取得し、正確に入力できた(建築確認の審査で変更した場合は変更して再入力できた)場合、国へ直接届出が行えるシステム(例:e-Tax、e-Gov 等)を早期に構築していただき、建築主事の経由及び都道府県のとりまとめを廃止していただきたい。

また、建築主事等(建築主事または指定確認検査機関)が確認審査時に、建築工事届の提出の有無と物件を特定するための情報(建築主・建築場所・主要用途・申請床面積)のみを審査時に確認すれば済むようなシステム構築と法及び規則改正をしていただきたい。

### 具体的な支障事例

建築基準法では、工事届・除却届(以下「工事届等」という。)について、建築主事等を経由して都道府県知事に届け出ることとなっており、都道府県知事はこれを取りまとめ、国土交通大臣に送付しており、これら一連の業務に多大な労力を割いている。

#### 【具体的な事例】

・経由機関が多いため、国交省へデータが届くのに多くの時間を要する。

(経由機関【所要期間】:申請者→指定確認検査機関【7-30 日】→建築主事等(5土木事務所、12 特定行政庁)(以下「特定行政庁」という。)【1-10 日程】→県【10 日程】→国土交通省)

・工事届については、建築基準法第 15 条第4項に基づく都道府県でのとりまとめ作業の際の確認のみならず、建築基準法第 15 条第1項に基づいて特定行政庁も確認しているため、二重業務となっている。

・当県では、2687 件/月(令和5年実績)の工事届入力処理に加え、除却届・災害報告の入力処理を行っており、業務負担が大きい。

・工事届等については、不備について、工事監理者に架電照会を行っているが、折り返し対応もしくは不通の場合が多く照会に多大な時間を要する。国土交通省建設経済統計室が HP にて公表しているエラーチェック付工事届(Excel)については、申請の際に PDF での提出が多く、利用率が低いため、依然として業務負担は減っていない。

(不備の例:工事届:第3面が未記入、建築工事費の予定額未記載等除却届:評価額欄が未記入等)

・令和7年1月着工分からの様式改正に伴い、新旧様式が混在で受付可能としているため、業務が煩雑になっているとともに、物件名が新たに入力必須項目になり、さらに業務負担が増えている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・現状、申請者が工事届を提出してから、県が收受するまで1か月以上かかっているが、確認申請時に申請者がオンラインで直接工事内容を入力して提出することにより、提出時期の遅滞がなくなるため、適切かつ合理的にデータ収集が可能になり、統計精度の向上に繋がる。
- ・建築主から国に直接提出されることで、建築確認申請と合わせて建築工事届の確認作業を法的根拠なく実施していた指定確認検査機関の業務負担が減少する。
- ・県、特定行政庁の経由が廃止されることにより負担が軽減する。
- ・委託費を地方公共団体に配分する必要がなくなるため、費用削減に繋がる。

## 根拠法令等

建築基準法第15条、建築動態統計調査規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、茨城県、栃木県、高崎市、上尾市、千葉県、藤沢市、燕市、長野県、静岡県、豊橋市、三重県、茨木市、和歌山市、岡山県、下関市、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会

### ○【支障事例】

- ・届出書を紙で受け取っているため、経由事務には郵送料が発生する。
- ・国土交通省がHPに公表しているエラーチェック付工事届は利用率が低いことに加え、届出者にそれを活用する意識がない場合も多いため記入上のルールから外れた形で提出されるケースがある。
- 職員不足の中、着工統計業務の負担が大きい。また、業務量に対する事務委託費用が低い。
- 工事届等について設計者⇒指定確認検査機関⇒特定行政庁⇒県⇒国といった経由先が多く、それぞれの経由先での確認作業が二重業務となっており、それぞれの経由先での修正等があるため、遅滞が発生しているため業務が煩雑化し、多大な労力を割いている。また、経由先が多い中で工事届等の内容の審査・確認はどこが行うのか曖昧であったため、この機に経由を廃止し、責任区分も明確にしていただきたいと考えます。
- 経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。
- 提案団体の提案にあるように、当市では建築工事届及び除却届調査票をクラウドへの提出をおこなっており、それまでの作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。（作業時間：7.75×5日×2名＝77.5時間）そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

### 年間処理件数（令和5年実績）

除却届 744 件、建築工事届 2,867 件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

### ○【支障事例】

- ・経由機関が多いことに加え、離島等からの郵送の場合より多くの時間を要することになる。
- ・上記理由から、都道府県での入力や確認作業、修正対応を短期間で行う必要があり業務負担が大きい。

### 【制度改正による効果】

- ・各経由機関による事務作業や郵送等にかかる費用負担が解消される。
- ・申請者においても、申請時点でエラーチェックが行えるようになり、修正等が容易になる。
- 追加事項として、工事届・着手届は郵送で経由されており、SDGsの観点（気候変動など）からも見直しが必要と考えます。
- 人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

## 各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であるこ

と、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### ① 建築主等の利便を確保

第1次回答では「建築確認申請手続と届出を連携する」とあるが、届出の内容確認業務は確認申請の審査項目に法で規定されておらず、建築主等は届出直後の確認審査時ではなく、確認済証交付後時間を経過して県又は特定行政庁から電話等で疑義照会を受けるため、建築主等と県等双方に大きな負担が生じている。オンライン届出で入力フォームに入力規則を設定することで、届出後の疑義照会をなくし、建築主等の利便性は向上する。また、確認申請には関係のない除却施工者は、届出書の提出だけで窓口へ来庁する不便さを強いており、オンラインによる届出は、除却施工者の負担軽減にも寄与する。

### ② 限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難

デジタル技術の活用による経由事務の廃止及び届出のオンライン化で、調査の円滑化、効率化が図れるため、国、都道府県、特定行政庁の職員等の業務負担の軽減、調査時間の短縮が図れる。

### ③ 統計調査の品質や届出義務の履行を確保

本提案は、第1次回答にもあった「統計調査の品質と届出義務の履行の確保」の重要性を踏まえ、オンラインによる届出と、建築基準法施行規則に確認申請の添付図書に「届出を証する書面」を規定することで、確認申請手続との連携は残すものとしている。

### ④ 調査票(Excel)の活用により、転記作業や郵送は不要にすることが可能

調査票(Excel)は、既に国交省のほうで周知等は行ったが、建築主等にとって利便性に乏しく定着していない。これで提出されたとしても、建築主等のExcelのエラー確認を法で義務付けていないため、「県又は特定行政庁の疑義照会」、「データの転記作業」は継続するが、本提案はそのいずれも不要になる。

### ⑤ 統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えること

月末に提出された届出は、経由では調査対象月に報告できない場合があるが、オンラインによる届出では、タイムラグがなくなり一層の統計の品質の向上と調査時間の短縮が図れる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【藤沢市】

#### ① 建築主等の利便を確保

確認申請では届出内容は審査項目でないため、責任区分も明確でないうえ、設計者⇒指定確認検査機関⇒特定行政庁⇒県⇒国といった経由先が多く、届出後経過してから県又は特定行政庁が設計者等に電話等で問合せするため、特定行政庁等も建築主等にとっても負担になっている。オンラインによる届出は、届出後の問合せは原則なくなり、建築主等にとっても利便性は向上する。

#### ② 限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難

都道府県、建築主事がいる市の担当職員も人手を確保できないからこそ、調査を円滑に終えるためには、DXの視点でのデジタル化・業務改善が必須である。

#### ③ 統計調査の品質を確保

情報の正確性の担保及び建築確認申請手続との連携による届出義務の履行の確保の観点から、オンラインによる届出と建築基準法の確認申請の添付図書に「届出を証する書面」追加と審査事項により、更なる統計調査の品質を確保できる。

#### ④ 調査票(Excel)の活用により、転記作業や郵送は不要にすることが可能

調査票(Excel)は、入力手間が煩雑であるため、設計者にとって利便性がなく、ほぼ活用されていないうえ、訂正・問合せ作業、Excelを画面上での転記作業は必要。オンラインによる届出と規則改正により、転記作業や郵送を不要とすることができます。

### 【茨木市】

○エラーチェック機能を搭載した調査票(Excel)により、業務の負担軽減(転記作業や郵送が不要)につながることですが、全ての調査票が紙ベースで特定行政庁に届いており、業務負担の軽減につながっていないのが

現状です。

○課題は、①経由機関が多く国交省へデータ届くのに時間を要すること、②経由機関毎の確認作業が二重業務になって「無駄」が発生していること、③経由機関の郵送に伴い発生する費用や排気ガス等の3点です。

○これらの課題を解決するためには、①経由事務の廃止、②オンライン化の実現、③規則改正等の3点をセットで実現させることが必須と考えます。

○貴省が懸念している届出義務の履行確保、統計調査の品質確保については、建築主事等が確認審査時に建築工事届の提出の有無と物件と物件を特定するための情報(建築主、建築場所、主要用途、申請床面積)のみを審査時に確認すれば済むようなオンライン化システムであれば、十分に可能であると考えます。

また、工事届が正しく提出されるオンライン化システムの改修(例:規模に応じた工事金額のチェック機能の導入)の検討も必要と考えます。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025) や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないか。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査(速報)によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約3700件超(件数で約9%)実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出することで、情報の正確性に加え、届出義務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいざれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excelではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。

なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラーチェック機能が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアル

ルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (6)建築基準法(昭25法201)

(iii)建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出(15条1項)については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。

上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務(同条4項)の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	222	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

国家資格等の免許交付のオンライン化

### 提案団体

都城市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は申請者本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

### 具体的な支障事例

紙での免許交付では、国から保健所・都道府県に届き、保健所等が本人へ通知後、本人が窓口まで受領しに行く必要がある。

#### 申請者の支障事例

・申請者は窓口受付の時間帯に窓口まで受取りに行かなければならず、そのための時間の確保と窓口来所の負担が生じている。

・申請から免許交付までの期間に住所異動があり、本人による受取りが困難な場合には、受取りのために委任状を作成し、委任者に代理受領を依頼する必要がある。

#### 行政にとっての支障事例

・郵送での通知や電話連絡をしても受取りに来ない申請者がおり、免許証の保管や申請者との調整に苦慮している。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

#### 住民の利便性の向上

- ・免許証(紙)の受取りのため、申請者が保健所等に行く必要がなくなる。
- ・免許証(紙)の紛失を防止でき、再発行申請の手続が不要となる。
- ・受取りのための時間確保の調整が不要となる。
- ・住所異動が生じても免許交付に支障が無くなる。

#### 行政の効率化

- ・免許交付にかかる手続事務が解消される。

### 根拠法令等

医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、薬剤師法、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、臨

## 床検査技師等に関する法律

医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許申請について(昭和35年4月14日医発第293号)

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士免許申請等の取扱要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、越谷市、川崎市、相模原市、長野県、浜松市、豊橋市、寝屋川市、兵庫県、久留米市、鹿児島市

○・3月に合格発表がありその後就職のため引っ越し方が多いが、免許を申請した保健所に何か月も後に免許証が届くため、一人一人に説明・確認しながら免許の新規申請の受付を行うため時間がかかる。

・免許証の受取のお願いをハガキにてお知らせしているため、郵送料がかかる。

○紙での免許交付では、国から保健所・都道府県に届き、保健所等が本人へ通知後、本人が窓口まで受領しに行く必要がある。

・申請者は窓口受付の時間帯に受取りに行かなければならぬため、時間の確保と窓口来所の負担が生じている。

・本人による受取りが困難な場合には、受取りのために委任状を作成するため、手間がかかる。

・免許を受取りに来ない申請者がおり、免許証の保管や申請者との調整に苦慮している。

## 各府省からの第1次回答

医師等の免許証のデジタル化について、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明および提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、検討を行っているところ。

今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の取扱い等について、当該システムの活用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。

薬剤師に係るデジタル資格者証の取扱い等については、今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

医師等の「国家資格等情報連携・活用システム」については、当初令和6年秋開始予定が、システム不具合により令和7年秋へ延期されると通知があり、さらに「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」では、令和8年度以降のリリースとなっている。昨年度の国・県主催説明会でも「現時点では情報がないため答えられない」との回答が多く、具体的な説明が不足している状況である。

また、国の回答は「検討を行っている」「検討する」という曖昧な表現にとどまり、要望の核心である「電子証明書を免許原本とし、申請者本人が必要に応じて印刷する方式」に対する具体的方針が示されていない。デジタル化の本質は行政手続の効率化であり、単に情報連携システムを構築するだけでなく、原本のデジタル化による申請者・行政機関双方の負担軽減が重要である。

以上のことから、マイナンバーカードの電子証明書など、すでに電子証明書を原本として扱う制度が存在する中、国家資格においても同様の仕組みを早急に実現すべきである。

第1次回答には、「今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。」とあるが、必要な体制整備を現時点でどのように検討しているのか、関係者の意見をいつどのように確認する予定なのかお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、都道府県経由事務の廃止に伴い、国が申請者に紙の免許証を直送する事務を原則不要にできるのではないか。申請から交付までの期間短縮が可能となり、住民サービスの向上につながると考えられるため、積極的に検討していただきたい。

デジタル資格者証の原本化について、関係団体との協議を含め、検討状況やそのスケジュールについてお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

医師等のデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについては、デジタル資格証の普及状況や他制度の動向等を踏まえつつ、関係者との協議を十分に行い、慎重に検討する必要があると考えている。まずは、令和8年度以降の国家資格システム導入に向けた設計・開発等の準備を進めつつ、引き続き、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止を含めて検討してまいりたい。

薬剤師免許の申請手続は国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請を令和8年度以降に開始予定としており、デジタル資格者証を用いた免許証の原本化については、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、今後対応を検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(4)】【厚生労働省(11)】

栄養士法（昭22法245）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び薬剤師法（昭35法146）

免許証（栄養士法4条4項及び薬剤師法7条2項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2）の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。

### 4【デジタル庁(8)(ii)】【厚生労働省(15)(ii)】

医師法（昭23法201）、歯科医師法（昭23法202）、保健師助産師看護師法（昭23法203）、死体解剖保存法（昭24法204）、診療放射線技師法（昭26法226）、歯科技工士法（昭30法168）、臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）、理学療法士及び作業療法士法（昭40法137）及び視能訓練士法（昭46法64）

免許証（医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項）及び認定証明書（死体解剖保存法4条2項）の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 4【デジタル庁(8)(iii)】【厚生労働省(15)(iii)】

上記の都道府県経由事務の廃止に係る検討に当たっては、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ、検討する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	230	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出のデジタル化等

### 提案団体

宮城県、仙台市、大崎市、広島県、北海道東北地方知事会

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

### 求める措置の具体的内容

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項において、廃棄物を多量に排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)に対して求める産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出について、オンラインで行うためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うこと。

2 法第12条の3第7項において、産業廃棄物を排出する事業者に対して都道府県知事に提出を求めていたるマニュフェストの報告書の提出について、紙面のマニュフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うとともに、その結果得られる電子データと法第13条の2で定める情報処理センターが受けた報告内容とを統合してデータベース化すること。

なお、システム構築を行う場合にあっては、事業者から紙面で計画書や報告書が提出された場合であっても、容易にデジタル化できる仕組みを構築されたい。

### 具体的な支障事例

#### (1)の支障事例

当県において令和6年度の報告対象事業者は325件であり、例年300件を超過している。加えて、環境省は毎年「産業廃棄物行政組織等調査」にて、当該計画及び報告内容の集計と報告を各自治体に求めている。

当県は、当該計画及び報告のデジタル化を行うことで、対象事業者の負担と集計作業に要する職員の負担を軽減することを目標として平成26年度から「産廃報告ネット」という電子申請システムを独自開発し運用保守しているが、県独自に開発しているシステムである以上、法で定める計画及び報告の設問が改訂となれば都度改修が必要となるなど、その維持にコストを要するものである。なお、令和6年11月6日には当該計画及び報告の変更についてアンケート調査があるなど、システムの大規模改修が今後必要となる可能性が窺える。

#### (2)の支障事例

当県において、令和6年度の報告件数(紙面のマニフェストを使用している事業者によるもの)は4,988件であり、その集計には例年手間を要しているほか、有効な活用が十分にできていない実態がある。一方、事業者が電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センターがそのデータを収集し、CSVデータとしてダウンロードできるよう設定されており、廃棄物の処理状況が確認できるよう設定されている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の方から、業務効率化のために、他の自治体でもオンラインで報告したいとの意見を伺うことがある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

### （1について）

当該報告及び計画の提出をオンラインで実施できるよう整備することで、事業者の利便性が向上するほか、産業廃棄物行政組織等調査にて国が地方自治体に求める集計業務をシステム上で実施できるようになり、行政の業務効率化につながるものと考えられる。

### （2について）

当該報告がオンラインで提出できるようになれば事業者の利便性が向上する。また、そこで得られるデータと情報処理センターが収集している電子マニフェストのデータとを統合し管理することが可能となれば、産業廃棄物の不適正な処理を探知することができる有益な情報を得られるものと考えられる。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び第10項、第12条の2第10項及び第11項並びに第12条の3第7項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、群馬県、新潟県、豊橋市、京都府、寝屋川市、兵庫県、山口県、熊本市、那覇市

○当県においては、多量排出事業者から提出される産業廃棄物処理計画及び実施状況報告は、紙面での提出のほか、「電子申請システム」でエクセルファイルにて提出されている。当県でも、その報告データを環境省が毎年実施している産業廃棄物行政組織等調査として報告するために、集計作業に時間を要している。国においてシステムを構築する際には、各自治体の事務処理だけでなく、提出者（事業者）にとって利便性の高いシステムとなるよう配慮していただきたい。

当県においては、紙面のマニフェストを用いている事業者から提出されるマニフェスト報告書について、紙面での提出のほか、「電子申請システム」でエクセルファイルにて提出されている。国においてシステムを構築する際には、各自治体の事務処理だけでなく、提出者（事業者）にとって利便性の高いシステムとなるよう配慮していただきたい。

○多量排出事業者制度については、法に基づく全国統一的なものであることから、デジタル化も全国統一的に行われることが、報告書等提出者の負担軽減の観点も含め効率的である。また、デジタル化においては、報告書等の提出だけでなく、報告書等の公表も可能となるようにシステム設計いただきたい。

○当市では、令和6年度多量排出事業者に該当した事業者は約265件ほどである。例年、環境省より照会のある産業廃棄物行政組織調査等にて、報告書の集計と報告を求められているが国が統一のシステムで電子化をすることで職員の集計業務時間が省略され、業務の効率化につながると考えられる。

紙媒体のマニフェスト報告については、容易に集計できない。電子化することで事業者の利便性が向上し、また集計が容易になり作業効率が上がると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書の提出については「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No.4-4] e-Govの利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあるとおり、環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい。

マニフェストの報告書の提出について、デジタル化を推進するためには、紙マニフェストを電子マニフェストに移行することが本来あるべき姿と考えているため、環境省としては、電子マニフェストの更なる普及に向けた各種施策に取り組んでまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### （多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書について）

1 追加機能が整備されたe-Govを活用することで、対象事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出の負担及び職員の集計作業における事務負担が軽減されるよう、御検討いただきたい。

2 国が本件に係る手続のオンライン化の検討を進める場合、報告を受付けるシステムを独自に構築している自

治体にあっては今後のシステム改修に係る検討を行う必要があるほか、システムを利用する事業者に対して報告方法が変更となる旨を事前に説明する必要があるため、国が考えるオンライン化の具体的なスケジュールを提示されたい。

(マニフェストの報告書について)

3 電子マニフェストの使用が義務化されない限り、紙面マニフェストの使用を続ける事業者が一定数あるため、マニフェストの報告書を提出する事業者はなくならない。電子マニフェストの義務化に向けて、国が積極的かつ強力に取り組まないのであれば、本提案に係る支障は解消されないため、紙面マニフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムの構築と当該システムから得られるデータの利活用について検討されたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、重点政策として「e-Govの利用促進」が位置づけられており、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備することとされている。環境省としても、デジタル庁の対応に歩調を合わせており、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、共通化の重点政策になったことからe-Govによるオンライン化の検討を進めている。これらの検討結果により要件が明確化されたことを踏まえ、デジタル庁において必要な機能拡充のスケジュールを設定し、機能拡充の状況を踏まえて環境省において手続のオンライン化のスケジュールを設定する予定である。

事業者が紙面で提出する場合、紙面をデジタル化する機器と作業を地方公共団体が担当する前提と考えられ、コスト増加、データ誤変換を確認しながら部分補正する等作業の増加等が考えられるため、本来あるべき電子化は電子マニフェストの利用促進と考える。利用促進にあたっては、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催等を通じて、国民等利用者への更なる普及に取り組んでまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(27)(i)】【環境省(5)(iv)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

多量排出事業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の作成及び都道府県知事への提出(12条9項及び12条の2第10項)並びに当該計画の実施の状況についての都道府県知事への報告(12条10項及び12条の2第11項)については、提出及び報告のオンライン化に当たり、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)を利用するため、当該システムを改修する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【デジタル庁(27)(ii)】【環境省(5)(v)】

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(12条の3第7項)については、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催などを通じて、引き続き電子化を推進する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	233	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

登記情報連携システムの利用申請手続の簡素化等

### 提案団体

和歌山県、福島県、堺市、神戸市、関西広域連合

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

### 求める措置の具体的な内容

「登記情報連携システム」の利用にあたり、事前に国に対し、利用手続や根拠法令などの詳細な情報を提出し、審査を受けることになっているが、今後、多数の団体にシステムの利用拡大が図られることに鑑み、以下について、御検討頂きたい。

① 国における審査を不要とすること。

・地方自治体内で審査、権限の付与を行う

・申請に係る事務負担軽減及び早期のシステム利用開始の両方の実現を求めるもの。

② システム管理者権限の付与

・各団体内で利用 ID の発行やシステム利用履歴の確認等が可能となるよう、各団体のとりまとめ部局に対し、システム管理者権限を付与すること

(上記が難しい場合)

③ 利用申請時の申請内容の簡略化

・申請書の項目削減、根拠法令の添付を不要とする等

④ 審査期間の短縮

### 具体的な支障事例

・法務省、デジタル庁への申請手続が煩雑であることや両者での審査期間が長いことから、システムの利用開始に時間を要している。

例えば、令和6年度においては、約 1,000 手続に係る利用を新たに申請したが、庁内での利用手続照会から国への申請までに約2か月を要した。

(手続担当課での申請様式作成や根拠法令の添付、とりまとめ担当課での集計、内容確認など)

また、令和6年 12 月に国に申請を行ったが、令和7年4月現在、ID 交付に至っていない。

システムの利用開始が遅れれば、県民等から登記事項証明書の原本提出を求めたり、職員が法務局に出向いて登記事項証明書を取得する必要があり、行政サービスの改善や県の業務効率化の効果発現が遅くなる。

・県にシステムの管理者権限(ID 発行や利用状況の管理等)が与えられていないため、庁内の利用課室に係る ID の交付ができないほか、庁内のシステム利用状況が把握ができず、効果的な利用促進を図り難い。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

早期の利用開始が可能になれば、県民等による登記事項証明書の添付を省略したり、県の職員がシステムで業務上必要な登記事項証明書を取得できる時期が早くなり、県民等の利便性向上や県の業務効率化につながる。

また、県にID交付に係る審査やシステム管理の権限が与えられれば、府内の利用希望に応じたIDの交付、返却などがスムーズに行え、業務効率化につながるとともに、効率的かつ効果的な利用促進施策を図ることが可能となる。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

登記情報連携システムの利用に当たっては、同システムを所管している国において、法令上の利用の要件を満たしているか確認する必要があることに加え、登記情報には個人情報が含まれており、適切な情報セキュリティが確保されているか確認する必要があることから、国による審査を不要とすることや同システムの管理者権限を県に付与することは適切ではない。もっとも、提案いただいたとおり、登記情報連携の利用を促進することにより、地方自治体の業務効率化や住民等の負担軽減を図る効果は大きく、審査期間を短縮していく必要があるものと考えており、その観点から、令和7年度からは、利用申請書の簡略化に加え、処理方法や体制の見直しによって、審査期間を大幅に短縮し、迅速な処理を図っているところである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答では、処理方法や体制の見直しにより、審査期間を大幅に短縮し、迅速な処理を図っていることであるが、審査機関がどの程度短縮され、現在の標準的な審査期間としてどのくらいを見込まれているか、お示しいただきたい。

また、各団体からの申請が集中する等の特段の事情により、標準的な審査期間を大幅に超過するような場合には、申請団体に対し、変更後の審査期間の目安を通知するなど、地方公共団体側で事務の進捗状況が把握できるよう、御検討いただきたい。

登記情報連携システムは、登記事項証明書の提出を不要とし、県民や事業者等の利便性向上につながるだけでなく、添付書類の削減により、行政手続のオンライン化を進める上でも有用なシステムであり、地方公共団体のDX推進部門等において、府内の利用IDごとのシステム利用件数を把握することで、システムの利用促進を図ることが可能となると考えられる。このため、地方公共団体にシステムの管理者権限を付与することが困難とすることであれば、地方公共団体からの照会に対し、団体内の各利用IDにおける手続別利用件数等の情報を開示することを、御検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

現在の審査期間については、申請状況や申請内容の不備の有無によるが、申請内容に不備がなく順調に処

理が行われれば、短いもので1週間程度、おおむね1か月程度で処理されている。なお、標準的な審査期間としては、1か月弱程度の期間を見込んでいるところであり、政府共通 NW/LGWAN 掲示板上に掲載しているFAQにおいて周知を図っている。

また、当該申請の進捗状況については、個別に申請団体から問合せがあった場合には、可能な範囲で審査期間の目安を示すよう対応しているところ、標準的な審査期間を大幅に超えるような処理状況となった場合には、政府共通 NW/LGWAN 掲示板上で周知することとした。

おって、利用IDごとの登記情報連携システムの利用件数を含めた検索履歴については、既存の機能により確認することが可能であり、この点、政府共通 NW/LGWAN 掲示板上に掲載している登記情報連携システム操作マニュアルに、その操作方法を明記している。

#### 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁(40)】【法務省(14)】

###### 登記情報連携システム

登記情報連携システムの利用申請事務については、申請の審査手続に要する期間が標準的な処理期間である1か月を大幅に超える場合には、その旨を政府共通 NW/LGWAN 掲示板システムにて令和7年8月から掲載することとした。

[措置済み（「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」にて公表）]

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

### 提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

### 求める措置の具体的な内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

### 具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要があり、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によつて、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると考える。

#### 【具体的な当県での事務負担】

・調理師:試験申込件数-370件/年、新規申請件数-438件/年、年間作業時間-約350時間

・製菓衛生師:試験申込件数-185件/年、新規申請件数-118件/年、年間作業時間-約370時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

## 根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

### 【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218件/年、新規・書換え・再交付件数-492件/年、年間作業時間-約295時間
  - ・製菓衛生師：試験申込件数-89件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61件/年、年間作業時間-約62時間
- また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続に時間的なコストが生じている。
- そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続にはすぐに対応できない。

## 各府省からの第1次回答

回答については別紙。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【岩手県】

#### 【家畜商法(家畜商)】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところであることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。

#### 【家畜改良増殖法(人工授精師)】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考える。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行すべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続ができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

### 【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答でお示しいただきたい。

### 【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

### 【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

回答については別紙。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

別紙のとおり

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	292	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

デジタル資格者証を活用した管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務のオンライン化

### 提案団体

秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務について、都道府県事務の負担軽減と申請者の不利益回避のため、国家資格等情報連携・活用システムにおいて発行が可能となる「デジタル資格者証」を免許証等の原本とし、デジタル化を推進すること。

### 具体的な支障事例

現在、管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等については、書面による申請時には都道府県を経由して厚生労働省に到達し、厚生労働省において名簿等への登録が行われた後、都道府県を経由して申請者への交付が行われており、事務作業に大きな労力を費やしている。当県では、上記の3資格において年間約170件の交付事務を行っており、約85時間を費やしている。

また、厚生労働省が申請書類を受理した日をもって名簿等への登録となるため、大量の申請書類が集中する時期には、免許証等の発行が遅れ、ひいては都道府県への免許証等の到達も遅れることから、申請者にも不利益を与えることがある。

過去の地方分権改革に関する提案募集において、上記の資格については国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる免許申請手続があった場合の都道府県経由事務の廃止が示されているが、免許等の交付については、書面での免許申請手続の場合を含め、引き続き都道府県を経由する可能性が示されている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国家資格等情報連携・活用システムにより発行が可能となる「デジタル資格者証」が免許証等の原本とされることにより、免許証の交付に関する事務そのものがなくなることで、国や都道府県の事務負担が軽減される。

また、申請者にとっても郵送や窓口での受け取りに係る負担が軽減されるほか、申請日と登録日のタイムラグがなくなるとともに免許証等の到達が大幅に早まるメリットが見込まれる。

### 根拠法令等

栄養士法施行令第1条第3項、薬剤師法施行令第3条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、茨城県、埼玉県、越谷市、川崎市、長野県、静岡県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県、久留米市

○当県においても、薬剤師の免許証について年間約 80 件の交付事務を行っており、事務作業に大きな労力を費やしている。

○当県においても新規、書換え交付等の申請数(年 450～500 件程度)が多く、「デジタル資格者証」になることにより、事務の大幅な軽減が望める。

## 各府省からの第 1 次回答

### 【管理栄養士】

国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能が設けられている。デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。

### 【薬剤師】

薬剤師に係るデジタル資格者証の取扱い等については、今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。

### 【精神保健指定医】

現行制度下においては、指定医証は紙により交付することが一般的な運用であるところ、「デジタル資格者証」を紙の資格者証と同一の位置づけとができるのかといった法令上の担保方法を含め、国家資格情報連携・活用システムの運用状況等も踏まえて検討してまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県において、管理栄養士、薬剤師、精神保健指定医の年間申請件数はそれぞれ 59 件、80 件、35 件となっており、年間では約 85 時間の事務負担が発生している。

デジタル資格者証の免許証等の原本化により、申請者に速やかに免許証等が到達するだけでなく、紙の免許証等の交付に係る来庁負担の軽減も図れ、地方公共団体においても同様に、郵送や窓口対応等の事務負担が軽減する。

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が決定した共通化推進方針においても、デジタル資格者証の免許証等の原本化について検討し、必要な体制整備が整い次第、交付に係る経由事務を廃止することを基本とすることが明示されている。申請者の利便性向上及び事務の効率化のため、早急に検討していただくとともに、その具体的な検討スケジュールについて提示することを求める。

なお、デジタル資格者証への完全移行については時間を要することが想定されるため、混乱を避けるための明確な移行計画の策定や医療機関や国民への十分な周知といった、サポート体制の整備についても併せて検討していただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025) や「地方創生 2.0 基本構想」、「デジタル社会の実現

に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。

デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、都道府県経由事務の廃止に伴い、国が申請者に紙の免許証を直送する事務を原則不要にできるのではないか。申請から交付までの期間短縮が可能となり、住民サービスの向上につながると考えられるため、積極的に検討していただきたい。

デジタル資格者証の原本化について、関係団体との協議を含め、検討状況やそのスケジュールについてお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

### 【管理栄養士】

管理栄養士については、まずは、令和8年度以降の国家資格等情報連携・活用システムの利用開始に向けた必要な整備を行っているところであり、デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。

### 【薬剤師】

薬剤師免許の申請手続は国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請を令和8年度以降に開始予定としており、デジタル資格者証を用いた免許証の原本化については、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、今後対応を検討してまいりたい。

### 【精神保健指定医】

精神保健指定医の申請手続は、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の導入を進めており、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)」を踏まえ、同システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととし、対応を進めているところである。また、オンラインでの申請の場合には、国から申請者へ指定医証を直送することについて対応を検討しているところである。デジタル資格者証を用いた免許証の原本化については、同システムの利用開始・活用状況を踏まえ、今後対応を検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(4)】【厚生労働省(11)】

栄養士法(昭22法245)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び薬剤師法(昭35法146)

免許証(栄養士法4条4項及び薬剤師法7条2項)及び指定医証(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2)の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	296	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

入力業務負担の軽減に資するマイナンバーカードを活用した安否情報システムの改善等

### 提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、たつの市、市川町、新温泉町

### 制度の所管・関係府省

内閣官房、デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的な内容

武力攻撃事態等時に、住民の安否情報に係る安否情報システムへの入力項目が多岐にわたるため、マイナンバーカード等を読み取って情報入力する機能の実装等、入力作業の負担軽減に資するシステム改善を行うこと。

### 具体的な支障事例

#### 【現状】

地方公共団体が国民保護法(以下「法」という)に基づく安否情報事務(以下「安否情報事務」という)を効率的に運用するために、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下「システム」という)が、国により開発・運用されている。

また、システムを利用した安否情報事務を地方公共団体が法に基づき行う際の基準として「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が定められており、安否情報事務を効率的に行うために「システムを利用するなどを原則とする」とガイドラインで規定されている。

システムへの情報入力においては、LGWAN端末から住民の安否情報(氏名、生年月日、性別、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所、連絡先など)の各項目をシステムに直接入力、もしくは、オフライン端末でCSV形式のファイルに安否情報を蓄積し、LGWAN端末から取り込むこととなっている。

#### 【具体的な支障事例】

ガイドラインに記されているとおり、武力攻撃事態等という極限状況の中で、市町職員は住民の避難誘導や人命救助等の措置を実施しつつ、避難住民の誘導の際や避難施設等において、紙様式により情報収集を行い、その後手打ちでシステム入力(転記)を行う、またはCSV形式のファイルに入力し取り込むこととなっているため、情報が整理されるまでに時間を要さざるを得ない。

このため、住民からの問い合わせに迅速に対応できないことが懸念されるほか、多数の住民の安否情報を取り扱う場合においては、職員の事務負担が一層大きくなる。

また、ガイドラインにおいて、安否情報の収集については「否」情報(負傷住民、死亡住民)を優先して行うとしつつ、「安」情報(避難住民)についても法上の救援(食品、被服等の提供等)を行うに当たっての必須情報として可能な速やかに収集に努めることとされているため、デジタル活用による入力作業の負担軽減が必要である。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

避難施設等において、避難住民が所持しているマイナンバーカードやマイナ免許証等を読み取ることで、安否情報の収集・報告を迅速に行うことが可能となるなど、デジタル活用により、過酷な状況が想定される中での安否情報事務にかかる職員の負担軽減を図りつつ、住民からの問い合わせに対する迅速な対応と、救援措置の実施に少しでも多くの人員を充てることが可能となると考える。

## 根拠法令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第94条、第95条、第96条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第23条、第24条、第25条、第26条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県

○有事の際の事務負担の軽減や効率化につながる提案である。

## 各府省からの第1次回答

安否情報システムの入力業務負担の改善に関しては、令和5年度のシステム更改によってCSV形式のデータを取り込むことを可能としたところであるが、引き続き、業務負担の軽減方法について検討を行う。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

武力攻撃事態等という極限状況においては、職員による手入力（安否情報システムまたは事前にダウンロードした安否情報CSV取込様式）の省力化・負担軽減が特に重要と考えられるため、この部分について、デジタル庁等が取り組む自然災害を想定した「避難者支援業務のデジタル化に係る実証実験」の成果を、国民保護法に基づく安否情報事務に適する形で横展開するなど、段階的にでも情報入力作業の負担軽減策の導入を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

令和7年度において、関係省庁の知見・ノウハウについて協議し、安否情報システムの入力作業の省力化・負担軽減に資する方法について検討を行い、システム改修等必要な対応を明らかにする。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【内閣官房(1)(ii)】【デジタル庁(31)】【総務省(31)(ii)】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)

武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムについては、市区町村の事務負担を軽減するため、個

人番号カードの活用など、避難住民等の安否情報の収集等(94条)に係る入力事務の効率化に資する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	318	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

道府県民税の狩猟税の低税率制度について、都道府県において事務が完結するようにすること

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的な内容

道府県民税の狩猟税の低税率制度(地方税法第 700 条の 52 第1項第2号及び第4号)の適用に当たっては、情報提供ネットワークシステムを用いて、必要な情報を取得し、都道府県において事務が完結するようにしていただきたい。

### 具体的な支障事例

道府県民税の狩猟税の低税率制度(地方税法第 700 条の 52 第1項第2号及び第4号)の適用に当たり、申請者の所得状況等について、「証明願」といった紙の専用様式を申請者へ交付し、市町村の窓口で手書きにより、証明事項を記入させるよう、都道府県の税条例で規定されている場合がある。こうした手書き証明書の存在が、市区町村における窓口業務のデジタル化の推進を阻害している。

本件は、令和6年5月に会計検査院法第 30 条の2の規定に基づく報告書「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」において、情報提供ネットワークの利用が低率にとどまっている事務の一つであり、都道府県に対して、情報提供ネットワークシステムの活用を懇懃するなどにより、申請者と市区町村の事務負担軽減を図るべきである。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

狩猟税の低税率制度の適用を受けるにあたり、申請者は、都道府県の窓口及び市区町村の双方に出向く必要がなくなり、申請手続を電子でワンストップ化できる。また、市区町村の窓口では、専用の手書き証明書へ公印を押印する必要がなくなるため、窓口へ設置する公印を廃止でき、公印管理の負担軽減や、窓口業務のデジタル化を推進することができる。

鳥獣被害が深刻化する一方、狩猟者の確保がますます困難となっているなか、低税率制度の手続きの簡素化が必要と考える。

### 根拠法令等

地方税法第 700 条の 52 第1項第2号、第4号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の 49 の項、第 51 条、埼玉県税条例第 96 条第1項第2号、埼玉県税条例施行規則第 40 条ほか

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、茨城県、千葉県、浜松市

○当市ではあまり「狩猟税」に係る業務を行っていないが、支障事例に係る内容を読む限り、同じ税務事務を行う立場から賛同できる。

## 各府省からの第1次回答

現在、狩猟税の低税率制度（地方税法第700条の52第1項第2号及び第4号）の適用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号利用法主務省令」という。）第51条第1項第11号の規定に基づき、「納税義務者に係る道府県民税に関する情報」について、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が可能となっている。

総務省としては、関係省庁とも連携しながら、課税庁における実務の実態を踏まえて番号利用法主務省令の改正を検討し、必要な情報を対象として捕捉した上で、各都道府県に対しマイナンバー制度による情報連携の利活用の促進に必要な対応をとる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

狩猟税の低税率制度の適用については、現在、都道府県が交付する書面の専用様式に、市町村が審査内容を記入し、公印を押印する方法で行われている。

そのため、申請者は、専用様式の請求、証明願い、都道府県への提出と3回以上の窓口来庁を強制されるだけでなく、市町村は、件数の少ない証明書のために、窓口ごとに公印を設置し、手書き対応をせざるを得ず、市町村における窓口デジタル化の阻害要因となっている。

同制度は、マイナンバーによる情報連携が可能となっているにもかかわらず、会計検査院報告書（「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」）では、狩猟税の低税率制度の適用に当たって情報提供ネットワークシステムを用いた件数は確認対象となった11団体全てにおいて0件となっていることから、課税実務の実態に即した改正を行ったうえで、利活用の促進を徹底していただきたい。

利活用の徹底に当たっては、茨城県のように既に審査に情報提供ネットワークシステムを活用している事例があるため、こうした先進事例の紹介とともに都道府県向けに通知を発出するなど、早期に具体的な対応を求める。

なお、現状では、住民基本台帳及び個人住民税課税情報を保有しない都道府県において、納税義務者を扶養している者が誰なのかを把握できないため、情報提供ネットワークシステムにおいて納税義務者の扶養主を参照できる改修が実現するまでは、低税率制度の申請時に、添付書類として確定申告書第2表や、個人住民税の申告書の写しや、記載事項として自己の個人住民税上の扶養主に係るマイナンバーを申告させるなど、扶養主が誰かを特定する運用上の改善が暫時必要と考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

現在、狩猟税の低税率制度（地方税法第700条の52第1項第2号及び第4号）の適用に当たっては、行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号利用法主務省令」という。)第51条第1項第11号の規定に基づき、「納税義務者に係る道府県民税に関する情報」について、情報提供ネットワークシステムによる情報連携が可能であるところ。

総務省としては、地方団体における実務の実態等を踏まえ、引き続き、関係省庁と連携し、窓口業務のデジタル化の推進に向けて、番号利用法主務省令の改正も視野に、狩猟者の登録申請手続及び狩猟税の申告・納付手続の電子化と一体的に検討を進める。

また、都道府県に対しては、令和6年5月の会計検査院の報告を受け、令和7年1月に「地方税に関する事務におけるマイナンバー情報連携の更なる活用について」を発出し、マイナンバー情報連携の利活用を改めて検討いただくよう周知を行ったところ。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁(15)(ii)】【総務省(10)(vii)】

地方税法(昭25法226)

狩猟税(700条の51)の課税における軽減税率(700条の52第1項2号又は4号)の適用の判定については、必要な情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することを含め、当該判定事務におけるマイナンバー情報連携の利活用の促進方策について検討し、令和10年度を目途に可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	337	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求から保管までをデジタル完結するプラットフォームの構築

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

### 求める措置の具体的な内容

住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、VCの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう関係法令の規定を整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるよう国又は公的な機関がトラストサービスのプラットフォームを用意すること。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

住民基本台帳法を根拠とする証明書は、請求者本人に係る最新の基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)のほか、続柄、戸籍、世帯員の異動、住所の履歴等の情報を公に証明する証明書であり、戸籍法を根拠とする証明書は、家族関係や身分関係、本籍地が日本にあることを公に証明する証明書である。どちらも契約手続や相続手続、所有財産の名義変更手続等において官民間わず広く利用されている。利用に当たり、請求者は地方公共団体から交付を受けた証明書を契約等の相手方へ提供し、提供を受けた者は証明書を検証し、保管している。

#### 【支障事例】

住民基本台帳法を根拠とする証明書は同法において書類として規定されていること等から紙での交付に限定されており、交付以降、提供のための持参や郵送、偽造されていないことの確認による真正の検証の負担が生じている。また、証明書の保管、廃棄を適正に行うことによる負担も生じている。戸籍法を根拠とする証明書は、法令による規制はないため、行政機関の窓口やオンライン上での行政手続において戸籍電子証明書や除籍電子証明書を利用する場合以外についても、自治体において技術的な環境を整えればオンラインによる交付が実現可能であるが、環境整備に要する費用が高額であることや具体的なオンライン交付の運用方法が示されていないため、自治体におけるオンライン交付はされていない状況である。国から具体的な運用方法が示されないまま、各自治体が独自の方法で電子署名等によるオンライン交付を行った場合は、検証方法も自治体ごとに異なる可能性が生じてしまい、請求者や提供を受ける者にとっては不便なものとなってしまう。また、提供、検証、保管をデジタルで完結する仕組みが十分に検討されていないため、オンライン交付が行われた場合でもどこかの段階で紙へ印刷されてしまうことが想定され、偽造の事例も踏まえると、デジタル化のメリットが十分に享受されない。

#### 【支障の解決策】

W3C(World Wide Web Consortium)の規格であるVC(Verifiable Credentials)の採用とマイナンバーカードでの本人確認を組み合わせることで安全性の確保は可能と思われるため、電子交付の実現とあわせ必要な法令の改正を行っていただきたい。

住民が安心して利用するためにはトラストサービスを信頼できるプラットフォーマーが提供することが重要であるため、国や独立行政法人等の公的な機関がその役割を果たすことを検討いただきたい。

市民目線に立つと、戸籍法を根拠とする証明書、住民基本台帳法を根拠とする証明書の両方が同一のシステムで提供されることが便益の上で望ましいため、検討に当たって配意いただきたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民が場所や時間を選ばず、必要な情報が容易に取得でき、相手方へ提供できることのほか、提出の相手方においても検証が容易になり、保管の手間が省けることで、社会全体で生産性が向上する。

地方公共団体においては、紙の証明書の発行負担（令和5年は住民票の写しが4,200万枚、戸籍謄本及び戸籍抄本が3,200万枚）が軽減されることで簡素で効率的な執行体制の構築が可能となり、地域における福祉やまちづくり等の課題への対応に一層注力することができる。2050年カーボンニュートラルの実現にも寄与。

トラストサービスに汎用性を持たせ、住民票の写し等以外の証明書へ横展開することが可能であり、更なる社会活動の効率化が期待できる。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第12条、第12条の2、第15条の4、第20条、第21条の3

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等（委任された政省令を含む。）

【注】令和6年総務省整理番号51から引用

戸籍法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森市、花巻市、仙台市、いわき市、燕市、浜松市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、佐世保市、特別区長会

○証明書のオンライン交付は将来的に自治体が求められることとなるため実現は不可避と思慮される。

## 各府省からの第1次回答

戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされており、電子交付であっても同様であることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。また、戸籍証明書のオンライン申請については、既に400近い市区町村において導入されているところ、そのほとんどが民間事業者のサービスを利用して実現されていることから、国がプラットフォームを準備することは民業圧迫になるため、この点からも消極に考える。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の内容は2点に大別される。1点目は請求、交付、提供、検証、保管の各プロセスにおいて方法、技術的基準、これらの適正を担保する仕組み、既存法令との整合などを規定として整備することであり、2点目は一連のプロセスに深く関わるプラットフォームにおいて、国等がトラストアンカーとしての役割を果たすことである。

1点目については、既存のサービスをことさらに排する理由はなく、むしろ様々な利活用の可能性が生まれるようプロセス間を既存のサービスで連携させることを基本に検討すべきであり、この方向性は民業圧迫に通じるものではないと考える。

2点目については、戸籍の事務は国が本来果たすべき役割に係るものであること、戸籍、住基とも証明書の交

付事務は法令を根拠に持つ全国共通のものであること、特に高度な信頼性が求められる公証であることを踏まえ、国等がトラストアンカーの役割を担うべきと考える。

証明書の発行に要するシステムは市区町村の責任と費用負担により準備すべきとの指摘は理解できるところ、市区町村における能率的な行政の確保を図るうえではプロセスの一部である交付についても全体の制度設計のなかであわせて検討することが肝要であり、消極の理由とはならない。また、市民目線では戸籍と住基を区分する必要性に乏しいことを踏まえ、両方の証明書について合わせて検討いただきたい。

本件は証明書の利活用の全プロセス(請求から提供先での保管まで)をデジタル化する新スキームの実現に向けた提案であり、請求、交付、システムを個別に捉える前に、将来の地方公共団体の在り方や、デジタル社会を形成するプラクティスとして俯瞰的に検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【青森市】

国として、関係府省の垣根を超えて、法令整備はもちろんのこと、プラットフォーム整備を含めた一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国町村会】

住民票の写しの電子的申請・交付・保管について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書等の電子的申請・交付・保管について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画(R6.6)において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されるとのことだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

既に回答したとおり、戸籍証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。戸籍証明書のオンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mDoc」やワクチン接種証明書で使われたVC(Verifiable Credential)等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行うべきである。」と結論を得たところ。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(25)(i)】【総務省(24)(vi)】

住民基本台帳法(昭 42 法 81)

住民票の写し等の交付(12 条から 12 条の4)のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	358	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

生成 AI システムの利用環境の整備

### 提案団体

山口県、九州地方知事会

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的な内容

国の責任において、地方自治体が安心・安全に活用できる生成 AI システムの利用環境を整備すること。

### 具体的な支障事例

生成 AI サービスを業務に導入する地方公共団体が増えているが、地方公共団体により導入サービスが異なる上、個人情報や機密性の高い情報を取り扱う業務について生成 AI の活用が進んでいない。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体が有する機密性の高い情報を含む業務に生成 AI を活用することが可能となり、さらなる業務効率化が図られる。

### 根拠法令等

—

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、亀岡市、宍粟市、和歌山県、広島市、熊本市

○各自治体において、セキュリティ要件や、それぞれの業務環境に適した生成 AI ツールを検証し導入していると思われるが、当市の場合は、セキュリティを重視し、LGWAN-ASP にて提供されるツールを導入している。国において、安心・安全に活用できる生成 AI システムの利用環境が整備されることで、セキュリティの担保が期待される。

○「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「行政の進化と改革のための生成 AI の調達・利活用にかかるガイドライン」の更新と合わせ、必要機能を示した上で合致するシステムについて DMP などにおいて共有いただきたい。

○要機密情報の取扱いの可否に起因して、生成 AI の活用に支障が生じる状況にあることは当市も課題と認識

しており、利用環境の整備まではいかなくても、取扱いルールの明確化(セキュリティポリシーの改善を含む)など、より活用が進むような方向で、国において検討を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

政府等におけるAI基盤の構築など、政府での積極的な生成AIの利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体がAIを活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、地方公共団体が利用しやすいAIサービスの開発を推進します。

具体的には、デジタル庁で今後構築することとしているAI基盤の開発・実装とセットで、安全・安心なAIの利活用環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体に共有していくことを検討します。

自治体における生成AIの利用に関しては、現在「自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ」(座長:須藤修 中央大学国際情報学部 教授)において、具体的な利用の方策や留意事項等について議論しており、今後同ワーキンググループにおいて取りまとめられる報告書をもとに、ガイドラインを示していくことを検討しております。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の意図を汲んでいただき感謝する。

AI関連技術は日進月歩、急速に発展し、多岐にわたる分野で、多種多様なAIの活用が進む中、地方公共団体が時流に即しながら個別に判断し、AIを活用していくことは、技術的にも財政的にも困難・非効率であるため、積極的な検討をお願いしたい。

また、ガイドラインの検討にあたっては、検討状況やスケジュールについて、逐次、お示しいただきたい。

なお、AIの利用環境の提供及びプロンプトやアプリケーション等の共有にあたっては、可能な限り地方公共団体の負担を軽減する方向でお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

地方公共団体への生成AI利用環境の提供に向けて、現在、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の事務局たる内閣官房(デジタル行政改革事務局)とも連携を進めているところであり、各地方公共団体との対話等も通じて、必要な対応を進めていきたいと考えております。

また、2025年7月に公表された「自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ」の報告書をもとに「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」を2025年内めどに改訂・公表し、別添として自治体が作成する生成AI利活用ガイドラインのひな形を提示したいと考えております。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)記載内容

### 4【デジタル庁(37)】【総務省(44)】

#### AIの活用環境の整備に関する事務

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第4.0版】」(令和7年総務省)に基づく地方公共団体におけるAIの活用環境の整備については、以下のとおりとする。

・「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」(令和4年総務省情報流通行政局地域通信振興課)を改訂し、地方公

共団体が作成する生成 AI 利用ガイドラインのひな形を地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和7年12月16日付け総務省情報流通行政局地域通信振興課、自治行政局市町村課行政経営支援室事務連絡)]

・地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、AI の活用環境の提供について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	362	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化

### 提案団体

熊本県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

### 求める措置の具体的な内容

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付を e-Gov で可能とし、オンライン完結を実現すること

### 具体的な支障事例

#### 【産業廃棄物処理業に係る申請について】

令和6年提案(管理番号 49)において、産業廃棄物処理業に係る変更の届出については e-Gov を活用する方向で検討されることとなったが、産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請については、当県を含む多くの自治体が現在も紙による受付を行っている。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口に足を運んでいただく必要があり、事業者に対し一定の負担を強いる状況は変わらない。一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、複数の自治体で事業を展開する申請者にとって煩雑さがある。

また、申請手数料の納付については収入証紙を用いており、申請手続のみ電子化が実現されてもオンライン完結に至らない。申請から手数料納付まで一貫してオンライン完結できることが事業者サービスの向上に寄与するものと考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者(行政書士)からは、許可申請の電子化により、施設の設置許可申請時や処分業の許可申請時に添付する施設の図面等を複数用意する必要がなくなり手間が省ける。との声あり。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者による申請手続がオンラインで完結し、事業者サービスの向上に寄与する。

### 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の2第 3 項、第 14 条の5第 3 項  
地方自治法第 227 条、第 231 条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、千葉県、豊橋市、寝屋川市、熊本市

○産業廃棄物処理業に係る許可申請では、省令により登記事項証明書や住民票の写しといった公的書類の提出を求められており、これらがオンライン申請の支障となっている。また、行政書士法施行規則第9条第2項の規定により、行政書士が作成した書類には記名して職印を押すこととなっているため、紙による申請が必要となる状況となっている。

○当県では令和6年度末に廃掃法手続きの電子申請（オンライン決済）を可能としたが、処理業の変更届のみがe-Gov対応となると申請手続きの一貫性が担保できず申請者・審査者相互にとって事務処理が煩雑となる。許可から廃止に至るまでの一連の手続きについて、全国統一した申請フォームによりe-Gov対応とすることで相互にメリットが生まれるものと考える。

## 各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No.4-4] e-Govの利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあるとおり、環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい。

なお、産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現するには、さらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。については、地方公共団体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、デジタル庁とも調整の上、検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請については、当県を含む多くの自治体が現在も紙による受付を行っており、提出のため申請者が郵送又は窓口に足を運ぶ必要等があり、複数の自治体で事業を展開する申請者にとって非常に負担である。また、申請手数料の納付については収入証紙を用いているため、申請から手数料納付まで一貫してオンライン完結できることが事業者サービスの向上に寄与するものと考える。

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現するにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況ということだが、提案の実現に向けてどのような機能が不足しているのか、その機能追加・改善に向けた具体的なスケジュールも併せてお示しいただきたい。その上で、産業廃棄物処理業に係る申請手続のオンライン化の時期をお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料納付のオンライン完結を実現する上で、どのような機能改善・追加等が必要なのかを明らかにするとともに、実現までのスケジュールを具体的に示すべきではないか。

マイナポータルぴったりサービスと連携したキャッシュレス納付機能（政府共通決済基盤）の活用が検討できるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、重点政策として「e-Govの利用促進」が位置づけられており、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備することとされている。環境省としても、デジタル庁の対応に歩調を合わせており、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、共通化の重点政策になったことからe-Govによるオンライン化の検討を進めている。これらの検討結果により要件が明確化されたことを踏まえ、デジタル庁において必要な機能拡充のスケジュールを設定し、機能拡充の状況を踏まえて環境省において手続のオンライン化のスケジュールを設定する予定である。

なお、国による一元的なプラットフォームの整備に当たっては、事業者の利便性を考慮し、各自治体の提出様式等の統一化も併せて推進する必要がある。

上記環境省の検討と並行して、デジタル庁において、e-Govでの地方公金の電子納付の実現に向けた検討を進めている。検討結果を踏まえてスケジュールを設定する予定である。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(27)】【環境省(5)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

産業廃棄物処理業の許可の申請(14条1項及び6項)、更新の申請(同条2項及び7項)及び変更の許可の申請(14条の2第1項)については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・オンラインで申請可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)を活用する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・許可の申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	363	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

住居表示業務・システムの共通化

### 提案団体

仙台市、札幌市、石巻市、塩竈市、栗原市、大崎市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

### 求める措置の具体的な内容

住居表示業務について、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、住居表示台帳及び住居表示に係る事務のシステムの共通化を求める。

### 具体的な支障事例

当市では紙ベースの住居表示台帳に基づいて住居表示業務を行っている。住居表示の実施から30年以上経過した地域が多く存在しているため、街区内に新しい道路が整備された場合など、実施当時に作成した台帳と現況が異なるケースが多く発生しており、確認に時間を要したり、建築位置の誤認による住居番号の設定ミスが発生したりしている。さらに、紙ベースによる管理であるため天災等により台帳が滅失するリスクがある。

住居表示に係る行政側の事務負担としては、台帳の更新作業及び通知作業において、住居表示台帳の閲覧や交付申請があった場合に備え、アナログで個人情報を除く作業を行う必要があるなど、令和6年度には年間6,905時間程度の事務負担が生じている。

また、住居表示台帳に基づく証明書の交付にあたっては、窓口での交付かもしくは紙の証明書を郵送しており、来庁する負担や郵送料、交付までの時間など、申請者にとって不便な状況となっているほか、行政側では令和6年度には年間318時間程度の事務負担が生じている。

その他、民間事業者等から台帳の写しを求められた際には、紙ベースでの提供であるため、民間事業者等においてそれぞれデータへと加工する作業も発生している。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が住居表示台帳にかかるシステムの共通化を主導することで災害等による滅失リスクを回避するとともに台帳の更新作業及び通知作業について、行政側の効率化が図られることで、通知タイミングの早期化にも繋がるなど市民サービスの向上が見込めると考える。

また、台帳を電子化することで、現在国が推進しているアドレス・ベース・レジストリとの連携等により幅広い主体の利便性向上に資すると考える。

アドレス・ベース・レジストリにおいては現状、地図検索機能や地番と住居番号を証明する機能等は実装されたため、引き続き自治体が行う住居表示業務において提供するものと認識しているが、全自治体の住居表示台帳が共通システムにより電子化されれば、台帳の閲覧等についてもシステム上で閲覧することがも見込めるた

め、閲覧等に係る事務が不要となるほか、証明書の交付事務についても効率化が図られ、閲覧者等及び行政側の負担が軽減できる。さらに民間事業者等に対しては加工が容易なデータを提供することも可能になると考える。

#### 根拠法令等

住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、長崎市、熊本市

○当市においても提案団体と同様の支障が生じており、紙ベースの台帳であることから、台帳への追記・修正等の手間や情報公開対応等の事務の効率性が悪く、また、台帳の経年劣化により今後の業務に支障が出る想定であり、災害等の滅失の恐れがある。

○当市も紙で住居表示台帳を管理しているため、製図が担当者に委ねられており、災害等で紙の台帳を滅失した場合、復元が困難となるなどの課題がある。

行政のデジタル化を推進するためにも補助金等があれば、台帳の電子化について再度検討をすることができる。

※過去に当市では住居表示台帳の電子化をするために予算要望をしたものとの費用が多額になるため、予算化に至りませんでした。

○電子化されていない自治体が多い事務であり、各市等で同様の事務が行われているため、システムの共通化は必要と思料される。

#### 各府省からの第 1 次回答

アドレス・ベース・レジストリについては、公的基礎情報データベース整備改善計画(令和7年6月 13 日閣議決定)に基づき、制度所管省庁等と協力し、整備や検討を進めていく。

住居表示台帳に係るシステムの共通化については、公的基礎情報データベース整備改善計画に基づくアドレス・ベース・レジストリの整備に係るデジタル関係制度改革検討会及びベース・レジストリ推進有識者会合における検討状況を踏まえ、検討する。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当初提案においても言及したとおり、災害等による紙台帳滅失のリスクは復元が困難になるなど喫緊の課題であるため、住居表示台帳に係るシステムの共通化については、公的基礎情報データベース整備改善計画で定められている各データの整備方針などと並行して、行政側の効率化、市民サービス向上のために早急にかつ積極的に検討を進めていただきたい。

加えて、過去に当市では住居表示台帳の電子化をするために予算要望をしたが、費用が多額になり予算化に至らなかつた経緯があるため、共通システムの導入により自治体の財政負担が最小限のものになることを期待する。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第 2 次回答

住居表示台帳に係るシステムの共通化においては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム(第7回)にて共通化の対象候補案として選定され、今後の検討方針が示されたところです。ご提案の要望

や今後の自治体からの意見照会における意見踏まえ、デジタル庁は、総務省と協力し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定してまいります。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁(22)】【総務省(20)(ii)】

###### 住居表示に関する法律(昭37法119)

市区町村が行う住居表示業務については、住居番号等を管理するための住居表示台帳を紙管理していることによる市区町村の事務負担を軽減するため、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、住所・所在地関係データベース(アドレス・ベース・レジストリ)に効率的にデータを蓄積できる仕組みの構築を念頭に、国・地方を通じたトータルコストを最小化する方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	366	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

### 提案事項(事項名)

国家資格「計量士」の登録

### 提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省

### 求める措置の具体的な内容

国家資格「計量士」の登録について、

- (1) 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。  
(2) 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。

### 具体的な支障事例

国家資格等については、令和6年8月6日より運用が開始された国家資格等情報連携・活用システムを用いることで、オンラインでの資格登録や「デジタル資格者証」による資格所持状況の確認が可能になる予定であり、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)」では建築基準適合判定資格者等の国家資格について、国家資格等情報連携活用システムを用いたオンラインによる登録申請を可能とするとともに、都道府県経由の廃止が謳われている。

#### (1)について

計量士についても、計量法施行令第32条で登録申請時の都道府県経由が規定されているところ、建築基準適合判定資格者と同様に国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンライン申請を可能とした上で、紙媒体及びオンライン申請双方の都道府県経由事務を廃止することで、登録申請者から直接国へ申請が行われ、来庁負担が不要になる。

また、登録申請者にとってのメリットだけでなく、都道府県での事務処理の負担軽減にもつながる。(令和6年事務処理実績:令和6年度6件受付、1件あたり12時間要する)

#### (2)について

さらに、「デジタル資格者証」を計量士登録証の原本とすることで、登録証の交付についても、都道府県経由を不要とし、申請者への交付の迅速化や都道府県事務の負担軽減が期待される。

これらのことから、計量士の登録申請については「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、他の国家資格の登録申請と同様に国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンラインによる登録申請を可能とし、「デジタル資格者証」を登録証を原本とするとともに、紙媒体及びオンラインによる申請のどちらの場合であっても都道府県の経由を要しないこととすることを提案する。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

#### 1. 都道府県窓口に行くことが負担との意見

申請のオンライン化は望ましいが、紙の登録証交付を都道府県経由で行う場合、受取のため都道府県窓口に来庁してもらうこととなり、申請者の負担軽減とならないため、デジタル資格者証のニーズは高いと考える。

現状の紙の登録証の受領については、都道府県経由で交付されることから、受取のため都道府県の窓口に出

向く必要がある。

なお、郵送での受取方法もあるが、登録証が折れ曲がる可能性が高いので、デジタル資格証での交付が求められている。

## 2. 携帯できる免許の要望

紙の免許証を失くしてしまい再発行を求める方も多く、デジタル資格者証への潜在的ニーズは高いと考える。

定期検査に係る代検査を行う際に、受検者から資格者である旨の明示を求められることがあり、デジタル資格証への潜在的ニーズは高いと考えられる。

なお、現在の紙の登録証は常時携帯することは無理である。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により申請者の負担軽減及び行政のデジタル化・効率化につながる。

## 根拠法令等

計量法第122条、計量法施行令第32条、第36条、第37条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、山梨県、滋賀県、和歌山県、宮崎県

○当県における計量士登録の令和6年度実績は3件となっている。

計量士の登録申請及び登録証交付手続は都道府県経由で行われており、手続に時間を要している。

これらの手続についてデジタル化し、都道府県経由を廃止することにより、申請者及び都道府県事務の負担軽減が図られる。

○提案内容と同様の意見です。（令和6年度3件受付、1件あたり12時間を要する）

○業務の効率化に資するDXを活用した取組で、申請者の利益となるほか、類似の国家資格に関する先行事例もあるため有用と認められる。

## 各府省からの第1次回答

政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要があり（計量法第122条）、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第54条に基づき、「法第122条第2項第1号の条件に適合していることを証明している（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）。

現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。（登録申請における個別の事業所での業務（申請は全ての都道府県から出される）について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。）

また、計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととすることは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。

適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」

の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

計量士登録事務の経由が廃止されることにより、都道府県の事務負担が軽減され、行政の効率化を図ることが可能である。「経済財政運営と改革の基本方針2025」等、政府方針としても経由事務の廃止が明示されており、積極的に御検討いただきたい。

従来どおり都道府県知事の実務経験証明の運用を継続する場合であっても、申請者や都道府県の負担軽減や、登録証交付事務等の簡略化を図る観点から、申請情報が都道府県と国に同時に共有されることで、両者が

並行して事務を行うことが出来る仕組みにすることや提出書類の形式審査をシステムが自動に行えるようにすること、デジタル資格者証の原本化など、「計量士」の登録申請手続等における「国家資格等情報連携・活用システム」の活用について、早急に検討いただきたいと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。国へのオンライン申請を可能とし、申請内容等の確認に係る都道府県経由事務を廃止した上で、国への申請情報が同時に都道府県に共有される仕組みとすることで、国からの実務経験証明の照会を要さず、都道府県自ら実務経験証明を国に提出する運用が可能になるのではないか。これにより、国・地方全体での事務の効率化・合理化が図られるのではないか。

計量士の登録情報等をシステム上で都道府県に共有することで、都道府県における適切な計量行政の遂行に支障は発生しないのではないか。

## 各府省からの第2次回答

計量法における法執行業務は、国、都道府県、特定市が、それぞれの役割を担っており、都道府県は、計量行政の実施主体として、多くの自治事務を担っている。

計量士登録申請において、都道府県は申請者における実務経験の条件（「計量に関する実務に一年以上従事」等）に適合することを証する書面（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）を、自治事務で得られる情報や知見等も踏まえ、必要に応じ、実際に従事している事業所を訪問するなどして作成しており、単なる都道府県への情報共有を目的とした経由事務ではない。

具体的には、実務経験の期間としてカウントできる事業所については、計量法上の各種手続き（登録、指定、届出受理等）上、都道府県が最も情報を有し、密接に関係している事業所（計量証明に係る事業所、適正計量管理事業所等）であり、都道府県が実務経験の証明を実施するのが最適。

本件については、今後も引き続き、都道府県が対応することが地域の適正な計量の実施の確保に資するものと考えるが、経由事務廃止の是非について、提案自治体以外の都道府県の計量行政機関がどのような考えであるか確認する。

他方で、申請者の利便性向上や行政事務の効率化に資するべく、国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」）の活用等については、システムの利用が可能か否か関係省庁等と検討を深めたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(28)】【経済産業省(5)(ii)】

計量法（平4法51）

計量士の登録申請（施行令32条1項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し

たオンライン化の可否を検討するとともに、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、当該登録に必要となる申請者の実務経験の証明について計量行政に関する自治事務(検定(16条1項2号イ)、定期検査(19条1項)、立入検査(148条1項)等)で得られる知見を都道府県が有していることを考慮しつつ、都道府県の意見を踏まえ、都道府県経由事務の廃止の是非について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、デジタル化された計量士登録証(施行令34条1項)を、その原本とすることについては、国家資格等情報連携・活用システムの仕様等を踏まえつつ、検討する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	375	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築

### 提案団体

京都市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

### 求める措置の具体的な内容

戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえ、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

士業者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)は、職務のために戸籍や住民票に係る証明書を請求できることが法令に規定(いわゆる職務上請求)。

請求時は、士業者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示(郵送請求の場合は写しを提出)し、士業者の所属する会が発行した交付請求書(いわゆる統一請求用紙)を手書きで記入し、当該士業者の職印を押したものを提出する。

請求をオンラインで行う場合は、統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報に所定の電子署名を付し、所定の電子証明書を添えて送信するか、又は、改正戸籍法施行規則の施行後においては戸籍に係る証明書であれば「法務大臣が定めるこれに準ずる措置」を講じる必要がある。

士業者が所属する会が発行する統一請求用紙は、法務省民事局長依頼(昭和61年1月21日民二第483号)に基づき、同依頼に示される案を参考して作成されている。また、同依頼における「会員以外の者が当該用紙を入手又は利用することを防止する措置」として、通番を付した複写式のものとし、会員への販売時に通番を控えるほか、士業者が所属する会において、請求に用いられた統一請求用紙の請求控えの点検を行っている。

自治体では、統一請求用紙の記載内容等をもとに、請求理由は適当であるか、請求者の業務の範ちゅうであるか、受任した事務、事件の内容に照らして交付する証明書で過不足はないか等の点検を行い、適正な請求であることを確認したうえで証明書を交付している。

#### 【支障事例】

法令上、オンライン請求は可能であるところ、前述の統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報や、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報の具体的な内容が明らかでなく、事実上、行うことができない。なお、士業者が所属する会においても現状請求手段として規定していない。

ある民間企業の調査では、全国で年間350万件の職務上請求が行われ、このうち8割が郵送によるものと推定されている。全ての統一請求用紙は手書きで記入され、自治体、士業団体で審査、点検が行われているほか、郵便料金だけで6億円を超える費用が発生している計算になる。

また、当市では郵送による職務上請求を年間2.4万件受け付けているが、このうち約800件を調査したところ、交付請求の目的に「相続」とだけ記入されるなど約10%の割合で統一請求用紙の記載内容に疑義が生じ、請求者に対し電話での問合せを行っていた。

### 【支障の解決策】

オンライン請求が現実に行われていないのは、支障事例に記載のとおり統一請求用紙等に代わるべき措置がないことが理由であり、統一請求用紙を用いる仕組みの目的は、士業団体を請求スキームに関与させることで不正請求を防ぎ、もって市民のプライバシーを守ること。そのため、不正請求への対策を適切に講じたシステムの利用は、この代わるべき措置に該当することを明示いただきたい。

また、相続登記の義務化などを背景に今後職務上請求の利用増が見込まれるところ、オンライン請求の実現は士業、自治体双方で業務の効率化につながる。しかし、職務上請求のスキームに対応する既存の申請ソリューションが存在せず開発費用が高額になるほか、8士業でそれぞれ異なるシステムを導入した場合は自治体側に財務、業務両面の負担が生じる。このような状況を踏まえ、職務上請求のオンラインシステムは、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるシステムとして国において効率的に整備していただきたい。

オンライン請求システムに入力支援や形式審査等の機能を持たせることで、請求の不備や疑義が減り、自治体は実質的な部分の審査に注力できるようになる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

静岡県司法書士会が職務上請求を可能とするオンラインシステムの構築を要望(令和3年)。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

士業においては、統一請求用紙の手書き記入、区役所や郵便ポストまでの移動に伴うコストが減少し、依頼者である市民の負担軽減や抱える問題の早期解決につながる。

自治体においても、請求の形式的な不備をシステムで未然に防ぐことが可能となり、交付までの時間短縮、請求内容のより詳細な点検ができるようになる。また、業務効率化により、地域における福祉やまちづくり等の課題への対応に一層注力することができる。

### 根拠法令等

戸籍法第10条の2第3項、第10条の3。戸籍法施行規則(令和7年5月26日改正施行)第11条の2第4項、第11条の3第2項、第79条の2の4第1項、第79条の3、第79条の4。

住民基本台帳法第12条の3。住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第11条。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条。総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条。

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、豊田市、安来市、広島市、熊本市

一

### 各府省からの第1次回答

#### 【デジタル庁】

制度所管省庁における職務上請求のオンライン化の方針を踏まえ、必要に応じてデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の観点で制度所管省庁と連携して対応する。

#### 【総務省】

住民票の写し等の職務上請求については、「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)において「戸籍謄本等に係るデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の検討結果を踏まえ、総務省において、デジタル庁と連携して具体的な内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る」とされたとおり、戸籍謄本等に係る検討結果を踏まえ、検討する。

#### 【法務省】

戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされていることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、現在の職務上請求のアナログの仕組みが士業者、市区町村の双方で事務効率の向上の妨げ等になっている点について、デジタル技術を活用することで問題を解決するとともに、それによって士業への依頼者である市民の便益の増進を図ることが目的である。

そのためには、単に手段としてのオンライン請求の実現にとどまらず、士業、市区町村の双方が利用することを想定した、例えば、請求時に明らかにしなければならない事項のフォーム入力、フォーム入力時の入力支援(例えばプルダウンメニューからの選択、条件分岐、郵便番号での住所補完)、入力された情報の形式審査、士業資格の有効性や事務所の所在地のオンラインでの確認等を可能とするシステムの構築についても合わせて目指すべきである。

証明書の発行に要するシステムは市区町村の責任と費用負担により準備すべきとの指摘は理解できるところ、個別にシステムを調達したことによって市区町村ごとにシステムの機能やインターフェースが異なるより、共通である方が社会的コストは低廉であり、この標準仕様の策定が可能なのは国に限られる。

このように本提案は自治体に限らず社会全体がデジタル化の恩恵を最大限に享受できるよう全市区町村にまたがる制度の改善を求めるものであり、地方自治法第1条の2第2項の趣旨からも、整備を含め国が積極的に関与することは当然と考える。

また、利用者目線では戸籍と住基を区分する必要性に乏しく、議論、検討はデジタル庁、総務省、法務省の3者の連携のもとで行うべきであると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

### 【デジタル庁・総務省】

職務上請求システムについては、デジタル行財政改革会議において共通化の対象候補とされたことを受け、上記の検討状況を踏まえ、具体的な方法について検討する。

### 【法務省】

既に回答したとおり、国において職務上請求に係るオンラインシステムの構築をすることは困難であるが、現在、職務上請求に係る規定を整備すべく、不正請求の防止策等について、士業者団体と意見交換を実施しているところである。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(3)】【総務省(3)】【法務省(4)】

戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81)

士業者による各種証明書の職務上請求(戸籍法10条の2第3項及び住民基本台帳法12条の3第2項)については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	382	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

在留期間更新許可申請等における審査業務の簡素化及び情報提供ネットワークシステムの活用

### 提案団体

名古屋市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

### 求める措置の具体的な内容

在留期間更新許可申請等について、情報連携推進のため、審査業務の簡素化を行った上で、審査に必要な情報を情報提供ネットワークシステムに追加すること。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

在留資格の更新については、出入国管理及び難民認定法施行規則第21条に基づき、在留資格に応じて複数年分の所得証明及び納税証明の提出が求められており、地方公共団体の窓口において当該証明書の発行を行っている。

このような状況の中で、国において令和8年度末にマイナンバーによる情報連携を開始することを目指し、必要な法令整備及びシステム開発等の検討が行われているが、在留審査の効率化が進捗していない。

(参考)当市の状況(令和5年度)

外国人住民数 92,509 人

所得証明発行件数 45,851 件(出入国在留管理庁提出用)

納税証明発行件数 22,986 件(出入国在留管理庁提出用)

#### 【支障事例】

現在、当市の窓口では、申請者の滞納状況や雇用状況など、様々な証明書の提出が求められる実態があり、複雑な制度・取扱いの中で申請者の負担となるだけでなく、地方公共団体側にとどまても手書きの証明書の作成が必要となり、総務省が進めるフロントヤード改革の障壁になっている。

- ①分納証明書(納付誓約書等の分納している事実がわかる書類)
- ②租税条約により課税を免除されている旨の証明
- ③市民税申告書が提出されている旨の証明
- ④証明書の附記書き(給与支払者の補記)
- ⑤証明書の附記書き(納付日の補記)
- ⑥証明書の附記書き補記(本名・通称名の補記)

また、出入国在留管理庁の審査業務では「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」等に基づき、納税情報の確認の中で、納付日の確認まで求めている状況と認識している。こうした審査業務と同様の対応について、マイナンバーによるデータ連携で行うことは、データ項目設定や更新頻度の観点で課題がある。

#### 【制度改正の必要性】

在留資格の更新については、所得証明書及び納税証明書の提出が求められているため、不完全な情報連携では、結果として申請者の利便性向上に繋がらない。また、在留外国人の増加傾向が続いているところ、今後はガイドライン(R6.11.18 改訂)に伴う審査厳格化の動きがあり、申請者及び地方公共団体双方の負担軽減に向け

た取組みが喫緊の課題となっている。

【支障の解決策】

(1)審査業務の整理・簡素化

前述の①は収入額や納税額など一次情報でないため、本来は公用閲覧での対応が望ましいと考える。また、前述の②③は本人からの原本提出で対応可能である。このように、本来、地方公共団体側で発行するべき内容を見直すなど、審査業務の整理・簡素化をお願いしたい。

(2)情報提供ネットワークへの情報の追加・更新頻度の最適化

令和8年度末にマイナンバーによる情報連携開始に向けて、必要な情報の整理・追加を行うとともに、地方公共団体の負担・申請者の利便性・出入国在留管理庁の審査業務の各負担を考慮のうえ、最適な更新頻度となるよう検討をお願いしたい。

(3)情報連携が不可である場合の代替手段の検討

情報連携についても費用対効果等に基づき、対応できない事例があった場合、公用閲覧等申請者に負担を求める体制づくりの検討をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市における証明発行件数の試算でも年間 68,000 件余となるため、書類添付が不要となることによって、全国の地方公共団体での証明等の発行業務が大幅に削減されるとともに、多くの申請者にとって証明等を取得する手間・費用の削減につながり、在留期間の更新自体に対する負担を大きく軽減させることができると期待される。

さらに、運用の見直しによって、申請者の負担軽減及びバックオフィス連携による国・地方自治体双方の業務効率化の観点から、全国的なフロントヤード改革が加速することが期待される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表三十一の二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、春日部市、銚子市、相模原市、浜松市、熊本市

○当市においても在留資格関連の証明書申請者が窓口に多く来庁し、主に言語の関係や制度の複雑さから窓口長時間化やトラブルの要因となっており支障となっている。また郵送の申請や電話での問合せも非常に多く対応に苦慮している。来庁者及び地方公共団体の負担軽減のため、マイナンバーによる情報連携等の制度改正が望まれる。

○証明書の附記書き等は行っていないが、納付年月日について教えて欲しいとの要望があった場合は個別に答えている状況であり、件数が多くなっているため業務に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答

地方自治体の負担軽減や申請人の利便性向上の観点から、住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることの是非について検討する。

検討に際しては、全国の自治体が共通して追加可能な情報の範囲や年限を踏まえつつ、情報連携を開始することで、資料請求等に対する自治体の事務負担が軽減されるよう、申請事務において求める資料の範囲、手続等の見直しの要否を併せて検討する必要がある。

また、マイナンバーによる情報連携開始に向けて情報提供ネットワークシステム上に必要な情報の整理・追加を行い、運用するに当たっては、情報を登録する自治体等の事務負担に配慮しながら検討する必要があると考えている。

在留審査に当たっては、申請種類別に出入国在留管理及び難民認定法施行規則等で定める立証資料の提出

を求め、資料の追完等を求める場合には、審査上必要な範囲に限定することとしている。この点、出入国在留管理庁としては、申請人に対して、課税証明書、納税証明書の提出を求める際に、証明書に附記を求めるような取扱いはしていないが、地方官署に対して改めてそのような要請を行っていないか確認する。なお、今後情報連携が実現すれば、申請者の窓口負担が抑制されるだけでなく、地方自治体と当庁双方の事務負担が抑制される見込みである。また、当庁では、在留諸申請において、申請書類を可能な限り簡略化する取組を行っているところ、今後も申請手続の簡略化に努めてまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

在留資格の更新に当たっては、原則、納税証明書の提出が求められているため、住民税納税情報を情報連携の対象としなければ、地方自治体の負担軽減や利便性向上に繋がらないと考える。この点、マイナンバーによる情報連携を検討するとされているが、各自治体のシステム改修や事務負担に配慮し、情報連携項目の精査を行うとともに、システム運用面を含めて実効性のある制度設計を求める。また、支障事例で記載した証明書の附記書き以外にも、納付日などの個別の照会が求められている実態があるため、地方官署における審査基準の再確認、明確化を図っていただくとともに、個別の照会を含めた在留審査に必要な情報に関して全国の自治体に情報共有していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることについては、情報連携項目の精査を行い、実効性のある制度設計となるよう検討を行う。在留審査に当たっては、全国一律の審査基準で運用しており、在留諸申請に係る提出資料については当庁ホームページで公表し、手続の明確化・透明化を図っている。御指摘のあった課税証明書や納税証明書に附記を求める取扱いについては、地方官署に確認した結果、そのような取扱いをしている事実は確認できなかつたが、運用と異なる取扱いが判明した場合には是正を行うとともに、当庁としては引き続き適切な運用に努めていきたいと考えている。また、これまでと同様、適時適切な情報共有を行っていきたいと考えている。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁(18)】【総務省(15)(iii)】【法務省(7)(iv)】

##### 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)

在留資格の変更(20条)及び在留期間の更新(21条)等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、必要な住民税納税情報の項目及び年数について見直しを検討した上で、住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することにより、住民税納税証明書の提出の省略を可能とすることについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。